

広島県 薬剤師会誌

2017

隔月発行

5

No.269



第50回 広島県薬剤師会臨時総会開催



公益社団法人
広島県薬剤師会

使っていますか？
知っていますか？



連載
第4回

超簡単マニュアル(改定第2版)を活用しよう!!

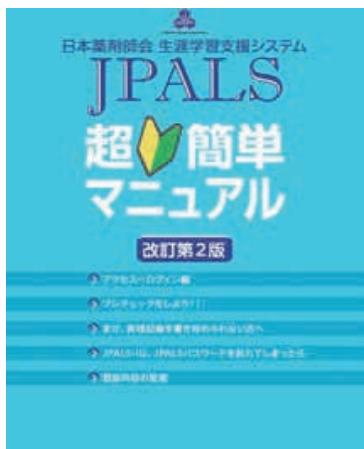
日本薬剤師会では、平成24年4月に生涯教育学習支援システム「JPALS」をスタートしました！！
利用登録はお済みでしょうか？？現在、2万5千人を超える方が利用登録しています。

登録がこれからの方、プレチェックの方法がわからない方、実践記録をまだ1本も書いていない方は是非『超簡単マニュアル(改定第2版)』を利用してください。

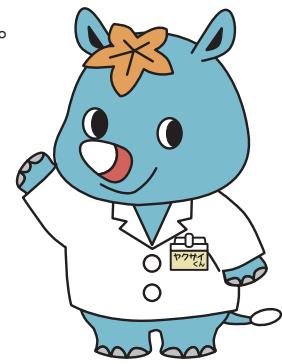
超簡単マニュアルは日本薬剤師会ホームページでも公開しています。

JPALSの概要及び登録は下記、JPALSホームページをご覧ください。

<https://www.jpals.jp/>



- >アクセス～ログインしよう
- >プレチェックをしよう
- >まだ、実践記録を書き始められない方へ
- >JPALS-ID、JPALSパスワードを忘れてしまったら
- >登録内容の変更



JPALSのポートフォリオシステムでは『これを学習した。
記録に残したい。』と思ったことを自由に記録できます。

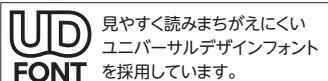
新しい生涯学習のスタイルを JPALSで始めましょう！！

広島県薬剤師会生涯学習推進ワーキンググループ

広島県薬剤師会誌目次

No.269

第50回広島県薬剤師会臨時総会開催される	2
認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第47回薬学教育者ワークショップ中国・四国 in 福山	6
平成28年度日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議	7
平成28年度第15回会館建設特別委員会	9
健康づくり支援に関する講演会～健康食品でも飲み合わせがあるんです～	10
平成28年度広島県合同輸血療法研修会	11
平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会（実技研修）	12
平成28年度学校薬剤師中国ブロック連絡会議	16
平成28年度第6回学校環境衛生研究協議会	17
第50回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）	18
広島県薬剤師研修協議会	19
平成28年度感染症講習会「薬剤耐性菌を知る。」	20
平成28年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会	21
平成28年度中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会	22
日本薬剤師会第88回臨時総会	23
広島プライマリ・ケア研究会世話人会～当会のこれまでの活動と散会について～	24
平成28年度第3回在宅訪問栄養ケア推進委員会	25
日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議	26
平成28年度日本薬剤師会行政薬剤師部会講演会（大阪会場）	27
平成28年度薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会	28
ようようまつり（モバイルファーマシーによるHMカードの発行）	29
平成28年度第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会	30
平成28年度社会保険指導者研修会	31
第2回高齢者対策総合推進会議	39
第3回広島県結核予防推進プラン検討委員会	40
復職支援研修会（オリエンテーション）	44
平成29年度保険医療機関等（薬局）指導打合せ会	45
福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について	47
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 議事要旨 県薬日誌 行事予定	50
行政だより	63
地域薬剤師会だより／諸団体だより	69
研修だより	80
広島県モバイルDI室・事例報告 ¹⁹	82
薬事情報センターのページ	86
お薬相談電話事例集No.105	88
安全性情報 No.341	89
検査センターだより	90
ひろしま桔梗研修会 平成28年度第3回研修会報告	91
薬剤師の休日／薬局紹介 ⁵⁴	92
書籍等の紹介／告知板	94
保険薬局ニュース	色紙
「薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン」の作成について	
薬剤師連盟のページ	色紙



表紙写真 ヤマエンゴサク／延胡索（ケシ科）

日本・中国・朝鮮半島の高地に自生するエゾエンゴサクやヤマエンゴサクの根茎を延胡索として用います。根にはアルカロイド成分が含まれ弱い麻痺作用や鎮痛作用があります。漢方薬では痛みをやわらげ血流を促す目的で安中散や折衝飲に配剤されます。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部）撮影場所：北広島町

第50回 広島県薬剤師会臨時総会開催される

— 平成29年度事業計画・収支予算決定 —

第50回広島県薬剤師会臨時総会は、去る3月26日（日）午後1時から、広島県薬剤師会館において開催された。

会議は中川潤子常務理事の司会のもと開会され、有村健二副会長の開会の辞を以て開会された。

次に、平成28年度の物故会員に対して、ご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

次に、議長・副議長が着席され、出席代議員数の確認があり、出席代議員数が65名であり、定款第20条に規定にする2分の1の定足数に達しているので、会議の成立宣言があり、直ちに開会された。

議事録署名人に長坂晃治代議員（安芸）、麻生祐司代議員（尾道）を議長指名によって選任された。

次に、会長演述に移り、豊見雅文会長から別掲のとおり演述があった。

次に、議案等の審議に入り、直ちに報告事項7件、議案第9件を上程議題とし、次のとおり各担当理事等から報告事項の説明並びに議案の提案理由の説明が行われた。

（報告事項の説明）

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
(竹本貴明日薬代議員)

報告第2号 平成28年度会務及び事業執行状況報告
(公衆衛生) (野村祐仁副会長)
(青野拓郎副会長)

報告第3号 平成28年度事業執行状況報告（検査）
(野村祐仁副会長)

報告第4号 平成28年度事業執行状況報告（会館）
(野村祐仁副会長)

報告第5号 平成28年度事業執行状況報告（共益）
(野村祐仁副会長)

報告第6号 平成28年度決算見込
(吉田亜賀子常務理事)

報告第7号 会館建設について (豊見雅文会長)
(中野真豪会館建設特別委員会委員長)

以上の報告事項の説明終了後、暫時休憩した。



<休憩 午後2時15分、再開 午後2時30分>

会議再開後、引き続き各議案の提案理由の説明が、次のとおり行われた。

（提案理由の説明）

議案第1号 平成29年度事業計画（公衆衛生）(案)

(野村祐仁副会長)
(青野拓郎副会長)

議案第2号 平成29年度事業計画（検査）(案)

(野村祐仁副会長)

議案第3号 平成29年度事業計画（会館）(案)

(野村祐仁副会長)

議案第4号 平成29年度事業計画（共益）(案)

(野村祐仁副会長)

議案第5号 平成29年度会費額の件(案)

(吉田亜賀子常務理事)

議案第6号 平成29年度収支予算(案)

(吉田亜賀子常務理事)

議案第7号 平成29年度資金調達及び設備投資の見込み
を記載した書類(案)

(吉田亜賀子常務理事)

以上の提案理由の説明終了後、質問に入った。

○新会館移転費用総額8億円の上限について

○移転費用について

○借入金総額について

○無菌調剤室の安全キャビネットの設置について

質疑終了後、採決が行われ、議案第1号～7号についても原案のとおり承認された。

次に議案第8号 資産取得資金の積立について(案)の提案理由の説明後、採決が行われ原案のとおり承認された。

次に議案第9号 公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程の一部改正について(案)の提案理由の説明が行われ、質問に入った。

○保険薬局部会会費について

○保険薬局部会のメリット・デメリットについて

質疑終了後、採決が行われ原案のとおり承認された。

以上で議事を終了し、谷川正之副会長の閉会の辞を以て閉会された。

<閉会 午後3時50分>

《 豊見会長演述 》

年度末の日曜日、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。心より感謝申し上げます。

2015年10月に厚労省は～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～という発想の元、「患者のための薬局ビジョン」を策定しました。内容は日本薬剤師会が2013年に作った「薬剤師の将来ビジョン」を踏まえた物になっているのですが、その後の厚労省の施策には若干の違和感を感じています。特にかかりつけ薬剤師の要件や、健康サポート薬局の運営などには不満を感じています。しかし、「門前」から「かかりつけ」に、そして「地域」へと言う方針は以前から我々が主張している通りの方向ですので、地域包括ケアシステムを完成させるためにも広島県薬剤師会として大いなる努力をして行く所存です。

同時に出てきた問題が「敷地内薬局」です。幸い、広島県では病院が敷地内に薬局を公募するという例は今のところ出てきていませんが、島根県では益田日赤病院が敷地内に薬局を公募し、広島県に本社を持つ薬局が進出すると聞いています。この事態は「患者のための薬局ビジョン」に真っ向から反する物で、容認することはできません。厚労省は経済財政諮問会議の圧力により、規制緩和の方向を打ち出しています。たとえその薬局の配置が、容認できる例としてあげている状態に当てはまっているとしても、薬剤師会としては反対をし続けます。敷地内にあって、独立した薬局として機能することと言ふことは考えられません。また、OTCを含むセルフメディケーションをも担う薬局ということもあり得ないことです。患者さんの立場から見れば、建物が分かれているだけで、実質院内調剤所と同じ状況で薬を受け取って、院外薬局と同じ料金を払うことになるのですから、文句を言いたくなるのでは無いでしょうか。私は敷地内薬局の点数は院内調剤所と同じ点数で、また敷地内薬局を持つ医療機関が処方箋を発行する場合は、院内投薬の処方料と同じ点数にすべきであると主張しています。我々は、医療機関から独立した保険薬局としての機能を強化して、そのメリットを患者さんに理解していただくための働きをしていかなければならないとの思いを強くしています。

今年1月に偽ハーボニー事件が起こりました。今までには、インターネットで個人輸入したED治療薬などを別にすれば、日本の医薬品流通に偽薬が入る余地はない、と考えられていました。ハーボニー等の高価な薬を未開封の包装のままないと受け取らない患者さんがいて、横流しが考えられるという指摘が出たときも、まさか自身を入れ替えて現金問屋に流れるということは想像ができませんでした。このことは、我々が薬局間で行っている不動在庫の売買にも影響して来る事態であります。安全な医薬品流通の最後の砦としての薬局という立場を守るために、正規ルートから仕入れるという原則を守ら



なくてはならないと思います。

昨年10月に、デパスなどが向精神薬に指定されました。

そのとき、医療関係者は投与可能日数が30日に制限されたことだけに注目し、患者さんの副作用被害に目を向けた薬剤師は少数だったと思います。

その後、今月になって、ベンゾジアゼピン受容体作動薬44種類の添付文書が改訂されました。これらの薬は承認用量の範囲内でも長期服用するうちに身体依存が形成されることで、減量や中止時に離脱症状があらわれる特徴があるとされ、添付文書には

- 漫然とした継続投与による長期使用を避けること
- 用量を遵守し、類似薬の重複処方がないことを確認すること
- 投与中止時は、漸減、隔日投与等にて慎重に減薬・中止を行うこと

と書かれることになりました。

今までわれわれは、新しいベンゾジアゼピン受容体作動薬は、「副作用も少なく心配ありません。安心して服用して下さい。」と患者さんに説明し、コンプライアンスを上げることにつとめてきたのですが、現実は違っているのです。

デパス等の依存性はかなり強く、減薬・断薬に苦しむ人の多さは驚くほどです。

今後、薬剤師はこの事実を患者さんに知らせ、それを踏まえた上での服薬指導を行うことになります。かなり厳しい道だと思いますが、それが薬剤師としての役目です。

薬剤師は他の医療従事者と連携しながらも、医師から独立して、患者さんの為に働く。この原則を崩してはならないと考えます。この姿勢を貫くことによって、本当の「かかりつけ薬剤師」になることができると思っています。

今日は新会館建設を含む来年度の事業計画、予算を審議していただきます。会員全員が薬剤師職能に誇りを持ち、若い薬剤師が将来の希望を持って働く事ができる環境を作るための事業計画であり、予算です。忌憚の無いご意見を伺い、広島県薬剤師会が明るい方向に進むことができれば良いと思います。

簡単ではございますが、以上をもちまして会長演述とさせていただきます。

第50回広島県薬剤師会臨時総会出席者名簿 (平成29年3月26日(日))

代議員議席表

議席番号	氏名	地域・職域名	議席番号	氏名	地域・職域名
1	池田 康彦	広 島	40	長谷川 項一	広島佐伯
2	今田 哲生	"	41	竹下 武伸	大 竹
3	岩本 義浩	"	43	森川淳一郎	廿 日 市
4	形部 宏文	"	44	渡邊理恵子	"
6	坂本 徹	"	45	出口 正光	東 広 島
7	佐々木薰英	"	46	小塙真理子	"
8	高橋 強	"	49	藤政 智栄	"
9	高村 豊至	"	50	中嶋 都義	呉
10	武末 玲子	"	51	花岡 宏之	"
11	出張 景子	"	52	濱崎 匡史	"
12	長坂 晋次	"	53	林 充代	"
13	中野 真豪	"	54	大塚 幸三	"
14	野村 伸昭	"	56	井上 俊則	竹 原
15	日浦 昌洋	"	57	神田 信吾	"
16	細田 正紀	"	58	井上 真	福 山
18	大谷 純一	"	60	作田 利一	"
19	森川 悅子	"	61	高橋 富夫	"
20	山内 純子	"	62	田口 直子	"
21	吉川 勇人	"	63	萩原 謙二	"
23	秋本 浩志	安 佐	64	松本久二子	"
26	木村 昌彦	"	65	村上 寛子	"
27	貞永 昌夫	"	66	山岡恵美子	"
28	下田代幹太	"	67	山口 恵徳	"
29	峠 文子	"	68	常盤 周作	三 原
31	徳尾 節子	"	69	中村 勇樹	"
32	皮間壽美子	安 芸	70	肥後 克彦	"
33	末次 達也	"	71	麻生 祐司	尾 道
34	長坂 晃治	"	73	横田いつ子	"
35	西原 昌幸	"	74	横田 進	"
36	畠山 厚	"	75	津国 美香	因 島
37	池田 和彦	広島佐伯	77	清原 厚子	三 次
38	宗 文彦	"	78	杉田 善信	"
39	呑田 敬三	"	79	平岡 一貴	行 政

役 員

氏名
会長 豊見 雅文
副会長 野村 祐仁 青野 拓郎 有村 健二 谷川 正之
専務理事 村上 信行
常務理事 井上 映子 小林 啓二 竹本 貴明 豊見 敦 中川 潤子 平本 敦大 藤山 りさ 二川 勝 松村 智子 吉田亜賀子
理事 秋本 伸 有村 典謙 宮地 理 宮本 一彦 森広 亜紀
監事 岡田 甫 菊一 瓜子

地域・職域会長

支部名	氏名	支部名	氏名
広 島	野村 祐仁	竹 原	永井 清之
安 佐	下田代幹太	福 山	村上 信行
安 芸	二川 勝	三 原	常盤 周作
広島佐伯	宗 文彦	島	宮地 理
大 竹	竹下 武伸	因 次	杉田 善信
呉	大塚 幸三	三 行	加藤 瞳子

オブザーバー

氏名
久笠法律事務所 長谷川 栄治 弁護士

第50回広島県薬剤師会臨時総会を終えて



中川潤子常務理事の司会で有村健二
副会長の開会の辞で開会されました。

薬剤師綱領唱和、物故会員への黙祷後、野村伸昭議長、池田和彦副議長が着席後議事の進行がされ、出席代議員数の確認後、議事録署名人として安芸支部長坂晃治代議員、尾道支部麻生祐司代議員が選出されました。豊見雅文会長の会長演述が行われ、報告第1号から報告第7号まで、議案第1号から議案第9号まで一括上程議題とされ各担当理事より報告事項の説明、議案の提案理由の説明が行われ、その後各代議員より質問、質疑が行われました。質問内容については、

- 新会館移転費用8億円の上限額について
- 新会館移転のための借入金額上限7億円について
- 無菌調剤室への安全キャビネットの設置について
- 保険薬局部会の在り方について（会費について）

質疑終了後、採決が行われ、各報告事項、議案第1号から第9号まで原案の通り可決されました。以上で議事を終了し谷川正之副会長の閉会の辞を以て臨時総会は終了しました。

新会館移転費用8億円の上限額について、現状8億ではすまない状況が予測される、現時点での想定費用がどれくらいになるのか、6月総会でしっかりと議決をとった方が良いのでは？という質問に対し現時点では総額を示せない、数字として出せるのは公示価格が4億6700万円、現状ではこれ以下になることは想定にくく、

広島佐伯支部 宗 文彦

今までの説明を伺ってもこの8億を超えることは想定できる。次の総会において、およその数字を出せるのではないかという回答、出来るだけお金をかけずに会員の会費を使わず議論されている事は理解できます。その中でも立派な会館をたてるため、皆さんの総意をとって再度議決をとってほしいという事でした。

以前より保険薬局部会の在り方について一本化を図った方が良いのではという意見について、県薬剤師会としてもワーキングチームを設け検討してきた課題、今年度の事業計画もほとんどの事業が保険薬局部会と関連するところが多く、その状況を見ると一本化は難しいのではないかと感じました。会費の徴収方法についても支部の現状に沿った在り方、広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規定の一部改正、処方せん枚数の算出の期間を薬局機能情報の報告の期間に合わせた事は合理的な改訂内容であると思われます。保険薬局部会に入るメリットについても、支部においても保険薬局部会費を支払いついたいている会員さんとそうでない会員さんについては豊見会長のおっしゃる通り独占禁止法にならない状況で差別化して情報提供が行われるべきと感じました。最後に会館建設については公益社団法人として無菌調剤室の安全キャビネット設置の検討も含め、広島県薬剤師会会員さんのためになるより良い会館作りを目指していただきたいと支部としても切にお願いするところであります。

第101回薬剤師国家試験問題 (平成28年2月27日～2月28日実施)

問3 示強性状態関数の熱力学的パラメータはどれか。1つ選べ。

- 1 ギブズ自由エネルギー (G)
- 2 エンタルピー (H)
- 3 圧力 (P)
- 4 エントロピー (S)
- 5 内部エネルギー (U)

正答は 96 ページ

認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ 第47回薬学教育者ワークショップ中国・四国 in 福山

日 時：平成29年2月11日（土）・12日（日）
場 所：福山大学

報告 I

福山支部 辻田 吉則

ワークショップでは、教育を「学習者の行動（パフォーマンス）に価値ある変化をもたらすこと」と捉えています。学習者の到達すべき目標（アウトカム）を設定し、教える側全員がこの目標を理解したうえで、教育の評価方法を具体的に作り上げ、学習者がアウトカムに到達したか、この教育の方法そのものが妥当であるかなどを評価し、より良いカリキュラムを作り上げていく手法を得るのがこのワークショップの目的です。

実際にテーマ「カリキュラム・プランニング」アウトカム（学習成果）薬学教育の質を高め、望ましい薬学生・薬剤師を育成すること。

学習目標：薬学教育に高い関心をもち、薬学実習のカリキュラムを立案する。として、7名から8名でワークショップの展開（グループ・セッションと全体セッションを繰り返す）を実施し、グループ内及び全体で、建設的で批判的な意見を活発に交わしました。

臨床現場での学習に有効な手法として、
 ①効果的なフィードバック（1分間指導）～学習者に省察を促す～
 ②経験を振り返る（有意事象分析）～学習者自身が省察を行ふ～
 を体感しました。

①1分間指導法（SixMicro-skills）

- Step 1：学習者の考えを聞く
- Step 2：学習者が述べる根拠を聞く
- Step 3：一般論を示す
- Step 4：できたことを強化する
- Step 5：誤りを正す
- Step 6：さらなる学習を勧める

②臨床現場における有意事象分析

- ・患者さんへの対応や医療行為の実施、医療人としての行動において、考える意義があると感じたあらゆる出来事
- ・達成感を味わった、楽しかった、考えさせられた、悩んだ、心震えた、不安になった、理解に苦しんだ、「何らかの感情を喚起した出来事」
- ・特に臨床現場を初めて経験する実習生にとっては、心

動かされたあるゆることが有意事象となります。

今回のワークショップを通じて薬学生に対して目標設定を明確し、その目標を達成させるために学習環境を整えて受け入れることの重要性を実感しました。学生が現場で直接体験したことがその学生の生涯にわたり影響を与える事となることを肝に銘じて、学生実習に携わります。

報告 II

広島支部 吉行 敏

今年よりワークショップの内容が新カリキュラムに対する指導方法に変わり、その指導方法を学ばせていただきました。今までの指導方法は学生に対して何を教えたかというプロセス基盤型教育という指導方法だったのですが、新カリキュラムからは学生が実習中もしくは実習終了時に何ができるようになったかという学習成果基盤型教育という指導方法に変わっております。その学習成果基盤型教育におけるカリキュラム作成の流れとしては、まず学生が実習を終えた時に習得していると期待される能力を決めて学習成果を定義します。次に学習成果から学習目標を考え、学生がその学習成果に到達できているかを評価する方法とその基準を決めます。最後に学生が学習成果に到達できるようなパフォーマンスを実践できる学習環境を考え、それらを紙にまとめる事でカリキュラムの作成ができます。詳しい内容はあまり書けないのでですが、その2日間カリキュラム作成するために私たちはグループに分かれて、それぞれに出題された学習成果を元に目標、評価方法、パフォーマンスが実践できるようにする学習環境などの作り方をスモールディスカッションしました。他の職場で働かれている方々の意見がたくさん聞けて非常に勉強になりました。そして、カリキュラムを作成する事で指導者だけでなく学生にも目に見える到達度があるため、学生実習でより濃い内容の経験が積めると思いますし、また学生が薬剤師になられた際に、それぞれの職場で学ばれた力を発揮できるのではないかと思います。

平成28年度 日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議



日 時：平成29年2月11日（土）13:00～16:30
場 所：東京・日本薬剤師会

常務理事 吉田 亜賀子

前日からの雪で心配していましたが、広島は積もっていませんでしたが途中の京都－名古屋間は積雪での徐行運転のため予定より1時間遅れで到着しました。早めに出たこともあり開始時間には間に合いました。

定刻に島田光明日本薬剤師会常務理事の司会で始まりました。山本信夫日本薬剤師会会长の開会挨拶では、C型肝炎治療薬『ハーボニー配合錠』の偽造医薬品投与の話題が取り上げられ「安全で品質の整った薬品を届ける薬剤師としての原点が揺らいでいるのではないか」と苦言を呈されました。

「JPALSの普及と啓発」

日本薬剤師会生涯学習委員会副委員長 伊藤 譲

JPALSの立ち上げ、拡大と関わられておられる副委員長が話された内容は、JPALSの成り立ち・薬剤師の今後・JPALSの経過と今後に向けた取り組みについてでした。いまだにJPALS研修会コード、特に使い方の認知が低いため周知をする必要があるということ、病院薬剤師はガン認定薬剤師の認定資格があり、標榜できるため評価が上がっているが、現在の調剤報酬に見合っていないという観点から薬局薬剤師の評価は下がっている、そのため国民の理解（国民の目）を意識して評価システムを外部に対して表象できるものとして利用できる。しかしながら学術への貢献として学会発表や受験資格の実務経験年数を統一するなどの課題はあります。また、社員評価アイテムとしての利用方法の紹介がありました。

そしていまだ質問に上がってくる「研修センター認定との違い」ですが、今回は特例でかかりつけ薬剤師指導料の施設基準になりましたが、今後はいまだ不明です。研修シールを取れなくても認められる資格として評価される必要がある。つまり、シールは研修センターで、それを書き残し、広い分野で学ぶ場としてのJPALSと生涯教育の両輪として活用する。最後に会員の皆様に是非伝えてくださいと、下記の内容を言われました。

- 日薬会員の使用料は無料
- かかりつけ薬剤師の継続に
- 健康サポート薬局研修後の継続に

「JPALS e-ランニングコンテンツの活用」

日本薬剤師会生涯学習委員会委員長 山本 晃之

JPALSの特徴の1つ目がe-ランニング受講で、最初に実際の利用申し込みの方法と翌日から利用可能になる有無の説明がありました。また、e-ランニングには60のコンテンツがあり、従来の研修会ではあまり取り扱わないカテゴリーもある。特に「研究倫理」に関しては学術大会での発表に関連しており、今後の必要性も高くなる。実際に今年度開催された愛知県名古屋市での学術大会においても1割強のものは審査が必要かもしれないとのことでした。

特徴の2つ目はチャレンジ国試で薬剤師国家試験を無料体験するコーナーである。

JPALSによる今までの受動的学習から能動的学習への変化、実践記録による学習した証が国民への薬剤師職能の見える化につながると信じていると締めくくられました。

日本薬剤師研修センターとの連携について

日本薬剤師研修センター専務理事 浦山 隆雄

最初に日本薬剤師研修センターとJPALSの連携や位置づけの違いについて説明がありました。JPALSと生涯学習等に関して連携を図る。その理念として「薬剤師生涯学習達成度確認試験」の実施があり、昨年7月31日に全国7か所で実施した。試験の位置づけは、自己評価である生涯学習の外部評価としており、試験問題は病院等から薬局までの幅広い職務領域を包含できるよう配慮し日本医療薬学会が作成。試験合格者はJPALSではCL5から6への昇格、また日本薬剤師研修センターは研修認定薬剤師認定証へ記載をする。ただしおかつけ薬剤師の条件にある研修認定薬剤師の認定証発行対応で現在は困難な状況である。また、28年度は、条件を満たしていればJPALS CL4レベルで研修認定薬剤師となることが可能である。29年度以降は今後検討する。

今後、日本薬剤師研修センター連携するのは、「健康サポート薬局研修の研修修了証」発行手続きが加わる。

最後に平成6年から研修認定薬剤師の認定数の変化から、何かのイベントがあると認定数は急増する。しかしながらその後の更新薬剤師数は定着していることが見られた。

<15分間の休憩後>

学会参加の勧め

日本薬剤師会常務理事 宮崎 長一郎

基準調剤加算の施設基準に「(前略) 当該保険薬局の保険薬剤師に対して、薬学等に関する団体・大学等による研修認定の取得、医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表、学術論文の投稿を行わせていることが望ましい」があり、この内容より行政、世間は社会還元を求めている。医師の学会への関わり方と比較しその実態が報告された。医師は卒業後100%で学会へ入会するが、開局薬剤師の場合は70%弱（2/3）の薬剤師しか薬剤師会へ入会しない。そのため医師と比較すると学会参加者が少ないのが現状である。特に開局薬剤師は、学習するが発信が苦手・薬剤師業務の数値化なされていない・エビデンスを提出することが少ないため世間に對して自分たちの仕事を示すことが出来ていない、つまり世間から見えていない状態である。まずは、ワクワクどきどきする分野を見つけ、未知のことを知るおもしろさを再発見する。そのために学会に入会し、活動することで、違った場面への展開を見つける。

質疑応答

①他団体への学識試験の協力は？

医学会へ依頼中であるが、他学会は認定テストを実施していない

②JPALSと研修認定薬剤師の相互乗り入れは期間限定か？次年度もお願いしたい

検討中である。状況をみながら両方うまく使える方向で考えている

③e-ランニングの視聴とWeb試験を切り離すことは出来ないか

現在のところ困難である。今後検討する

④現在、倫理審査会があり活動している県はあるか？

熊本県で作る予定はあるが、実際どれだけの申請ができるかは不安である。審査が必要となるのは、論文発表の有無に関わらず患者データやアンケートなど人を対象とした研究・調査があげられた。日薬のDEMも審査対象になる可能性がある。

⑤JPALSの次のステップは？

JPALSの目指すものは、普及目標2.8万人と具体的目標にアクションプランを作成する。認定薬剤師が論文を2~3本書き、最終目標として学会発表で世間へのアピールを行う。

⑥e-ランニングをダウンロードした日から活用できるようにならないのか？

システム上の問題で今後検討。しかし会員外の料金確認の必要があるためすぐ改善は困難。

⑦e-ランニング内の用語で古いものがあるが、更新予定は？

可動5年経過のため更新の必要性がある。

⑧認定薬剤師研修とJPALSのすみわけは？

JPALSは微妙増。ただし重複登録者や学会入会者が不明のため調査の必要がある。

質疑応答後、日本薬剤師会生涯学習委員会委員樹葉美久先生がその場で実践記録の記入のデモンストレーションを行われました。各支部における活動の参考にしたいと思いました。

最後は乾日本薬剤師会副会長の閉会挨拶で会議は終了となりました。

第101回薬剤師国家試験問題 (平成28年2月27日～2月28日実施)

問7 下線で示した元素の酸化数が+2のものはどれか。1つ選べ。

- 1 CrO₃ 2 MnO₂ 3 K₃[Fe(CN)₆] 4 CuSO₄
 5 Ag₂O

正答は 96 ページ

平成28年度 第15回会館建設特別委員会

日 時：平成29年2月14日（火）19:00～21:30

場 所：広島県薬剤師会館

出席者：中野真豪委員長、野村祐仁副委員長、青野拓郎委員、谷川正之委員、

松尾裕彰委員、二川勝委員、中嶋都義委員、豊見雅文会長、横山事務局長、

中尾主任、あい設計（3名）、大和ハウス（2名）

1. 報告事項

○前回委員会からの経緯について報告（中野委員長）

- 前回1月17日の委員会の後、1月23日に広島市都市計画課で協議を行った。
- 広島市からは、2月初旬までにエリアマネジメントの調整シート提出及びライフ社分の申請が取りさげられることが条件となることを指摘されたが、3月初旬までに取り下げ書提出の方向で努力することを了承を得て7月の都市計画審議会に向けて進めることを確認。
- ライフ社分の取りさげについては、大和ハウスに対応をお願いしている。
- 今後は、広島市との事前調整を行い、3月6日までにエリアマネジメントの調整シートを修正の上再提出する。
- エリアマネジメント調整会議は、3月13日に開催の予定。

○ライフ社との交渉について報告（豊見会長）

- ライフ社との交渉は、現会館用地の売却に当たり、優先交渉権を与えることで話を進める旨の説明をしていたが、状況が大きく変わって来た。
- 現会館用地について、隣接の東警察署、歯科医師会館などを含めて一体開発を行うという話ができるて、優先交渉権を与えることができなくなった。
- 薬剤師会としては、金銭解決しか方策がなくなったため、ライフ社との交渉で連携してきた大和ハウスと協議したところ、大和ハウスからライフ社との整理を一任して欲しいとの提案があり、一任することとなった。

○ライフ社との交渉経緯について報告（大和ハウス・村上主任）

- ライフ社との交渉については、現在大和ハウスの本社にも動いてもらい、ライフ社が所属する湖山福祉グループと解決する方向で動いている。
- 遅くとも27日の週には、申請の取り下げができると考えている。
- 広島市にも、同様の情報提供をしている。

○薬局についての報告（野村副委員長）

- 2業者に依頼して、薬局のレイアウト案を作成して

もらい、見積書の提出を依頼している。

- これを受け、24日にワーキング会議で協議する予定にしている。

○あい設計説明

- 前回協議結果とそれに基づく修正図面の説明。
- 土地造成は、東側道路から西側の歯科医師会敷地になだらかに下り勾配で接する形で造成する。
- このため、薬剤師会館西側は建物1階から地面にむけ段差ができる。
- 今後のスケジュールの説明。
 - 3月上旬 基本設計完了・実施設計着手（～5月上旬）
 - 4月下旬 積算見積・調整（～6月中旬）
 - 7月中旬 都市計画審議会（8月中旬）
 - 8月下旬 建築確認申請（9月下旬）
 - 10月 着工
- 各室の仕様・設備等については、詳細設計に向けて調査票を作り、3月中旬頃に整理する。

2. 協議

- 修正案の無菌調剤室等の位置変更は、旧案に戻す。
- ハンディキャップトイレを含む1階北側の修正は了承。
- 県薬以外の入居者スペースについても、本体建設費の中で内装を行う。
- 事務室部分は、原則としてOAフロアとする。
- 庇については、柱の不要な範囲で最大化する。
- ホールについては、音響に配慮した内装を施す。
- ホールに、コンセントを多めに設置する。
- サインの位置、形状について詳細検討する。
- 自販機は、2階ホワイエに設置する。
- モニュメントの位置を再検討する。

上記の協議内容を基に再度設計を手直しして来週の常務理事会に最終図面として提出し訂正があれば訂正し、承認が得れば最終図面としてこのまま進めていき、3月の初旬までに各テナントのレイアウトを決定してもらう。

3. 次回委員会の開催予定

- 次回会議の日程は、今後の段取りを協議の上、後日連絡する。

健康づくり支援に関する講演会 ～健康食品でも飲み合わせがあるんです～



日 時：平成29年2月16日（木）19:00～
場 所：広島県医師会館

広島佐伯支部 辻 哲也

本講演会は、広島県地域保健対策協議会「医薬品の適正使用検討特別委員会」の主催で、広島県医師会常任理事の小笠原英敬先生の司会のもと開催された。同協議会会长で広島県医師会会长の平松恵一先生の開会挨拶に引き続き、同委員会委員で広島県薬剤師会常務理事の豊見敦先生より、平成28年度に行われた「健康食品の利用に関する医療従事者等アンケート」の調査結果について報告が行われた。座長は広島大学病院薬剤部長の松尾裕彰先生が務められた。前回平成27年度、医療従事者等対象の講演会において行われたアンケートでは、健康食品に関する問題点を感じている医療従事者は85%にのぼることが明らかになったが、一方で今回の調査では、「診療の際に健康食品を利用しているか患者さんに聞いていますか」という問い合わせに対して、「必要があれば聞いている」が医科で59.9%、薬局では64.3%、歯科では35.9%と、必ずしも高いとは言いきれない現状が見られた。また、「健康食品の利用について専門家への相談が必要だと思いますか」という問い合わせに対しては、医科と歯科の3～4割で、「健康食品の利用は自己責任であるため相談は不要である」という回答があった。しかし、不適切と考えられる健康食品の利用を発見した経験が、薬局で40%、訪問看護ステーションや居宅介護支援事業所で約30%、地域包括支援センターで約65%あったという現状を踏まえると、県民の健康を守り、健康食品との正しいつきあい方を啓発すべき医療従事者の役割はやはり大きく、何らかの形で相談を受ける・受けやすい環境を整える必要はあると感じた。その際に「どのような専門家が相談に応じるのが適当だと思いますか」という問い合わせに対しては、薬剤師もしくは医師への相談が適当であると、職種を問わず回答が多かったのは、我々薬剤師にとってはとてもうれしく、また身の引き締まる思いである。

続いて行われた特別講演は、日本医師会常任理事で「健康食品安全情報システム」事業担当事を務めてお

られる松本吉郎先生に「健康食品安全情報システム及び健康食品による健康被害の実態について」という内容でお話いただいた。市場規模は1兆5,000億円、潜在的には3兆円規模とも言われる健康食品市場であるが、医師の立場から4つの問題点を挙げておられた。1つ目は違法な製品。故意・過失を問わず、医薬品成分の添加や混入がなされたり、医薬品的な効能効果の表示がなされたりすること。2つ目は成分の問題。成分そのものの問題であったり、利用者の体調との相性で、思わぬ病状悪化や有害作用を示すことがあったりすること。3つ目は医薬品との相互作用。そして最後は品質と利用方法の問題。医薬品とは異なり製造工程での品質の統一性に疑問点があつたり、効果をほのめかす・暗示するような宣伝の影響で、本来受けるべき医療から遠ざかってしまう利用者がいるということである。

もちろん医師会をはじめとした関連団体や厚生労働省・消費者庁等の省庁も手をこまねいているわけではなく、国民・消費者への啓発を行ってはいる。ただ、それ以上にCMやインターネットといった販売企業からの圧倒的な宣伝量が、健康食品のリスクを隠していると言わざるを得ない点もあるだろう。また、日本の医療は世界的にも高い評価を受けているというデータがある一方で、当の日本人はOECD加盟の他国に比べて、健康に関する不安感が高く、健康状態への自己評価が厳しいというデータもある。そのあたりが、健康食品市場の大きさにも表れているのではないかと感じた。

講演の最後に松本先生は、健康食品安全情報システム自体は医師会員限定のものではあるが、健康食品による問題事例が疑われる場合には、薬剤師による積極的な受診勧奨にも期待をされていた。職種を超えての連携と、各職種の積極的な働きかけの大切さを再確認できた講演会であった。

平成28年度 広島県合同輸血療法研修会



副会長 谷川 正之

日 時：平成29年2月18日（土）15:00～
場 所：広島YMCA国際文化センター

挨拶

広島県健康福祉局 医療・がん対策部長 金光 義雅 氏
広島県合同輸血療法委員会 委員長 藤井 輝久 先生
講演

第1部 報告

座長：高田 昇 先生

「輸血療法に関するアンケート」結果報告
「輸血療法におけるヒヤリ・ハット事例」

広島県合同輸血療法委員会 委員長 藤井 輝久 先生
「輸血療法に関するアンケート」結果について、広島大学大学院医歯薬保健学研究院田中純子先生が平成23年度から実施している県内の医療機関へのアンケートをまとめられたものの報告であり、ひろしま輸血手帳は82施設で認知されており、すでに活用している施設が12あるとのことであった。

「輸血療法におけるヒヤリ・ハット事例」では、広島県合同輸血療法委員会を構成する16医療機関に対して輸血療法に関するヒヤリ・ハット事例の提出を依頼し収集した96件のうち、輸血施行現場にこだわり、看護師が関与した64件について解析した報告であった。

第2部 事例報告

座長：山本 昌弘 氏、荒谷 千登美 氏
「輸血前後の感染症検査～輸血手帳ひろしまの活用事例」

広島赤十字・原爆病院 輸血部 芝 昭博 先生
安田病院 臨床検査科 平重 良子 先生
荒木脳神経外科病院 臨床検査科 尾茂 麻衣子 先生
輸血前後の感染症検査の取り組みとして、それぞれの病院で取り組んでいる「輸血手帳ひろしま」の運用開始までの流れや活用方法・活用事例などが報告された。

第3部 特別講演

座長は、広島県合同輸血療法委員会委員長藤井輝久先生が務められ、東京医科大学八王子医療センター准教授田中朝志先生により、「数字で見る日本の輸血医療の実態」の演題で、平成27年度輸血使用実態調査結果（平成28年度第2回厚生労働省適正使用調査会資料より）について、基本項目・医療機関の管理体制・検査実施状況・輸血療法の実績・現在の課題と今後の対応について講演された。

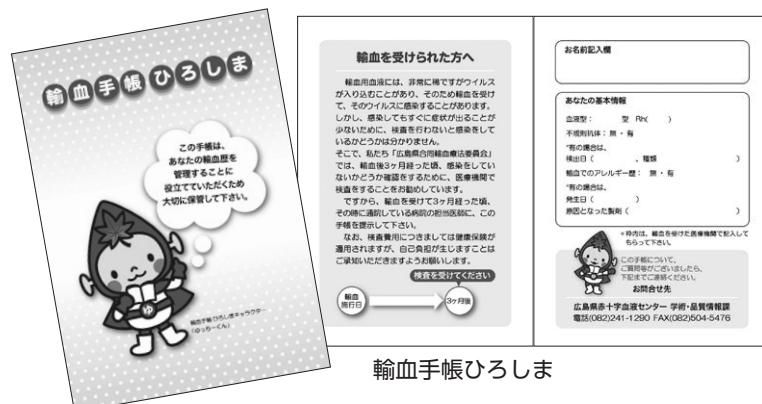
最後に、輸血実施状況のまとめとして、

- ・輸血実施予測患者数は徐々に減少している。
- ・血液製剤使用量はここ3～4年はほぼ横ばいと思われ、増加傾向は鈍っている。
- ・赤血球製剤の廃棄量は小規模施設で多く、原因に見合った対策を立案する必要がある。
- ・都道府県別や診療科別の使用量比較は適正使用のヒントになりうる。
- ・小規模施設での実施状況を改善するため、具体的な目標と経済的インセンティブの設定が望まれる。

 と、締めくくられた。

最後に、広島県赤十字血液センター山本昌弘所長より閉会の言葉があり、研修会は終了した。

この研修会に参加した後、骨折による手術を受け、その時に輸血をした患者が、勤務する病院に入院して来て、輸血後感染症検査を実施した際に病棟に確認したところ「輸血手帳ひろしま」を作成してもらっていないことが判明したため、健康福祉局薬務課に相談したところ、「輸血手帳ひろしま」を送ってもらい輸血製剤の種類やロットなどを問い合わせて管理することが出来た。



平成28年度 在宅支援薬剤師専門研修会（実技研修）

日 時：平成29年2月18日（土） 場 所：広島大学薬学部
 日 時：平成29年3月 5日（日） 場 所：広島国際大学薬学部
 日 時：平成29年3月 5日（日） 場 所：安田女子大学薬学部
 日 時：平成29年3月12日（日） 場 所：福山大学薬学部



報告 I （広島大学薬学部会場）

理事 安保 圭介



報告 II （広島国際大学薬学部会場）

安芸支部 森川 悅子

この日は、快晴となり、比較的暖かな土曜日でした。今回は、平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会（実技研修）の初回で、参加者は20名でした。

4年制の薬学部を卒業している私たちは基本を教わっておらず、大変有意義な内容でした。

まず、広島大学大学院医歯薬保健学研究院助手岡本知子先生から、無菌調剤について概要を教わりました。無菌環境の定義、クリーンベンチと安全キャビネットの構造の違い、調製時の服装について、そして、アンプル製剤の取り扱いの注意点とバイアル製剤の取り扱いについて、続いて、コアリングのメカニズムと発生させない穿刺方法、調整後の監査項目、そして、配合変化薬剤のおまかなかん類や、シリンジを用いた混合調製、TPN調製時の配合変化の基本を、口頭により教わりました。

次に、無菌操作の準備として、マニュアルに沿い手洗いと手袋の装着、ディスポーザブルのガウン、キャップ、マスクを広島大学大学院医歯薬保健学研究院准教授横大路智治先生の指導により全員で着用しました。

そして、抗がん剤の調剤を生理食塩液とアンプル生理食塩液、バイアル抗生剤を代用として用いて全員が実技研修を受けました。まず、模擬処方箋を使い、凍結乾燥バイアルの注射剤混合を行いました。続いて、模擬処方箋を使い、注射液アンプルの薬液採取と混合を行いました。

終了後は、抗がん剤取り扱いの注意点に沿い、手袋、ガウン、マスク、キャップを脱衣しました。

このシリーズ研修を通して、知識、技能を習得し多職種と連携し在宅に向かう薬剤師が養成されることが待ち望まれていると思いました。

平成29年3月5日日曜日、広島国際大学にて行われた上記の研修会に出席したので報告します。

出席者は県下各地区より集められた在宅医療に想いを寄せる精銳約30名。県下広範囲、遠く三次からの参加もありました。早朝暗いうちに？家を出て、9時からの受付開始に間に合うように、馳せ参じました。

講師は、広島国際大学薬学部教授三宅勝志先生、同佐和彰弘先生、准教授の木村幸司先生でした。

まず午前中は、佐和先生の「注射剤と輸液—基礎編一」についての講義でした。

○到達目標

代表的な輸液と経管栄養剤の種類と適応を説明できる。
体内電解質の過不足を判断して補正できる。

○実習テーマ及び実習単位

1. 各種の市販輸液製剤の分類

課題：市販輸液製剤を特徴に基づいて種類別に分け、「輸液の種類」表を作成せよ。

実習の流れ：事前の講義内容・資料を利用して各輸液製剤を机上に分類して並べる。分類した結果を「輸液の種類」表に記載する。

2. 輸液剤、体内電解質の補正

演習問題3題

次に午後からは、無菌調剤室に移動しての実技指導がありました。木村先生を中心として、佐和先生、三宅先生による熱血指導を受けました。

☆無菌操作（無菌調製の準備、手洗い）

無菌操作とは、滅菌した物品を細菌などの外部からの雑菌汚染を防ぎながら取り扱う清潔操作のことである。一般的に注射剤の混合をはじめ、点眼剤などの病院等の施設内で無菌的に製剤される医薬品の調製等のことをいう。抗悪性腫瘍薬のような毒性の強い薬剤では、調製者自らの被爆を防止する必要がある。

無菌操作の準備、手洗い

- ① 注射剤、物品の準備
- ② キャップ、マスクの装着

- ③ 手洗い
- ④ ガウンの装着
- ⑤ 手袋の装着
- ⑥ 調製前準備、清掃

☆注射剤の混合

注射剤の混合ではさまざまなツールを使用する必要がある。注射針やガラスアンプルの切り口による負傷の危険が伴うため、作業には十分な注意を払わなければならぬ。

- ① 混合前の準備、監査
- ② 注射剤の取り扱い
- ③ シリンジ、針の取り扱い
- ④ 薬剤の溶解、吸引、混合
- ⑤ エア抜き、無菌キャップ装着
- ⑥ 脱衣と廃棄

注射処方箋1：バイアルを用いた輸液調製

注射処方箋2：TPN調製

午前中の講義の際に配られたプリントに、第89回と99回の薬剤師国家試験の問題がありました。速攻白旗を上げる次第です。さび付いた頭に喝をいれ、mEq/L、mOsm/L等々、すっかりごぶさたしていた数式など、基礎の基礎から教えていただきました。日頃触ることの少ない実際の輸液や栄養剤の分類をした時には、直前の講義を聞いて、分かった気持ちになっていたのが、本当に理解していなかったのだと思い知らされました。マスクの装着や外し方、手洗い方法や監査の仕方など日ごろの業務の見直しに生かせる部分も多くありました。

はじめは、なんだか難しそうと腰の引けていた実技実習でしたが、先生方の丁寧な熱意ある指導に引き込まれて、あっという間の1日でした。

佐和先生から、今日の講義のポイントを押さえていれば、ドクターとも対等に輸液や栄養剤の話ができる。木村先生から、今日の手技を使えば、どんな輸液の調製も大丈夫という心強い言葉を頂いて、星空を眺めながら帰路につきました。



報告Ⅲ（安田女子大学薬学部会場）

安佐支部 大田 浩之

このたび、広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰ・Ⅱに続く実技研修の一環「無菌製剤調製研修会」に参加させていただきました。この研修会は広島県内の大学協力のもとで行われる実技研修会で、私は安田女子大学薬学部での研修となりました。標記の実技研修会を含めると、安田女子大学薬学部で無菌製剤調製研修会が行われるの

は2回目で、第1回の実技研修会の内容をさらに実務的な内容にしたものであります。

プログラム・内容は次の通りです。

講義1 「無菌管理」

安田女子大学薬学部 教授 水内 義明

クリーンルーム、クリーンベンチの原理・清潔度、空気中の塵埃・微生物数の測定場所別資料等、様々な貴重な資料をお示しいただきました。その中でも清潔部位と不潔部位を正確に把握することで、目に見えない細菌に対して目に見えているように行動することが重要との話が印象深く感じられました。

講義2 「無菌調製における基本的手順と留意点」

安田女子大学薬学部 教授 形部 宏文

注射薬混合業務の手順についての説明がありました。外観チェック、メイラード反応について、ダブルバッグの仕組み（原理・工夫・上室/下室の組成等）、消毒部位、ゴム栓への適切な穿刺部位、コアリング防止方法、混注溶解時のバイアル内圧の状態、配合変化への注意等、これら説明の一部ではありますが先生方の臨床経験を踏まえた説明があり、とても実務的で参考になりました。



無菌室内での調製実習・TPN調製実習

実技演習では、はじめに形部先生に実演していただき、注意点や手技のコツ等詳しく説明していただきました。その後、クリーンルームに入り、用意された処方箋を手に必要な輸液、アンプル、バイアル、注射器、針を集めるとこころから行いました。混注する薬液の量によって注射器の規格も変わってくる為、クリーンベンチで調製する準備段階で適切な規格・数量を把握しておかなければならぬとのことでした。内容は次の通りです。

処方箋1：高カロリー輸液ダブルバッグ製剤にビタミン、微量元素、塩化Na補正液を加え混注。

処方箋2：ハイカリックIVHバッグへ高カロリー輸液、アミノ酸輸液、高濃度ブドウ糖液、ビタミン、微量元素を混注。

いずれも調製自体は難しいものではありませんでしたが、ちょっとした手技の違いや、消毒する部位・方法の違いで無菌調製と言えなくなるので、技術習得の奥深さを感じました。

私の所属している蔵本薬局では以前から在宅医療に積極的に取り組んでおり、要望があれば無菌調製も取り入れられるよう、このような研修会を利用し日々研鑽しております。私自身、安田女子大学薬学部主催の無菌調製研修会は2度目の参加で、前回の経験が今回の研修に活かせたと実感しております。無菌調製を行う上で「設備3割手技7割」と言われることもあるそうですが、改めて手技の重要性に気づかされた研修会となりました。

報告Ⅳ（安田女子大学薬学部会場）

安佐支部 藤原 一雄

講義1 「無菌管理」

安田女子大学薬学部 教授 水内 義明先生

講義2 「無菌調製における基本的手順と留意点」

安田女子大学薬学部 教授 形部 宏文先生

実習 無菌室内での調製実習

無菌室内でのTPN調製実習

ました。

講義2では、注射薬取り扱いマニュアルでの手順と事故がおこらないように留意点がありました。今回の研修は実技を本番どおりに行う為に、始める前に形部先生による模範を示して実技指導していただいたので、何をどう注意して実技を行えば良いか理解でき、学校側でご準備いただいた、無塵衣（白衣タイプ）、キャップ、マスク、手袋等を装着し、クリーンベンチ室内に入る。模擬処方せんと各薬剤を集めし衛生材料も準備してクリーンベンチにて実施。

Rp	トリパレン2号輸液	600mL
	キドミン輸液	600mL
	大塚糖液 50%	200mL
	大塚糖液 50%	20mL・1管
	マルタミン注射用	1瓶
	ミネラリン注	2mL・1管
		1回分
		主管CVより投与 8:00~22:00

輸液バッグ、アンプル、バイアル及び廃棄物容器の適切な位置の配置。実施し、針と刺入するゴム栓、アンプルのカット部分とその周囲の消毒用エタノールでの清拭や、アンプルを安全にカットしアンプルを数秒間静置しガラス破片を沈降させる。などを順序よく行えた。

プラスチックアンプルからの薬液の採取、バイアルからの薬液の採取、輸液バッグへの薬液の混合、混合調剤後、輸液バッグ内の空気を可能な限り抜き、ゴム栓部をキャップで被う。

最後に混合した輸液バッグを脱気シーラーで包装する。調剤後、クリーンベンチ内を消エタで清拭し、一連の作業がスムーズに行えた事は良い経験となりました。今日の技術の習得を高齢化の進む在宅医療の患者さんに、無菌調剤を供給できればと思います。

休みにもかかわらず、実務研修を丁寧にご指導していただいた各関係各位の先生方に感謝致します。

報告V（福山大学薬学部会場）

福山支部 田口 直子

福山大学薬学部片山博和教授と学生さんにお世話になりました無菌調剤処理についての実技研修をしました。山口大学病院方式をご教授いただきました。

広島県薬剤師会理事森廣重紀先生のごあいさつに、在宅患者さんのモルヒネ調剤に関する事例報告があり、改めて在宅支援の必要性を実感しました。

講義1では、無菌管理の基本的な知識や無菌環境の管理。落ちない塵埃を取り除く技術はアポロ計画でのHEPA (High Efficiency Particulate Air) フィルターの存在で完成された事など知ることができ、輸液供給を始めにあたっては、クリーンルームの設置やクリーンベンチ設置の問題点の考え方や注射調剤の特徴などを学び

在宅業務にかかわることがなく、何しろクリーンルームに入室するのも初めてで、とても新鮮な研修会でした。初心者の私の報告ですから、「知ったるわあ～」と思いながら、おつきあいください。

DVDにて、高カロリー輸液の概要を学習後、手技になりました。

まずは、教室にて、バイアルからバッグに混合です。

1. ブドウ糖を入れたバイアルを作成
2. アンプルの消毒をした
のち、アンプルカットをする、10秒置く
3. アンプルの溶液を注射器で吸う
4. バイアルのゴム栓を消毒して注射針を刺し溶液を入れる
5. 注射針をバイアルに刺したまま振って溶かす
6. バイアル内の粉が溶けたら注射器で吸い取る
7. バッグのゴム栓を消毒する
8. 注射器の空気抜きをして液量を確認後にバッグに注入する
9. バッグのゴム栓を消毒して栓をする
10. バッグ内に異物混入が無いことを確認する
11. 調製者本人が薬品名残量をチェックする
12. 調製者とは別人が薬品名残量をチェックする



注意点

- クリーンベンチに入る物は消毒する
- 消毒方法は3種類ある（噴霧法、清拭法、浸漬法）
- クリーンベンチの開口部より10cm以上奥で作業する
- クリーンベンチ内に頭が入らないように注意する
- 針を刺す前にバイアルやバッグのゴム栓を消毒する
- 針には触らない
- コアリング防止のため針を刺したまま溶解する
コアリングとは注射針をゴム栓に刺した時にゴム栓が削り取られる現象
削り取られたゴム栓をコアと言う
- 注射器を置く時は針を上部に置く（針先が作業台面に触れることを防止するため）
- ビタミン剤は溶解時に振りすぎない（泡立ちやすいため）

- アンプルカットをしたら10秒置いたまま待つ（ガラス片混入時、沈澱させるため）

- 針先はアンプルの肩口まで入れる
いよいよクリーンルームに入室してクリーンベンチでの作業です。

入室前に手洗い、ガウン・キャップ・マスク着用その後手袋を着用。

このとき手袋の表面には触らないこと。

手袋のサイズは片山教授が選んでくださいました。手のひらを見るだけでサイズがわかるのです。さすがです。

クリーンベンチにて先ほど教室で学習したことを実践しました。

次に、糖のバッグとアミノ酸のバッグを空バッグに入れる手法について説明後に実践しました。メイラード反応を防止するために用時調製が望ましい。フィルターを介しての混合をしました。

その後、基本的な高カロリー輸液の処方設計について、練習問題を解説しながら教えていただきました。

クリーンベンチでの作業が初めての私にも分かりやすく教えていただきました。



片山教授と学生さんに感謝しております、ありがとうございました。

これからのは在宅業務に生かしていきたいと思います。

平成28年度 学校薬剤師中国ブロック連絡会議



日 時：平成29年2月18日（土）15:00～
場 所：エソール広島

常務理事 竹本 貴明

まず初めに広島県学校薬剤師会永野孝夫会長、日本薬剤師会乾英夫副会長より開会の御挨拶をいただきました。「未来ある子供達のために、日頃から学校保健、健康増進にご尽力いただき感謝している。昨年の報酬改定においては、かかりつけ薬剤師の地域活動として学校薬剤師活動も評価された。勤務薬剤師で今まで学校薬剤師をしたかったのに出来なかった人もしやすい状況になったのではないか。地域間格差はあると思うが、学校環境衛生検査の完全実施に向けて頑張っていただきたい」と述べられました。

その後、日本薬剤師会学校薬剤師部会村松章伊部会長より、日本薬剤師会学校薬剤師部会事業計画の説明が以下の通り行われました。

《今期重点課題》

①学校薬剤師ビジョンの実践

- JICAで毎年、日本薬剤師会学校薬剤師部会 木全勝彦幹事が学校薬剤師の講義を行っているが、日本の学校薬剤師の環境衛生への細かい配慮に驚かれる（特に上水道）。今後、国際的にも広めていきたい。

②部会員名簿の整備（学校薬剤師組織の強化）

- 今まで部会員となっていた神奈川県も部会員となり、昨年は全国学校保健調査も全ての地区でデータを集められた。

③くすり教育の充実（健康教育の推進支援体制の整備、啓発資材等の作成）

- 本年度は新たな資材等の作成は行っていない。日薬のHPより資材はダウンロードできるので活用して頂きたい。

④薬物乱用防止、ドーピング防止等各種啓発資材等の検討

- 薬物乱用防止については、日薬の公衆衛生委員会が作成している資料を小・中・高生用にわかりやすく表現を変えたものを公開している。
- ドーピング防止に関しても、日薬のアンチ・ドーピング委員会と連携を図って色々と計画している最中である。

⑤広報活動の強化（部会HP、学薬のページ（日薬誌）、学薬アワー等の企画）

- 部会HPについては、もう少し使いやすくなるように計画中。
- 学薬のページは日薬誌に毎号掲載しているので、活用していただきたい。
- 学薬アワーはラジオでなくても、スマートフォンなどでラジオNIKKEIのアプリをダウンロードしていただければオンデマンドで聞けるので、ぜひ活用していただきたい。

⑥薬学生実務実習への協力（指導薬剤師との連携等）

- 薬学生実務実習のコアカリキュラムの改定に伴い、日本薬剤師会が作成している手引きの改定を行っている。しかしながら、学校環境衛生基準の部分改定が行われる予定のため、現在ストップしている。

⑦放射線等の正しい知識の普及・啓発

- 福島県では放射線ファーマシストという資格制度があるが、今年度は事業としては出来ていない。

⑧学校給食衛生管理の周知・徹底

- センター給食であっても配膳室はある。配膳室も学校給食衛生管理基準の検査項目に含まれるので実施の周知をお願いしたい。

《臨時事業》

学校環境衛生検査技術講習会は、これから学校環境衛生を管理する人材の育成を目的とし、現在までに「水質」、「空気」をテーマに2回開催している。本年度、講習会は開催されなかったが平成29年度は「学校給食」をテーマに開催予定である。

《中・長期課題》

- 認定制度（研修制度）の検討
- 学生実務実習への協力（指導薬剤師との連携）並びにドーピング防止の教育啓発
- 学校薬剤師の適正配置と適正評価の検討
- 災害時に避難所となった担当学校の公衆衛生活動等への参画・支援
- 学校環境衛生検査の完全実施に向けた体制整備

平成28年度 第6回学校環境衛生研究協議会



広島佐伯支部 横崎 富美子

日 時：平成29年2月19日（日）10:00～16:00

場 所：エソール広島

プログラム

1. 開会

広島県学校薬剤師会会长 永野孝夫
公益社団法人広島県薬剤師会会长 豊見雅文
公益社団法人日本薬剤師会副会长 乾 英夫

2. 特別講演

「学校薬剤師制度と学校薬剤師の職務」

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課健康教育調査官 小出彰宏先生

3. 講演

「薬学の知識を学校保健に生かす」

法政大学スポーツ健康学部教授 鬼頭英明先生

4. シンポジウム

「学校環境衛生検査の完全実施を阻む要因は－検査項目と検査器具の整備等－」

座長：公益社団法人日本薬剤師会学校薬剤師部会部会長
村松章伊先生

シンポジスト：東京薬科大学薬学部社会薬学研究室教授
北垣邦彦先生

一般社団法人鳥取県薬剤師会東部支部学校薬剤師会委員
長尾尚美先生

一般社団法人東京都学校薬剤師会副会長
石川哲也先生

5. 質疑応答

6. 閉会

広島県学校薬剤師会副会长 村上信行

小出彰宏先生による特別講演において、学校薬剤師が誕生した経緯から始まりました。昭和5年、北海道小樽市のある小学校4年生の女児が風邪のため、頭痛を訴え、保健室に行き、衛生婦(現養護教諭)の指示に従い、担

任教諭が“アスピリン”を投与したところ女児の容態が急変。アスピリンと表示された外箱の中には瓶入りの昇汞（塩化第二水銀）が入っており、後の調べで誤投薬が判明し、この女児は3日後になくなってしまった出来事があったそうです。その新聞報道を目にした同市の薬剤師が、教育委員会に学校にも薬剤師が必要との申し入れを行い翌年4月に学校薬剤師の任命を受けることになりました。又、事故のあった翌月、東京市麹町区市会議員が初の学校薬剤師に委嘱され、その後、全国に広がっていったという歴史を教えていただきました。学校薬剤師としての職務として

- ①学校環境衛生の維持管理
- ②環境衛生に係る教育
- ③喫煙、飲酒、薬物乱用防止に係る教育
- ④医薬品に係る教育
- ⑤学校保健委員会などでの指導、助言
- ⑥学校と地域の専門的な医療機関とのつなぎ役

を期待されています。「学校環境衛生基準」が学校保健安全法による告示となり一層管理を徹底していかなければいけません。又、「学校給食衛生管理基準」には学校薬剤師の協力についての記載もあり、専門家の立場より指導・助言を行うことも忘れてはいけないこと、健康相談、保健指導への従事も然りと認識を新たにしました。鬼頭英明先生の講演においては、上記の観点の上乗せとして、実際に薬学知識の学校薬剤師業務への生かし方を教えていただきました。シンポジウムでは、学校衛生検査の完全実施を阻む要因についての検査機器等の配備の問題も取り上げられました。地域差なく各部署の立場において検査を完全に実施する事の重要性をアピールされました。

学校薬剤師業務を行い始めて間もない私にとり、学校薬剤師制度が何故立ち上げられたかを知る機会を与えられた事に感謝しております。先人の思いを忘れずに今後の業務に精進していこうと思います。

第50回 病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議 (支部総会)



専務理事 村上 信行

日 時：平成29年2月21日（火）13:00～15:30

場 所：就実大学（岡山県）

標記会議が下記要項にて開催され、青野拓郎副会長と出席いたしました。

報告及び協議事項

- 1) 平成28年度実務実習（第Ⅲ期）報告
- 2) 平成28年度実務実習トラブル事例報告
- 3) 第32回病院・薬局実務実習中央調整機構委員会報告
- 4) 平成31年度実務実習日程について
- 5) 実務実習良い事例の報告について
- 6) 平成29年度実務実習配属案について
- 7) WS開催について（アドバンストWS含む）
- 8) 平成29年度事業計画及び予算案について
- 9) その他

出席者は中国・四国（山口を除く）各県の薬剤師会、病院薬剤師会及び薬系大学から1～2名と地区調整機構と地区調整機関の事務局から一名ずつの37名で手嶋大輔（就実大学）支部長兼委員長の挨拶の後、千堂年昭（岡山大学病院）副支部長の司会により議事進行されました。まずは、前回の49回機構会議議事録の承認が行われました。

1) 平成28年度実務実習（第Ⅲ期）報告

各大学から報告されました。時節柄のインフルエンザによる短期欠席等の報告がありましたが、第Ⅲ期は全体実習生数が少なく、大きなトラブル事例はありませんでした。

2) 平成28年度実務実習トラブル事例報告

報告では1期14例（薬局11・病院3）、2期17例（薬局8・病院9）の事例報告があり、残念ながら1期2期合わせて9件の実習中断事例がありました。

3) 第32回病院・薬局実務実習中央調整機構委員会報告

報告は手嶋委員長がされ「新型インフルエンザの予防ワクチンの学生への優先実施について」や、実務家教員の最新実務に関して「研修」ではなく「研鑽」との位置づけが確認されました。

4) 平成31年度実務実習日程について

（新コアカリ）の実務実習日程、4期制でのふるさと実習の実施内容、WEBシステムなどについての協議があつたことの報告がなされました。

実習日程に関して「お盆・年末年始・薬学会年会」等が勘案要素として挙げられていました。

5) 実務実習良い事例の報告について

中国・四国からは特になかったが全国の地区調整機構からの事例提示があり、今後も積極的に収集開示される予定です。

6) 平成29年度実務実習配属案について

平成28年12月1日現在のマッチング表が提示されました。

7) WS開催について

実務実習指導薬剤師指導者養成ワークショップに加えて、新コアカリ対応のために旧コアカリにての認定指導薬剤師に対するアドバンストワークショップを半日コース1コース30～60名で6～7回程度の開催が必要とされました。

8) 平成29年度事業計画

1. 病院・薬局実務実習配属調整
2. 中国・四国地区病院・薬局実務実習調整機構総会開催
3. 小委員会（WS委員会）（改訂コアカリ対応対策委員会）記載
4. 実務実習指導者養成ワークショップ
5. 指導薬剤師対象アドバンストワークショップの開催

また、平成28年11月30日に開催された、文科省第7回薬学実務実習に関する連絡会議で

- 改訂コアカリに基づく実務実習は「4期制」で実施する
- 実習の順序は「薬局→病院」の順を原則とする
- 平成31年の実習開始時期は「平成31年2月中旬」とする
- 連絡会議としての「実務実習の評価の観点」を例示
- 「実務実習実施計画書」の記載事項を例示

の方向性が示されたことの説明がなされ、質疑において日本薬剤師会、連絡会議に加えて、地域でも新たな評価（ループリック）方法の検証がなされていて、早急の統一性を示さないと混乱していく旨の要望等が上がり、8疾患に対する取り組みにもいまだ課題が多いとの懸念があがりました。

広島県薬剤師研修協議会



日 時：平成29年2月22日（水）19:00～
場 所：広島県薬剤師会館

副会長 松尾 裕彰

広島県薬剤師研修協議会は広島県の薬剤師生涯教育の推進を目的として、日本薬剤師研修センターの認定業務をはじめとして、各団体の研修の調整業務や研修会の主催を行っています。平成29年2月22日に広島県薬剤師研修協議会が開催されましたのでその内容を報告します。

平成28年度事業執行状況報告および会計報告があり、続いて平成29年度事業予定について協議した。平成28年度事業は計画に沿って概ね実施されたと報告された。計画されていた認定実務実習指導薬剤師養成フォローアップ研修会は開催されなかったが、これはモデルコア・カリキュラムが改定され、今後新しいカリキュラムに沿った実務実習を実施するためのワークショップ等の研修会が予定されているためであるとの説明があった。平成28年度収支決算書に従い会計報告がなされ、各大学が主催する卒後研修および新薬剤師研修会への助成が主な支出であった。平成29年度事業予定は、平成28年度事業と同様の事業を実施することが提案され承認された。今後、認定実務実習指導薬剤師を対象としたアドバンストワークショップが中四国調整機構主催で開催される予定であるとの報告があり、広島県内で開催する時に広島県薬剤師研修協議会として協力することを検討することとなった。医薬品関連施設等の見学先は、平成29年度も日本赤十字社中国四国ブロック血液センターと決定された。未就業薬剤師就業支援事業については、チラシの配布、薬務課からの案内の送付、託児の充実等により、さらに参加者を増やす試みを実施することが決まった。その他、委員より在宅関連の研修会の講師の派遣が可能であるとの意見があった。

広島県薬剤師研修協議会は平成29年度も充実した研修を提供して参りますので、研修会へのご参加、ご協力をお願い致します。

平成28年度事業執行状況報告

- (1) 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度への協力
平成29年1月末現在の研修認定薬剤師数1,683名
(内更新909名)
- (2) 認定実務実習指導者養成ワークショップ・講習会への派遣
平成29年1月8日（日）・9日（月・祝）於 就実

大学

- 平成29年2月11日（土）・12日（日）於 福山大学
- (3) 認定実務実習指導者養成ワークショップの開催
平成29年2月11日（土）・12日（日）於 福山大学
- (4) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催（新規・更新）
平成28年5月29日（日）於 広島県薬剤師会館
新規参加者 アオ 53名・イウ 51名
平成28年8月24日（水）於 宮地茂記念館
更新参加者12名
平成29年1月9日（月・祝）於 まなびの館ローズコム 新規参加者21名
平成29年3月5日（日）於 広島県薬剤師会館
更新
- (5) 認定実務実習指導薬剤師養成フォローアップ研修会の開催
本年度未実施
- (6) 平成28年度ヒロシマ薬剤師研修会（広島大学薬学部主催）への協力
平成28年7月17日（日）於 廣仁会館
約100名
- (7) 福山大学卒後教育研修会への協力
平成28年10月8日（土）於 宮地茂記念館
約60名
- (8) 広島国際大学卒後教育研修会への協力
平成29年2月25日（土）於 広島国際大学吳キャンパス
- (9) 安田女子大学卒後教育研修会への協力
平成28年12月11日（日）於 安田女子大学薬学部 85名
- (10) 各種学会への協力
第129回日本薬理学会近畿部会への協力
平成28年6月24日（金）於 広島県医師会館
- 第6回学校環境衛生研究協議会への協力
平成29年2月19日（日）於 エソール広島
- (11) 医薬品関連施設等の見学
日本赤十字社中四国ブロック血液センター
平成28年9月23日（金）18:00～19:30
- (12) 新薬剤師研修会の開催
平成28年6月12日（日）参加者70名

- (13) 未就業薬剤師就業支援事業
オリエンテーションを含め福山会場および広島会場でそれぞれ10回開催
参加者 のべ109名
- (14) 生涯学習支援システムへの協力
第1回薬剤師生涯学習達成度確認試験

平成28年7月31日（日）於 岡山 就実大学
受験者95名中合格者45名

(15) 研修会カレンダーの運営
(16) その他研修協議会が認める研修事業

平成28年度 感染症講習会 「薬剤耐性菌を知る。」

行政支部 松岡 俊彦

日 時：平成29年3月1日（水）
場 所：JA広島総合病院

感染症講演会「薬剤耐性菌を知る。」が、3月1日にJA広島総合病院、3月6日にJA尾道総合病院で開催されました。私が出席した3月1日の講演会を報告します。

薬剤耐性菌は、世界的な課題の1つであり、昨年5月に開催された伊勢志摩サミットにおいて採択された『G7伊勢志摩首脳宣言』においても、「世界経済に深刻な影響を与える可能性がある『薬剤耐性微生物』の問題について、今後各国が協調して取り組んでいく」とコミットされています。

講演会は、広島県感染症・疾病管理センター尾崎誠主査から最近の広島県内の感染症発生状況（東広島市における麻しんの集団発生と麻しん診療の際の注意事項等）に関する情報提供の後に、次の3つの講演がありました。

「薬剤耐性菌の仕組みと現状～広島県内の耐性菌動向を含めて～」

講師：広島大学大学院医歯薬保健学研究科細菌学

教授 菅井 基行

耐性菌には抗菌薬を使うことによって必然的に発生する耐性菌と、耐性遺伝子を獲得して耐性化するものがある。前者は10億個に1個の割合で発生するもので、ニューキノロン耐性緑膿菌等、後者は細菌同士の接合によりプラスミドをやりとりして感受性のある細菌が耐性化するもので、MRSA、VRE、ESBL産生腸内細菌科細菌、カルバペネム高度耐性緑膿菌、MDRP等である。対策として

- (a) 耐性菌出現の早期発見
- (b) コホーティング（個室管理）による接触予防策の徹底
- (c) 耐性菌を出現させないための抗菌薬適正使用

を行うことが求められる。

「耐性菌による院内感染の事例紹介及び調査方法について」

講師：広島県感染症・疾病管理センター FETP修了生
主幹 河端 邦夫
医療機関における感染症のアウトブレイクの際の疫学調査の目的は、アウトブレイクを最小限・最短に終息させることと再発防止策の提案である。感染症の集団発生を確認するためには、平時のサーベイランスを行い、院内の耐性菌の動向を把握しておくことが基本となる。アウトブレイクを探知した場合には、症例定義を定め、該当する患者を洗い出し、環境調査、病棟のラウンド等を実施し、細菌学的な検査及び分子疫学的な解析を行ったうえで、患者の基本属性や流行曲線を整理し、原因究明、再発防止策を検討する。

「耐性菌を増やさないための対策～抗菌薬の適正使用、AST等について～」

講師：広島県感染症・疾病管理センター
センター長 桑原 正雄（広島県医師会副会長）

2050年には、薬剤耐性菌に起因する全世界の死者数が年間1,000万人と、ガン死亡者を超えて爆発的に増加すると推定されている。県医師会は、市郡地区医師会と広島県医師会感染回線対策支援ネットワーク（仮称）を構築し、感染症について相談できる窓口を設置し、感染症対策委員会委員が専門的見地からアドバイスできる体制を執ることとしている。更に感染症対策に関する研修機会や最新の知見・情報の提供を行う予定である。

平成28年度 薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会



薬事情報センター長 原田 修江

日 時：平成29年3月3日（金）13:00～16:30

場 所：東京・日本薬剤師会

プログラム

1. 開会挨拶

日本薬剤師会 副会長 鈴木 洋史

2. 薬剤師会を取り巻く諸問題とその解決に向けて

日本薬剤師会 会長 山本 信夫

3. 基調講演

◇薬剤師のDIリテラシー～医薬品情報の実務への活かし方～

東京大学医学部附属病院薬剤部
助教・副薬剤部長 大野 能之 先生

◇喜ばれる薬局DI業務とは～取捨選択と発信～

株式会社ファーミック 専務取締役 下平 秀夫 先生

4. ワークショップ

◇テーマ

「情報センターが持っているDIリテラシーを薬局薬剤師にどのようにして浸透させるか-情報センター・県薬として出来ること・やるべきこと-」

◇参加者

薬事情報センター実務担当者、都道府県薬剤師会役員

◇進行

・趣旨説明

DI・医療安全・DEM委員会 副委員長
河上 英治

・スマートグループディスカッション (SGD)

★さあみんなで考えよう=KJ法

KJ法の課題

「なぜ、薬事情報センター実務担当者が持っているDIリテラシーが薬局薬剤師に浸透しないのか？」

・発表および質疑応答

5. 閉会挨拶

日本薬剤師会 常務理事 島田 光明

日本薬剤師会DI・医療安全・DEM委員会委員武田直子先生の司会の下に、左記のプログラムで研修を行いました。

はじめに、日本薬剤師会山本信夫会長より、現在国や地方自治体が2025年問題に向けて取り組んでいる「医療・介護提供体制の見直しに係る今後のスケジュール」について説明がありました。これからの薬局・薬剤師には、地域包括ケアシステムの中で他職種と連携し、“かかりつけ”として住民の健康をサポートすることが求められており、地域住民から“かかりつけ”として選ばれるためには、地域が何を求めているかを知りそれに応えていくことが大切である、そのためには薬剤師としての資質をしっかりと身につけることが必要であることを力説されました。

薬剤師がその職能を發揮して適正な薬物治療に貢献できるためには、医薬品情報（DI）リテラシーを高めることが必要です。そこで、今回の研修会では、まず、東京大学医学部附属病院薬剤部の大野能之先生よりDIリテラシー^{注)}の実務への活かし方について、株式会社ファーミックの下平秀夫先生よりDIの取捨選択と発信についてご講演をいただいた後に、「薬局薬剤師のDIリテラシーを高めるために薬剤師会あるいは薬事情報センターは何できるか・何をするべきか」についてワークショップを行いました。

「まだ十分にDIリテラシーを高めることの意義が周知されていないのではないか、DIリテラシーを高めるための研修やDIリテラシーを評価する仕組みを作る必要があるのではないか、まずは会員の先生方のニーズを把握することが大切だ」など、活発な意見が出ました。

今後、ワークショップで出された有力案の中からDI・医療安全・DEM委員会が5案を選出し、各薬剤師会ではその中から1案を担当理事と協議のうえ選び実行、結果を日薬に報告することが求められています。

DIリテラシーを高めるためには、様々な角度からの継続した取組みが必要であり、会員の先生方からのご意見・ご要望などもお待ちしています。

注：DIリテラシーとは、DIを効果的かつ効率的に入手し、解析・評価して、確実に自ら使用すると共に、医療関係者や医薬品の使用者に提供することができる能力。

平成28年度 中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会



広島国際大学薬学部 佐々木 順一

日 時：平成29年3月10日（金）13:00～

場 所：広島県健康福祉センター

1. 開会あいさつ

2. 説明

「鳥取県中部地震における公衆衛生活動について」
「鳥取県中部地震における災害支援-被災自治体
保健師の後方支援活動-」

3. 演習

「広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概
要と入力について」

4. 講演

「災害発生を想定した体制整備-災害時健康危機
管理支援チーム（DHEAT）最近の動向」

図上訓練「大規模災害時における公衆衛生チー
ムの活動への対応-危機管理組織立ち上げ（初動）
訓練-」

5. 質疑応答・まとめ

6. 閉会

今回の研修は、災害時に活動する公衆衛生チームのメ
ンバーを主な対象とした合同研修会でした。まず、昨年
10月に発生した鳥取県中部地震における、保健師の公衆
衛生活動および後方支援活動について報告がありました。
災害現場では実質的な活動に視点が置かれていましたが、
派遣チームの調整やカンファレンスの準備・運営・
記録やボランティアの受け入れ調整、マスコミ対応など、
後方支援活動も非常に重要になってきます。実際、鳥取
県中部地震では県内外の多くの保健師が後方支援活動に
従事しました。災害時の保健活動は何も特別なことでは
なく、平時の場合と基本的な考え方は同じとのことでし
た。ただ、「平時にできないことは、災害時にできない。」

「災害時に使用される用語を理解しておかないと、円滑
な支援活動ができない。」という言葉が印象的でした。

EMIS入力訓練では、災害時を想定して被災した県
立病院情報の代行入力演習を行いました。EMISは
Emergency Medical Information System（広域災害
救急医療情報システム）の略で、災害医療に関わる情報
を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療を提供す
るために利用されるWebシステムです。災害対策本部、
行政機関、医療機関、DMATなどが情報を共有します。
医療機関が被災状況や患者の動向を入力しますが、入力
できない場合には、DMATや保健師が代行入力できる
ようになっています。今回は、実際に代行入力を実施す
る演習でしたが、私自身その画面を見るのは初めてでした。
EMISにどのような機能があるのか、我々も理解して
おく必要があると思います。

最後に、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）
の現状と図上訓練を行いました。DHEATとは災害時健
康危機管理支援チームのことです、被災地域の保健活動を
補佐する役割を担います。制度導入に先駆けて平成28年
度から研修が開始されています。現在は、自治体職員を
主体としたチーム構成ですが、将来的には自治体職員以
外の参画、介護・福祉分野への拡大が期待されています。

災害時によく起こる問題の大部分は、被災者への直接
支援の知識や技術の問題ではなく、管理の問題だそうで
す。災害医療に携わる者として、日頃の訓練に参加し、
いざというときに動けるようにしておくことは必要で
す。その訓練で最も重視すべきことは、組織体制を意識
し指揮命令系統に従うこと、顔の見える関係をあらかじ
め構築しておくことの二点であると感じました。

日本薬剤師会第88回臨時総会

日本薬剤師会代議員 竹本 貴明

日 時：平成29年3月11日（土）・12日（日）

場 所：ホテルライースト21東京

総会当日は東日本大震災の発災より6年目にあたることから、追悼の意を込めて黙祷がささげられたのち、乾英夫副会長の開会の辞により総会が始まりました。

まず初めに顧問の藤井基之参議院議員よりご挨拶をいただきました。

「参議院議員には薬学を学んだ議員は一人しかいない。他の医療関係議員が多い中で同業の議員を一人でも増やしていきたい。昨年の調剤報酬の改定はなんとか最悪の事態は避けたが、来年は介護と同時改定である。そのような状況の中で国民の負託に応え、薬剤師職能を發揮するために、どの様な制度でどのような報酬体系を取っていくか考えていかなければいけない。

また、今回、偽薬が患者さんの手元まで届いてしまった。今まで日本においては偽薬は発生しないと行政もサポートしてくれていたが、今回は正規の許可を受けている薬局の薬剤師の手を通じて患者に渡った。薬剤師という専門職がいるにもかかわらずにこの問題が起こった。2度とこの様な事が起こることがないよう政治の場からも頑張らせていただきたい」とご挨拶をいただきました。

続いて、会長演説が行われました。

「平成28年度の改定は、2025年の超高齢化社会における地域包括ケアシステムで求められるかかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局を強く意識したもので、患者のための薬局ビジョンにも示された「立地から機能へ」、「門前から地域へ」という期待に応える保険薬局業務を目指したものと考えている」と述べられました。

また、

- 健康サポート薬局がさらに増加し、地域から期待される機能を十二分に発揮されることを期待したい旨。
- 敷地内薬局の開設はこうした患者のための薬局ビジョンに逆行するものであり、今後も反対を続けていく。
- 薬価毎年改定にも反対の姿勢を持って臨む。
- 偽造医薬品が発見され、ましてや調剤に供されたことは、医療に携わるものとしての倫理観に欠けた行為は断じて許し難い行為であり、あらためて、薬剤師の基本的な役割を問い合わせ直さずにはいられない。

と述べられました。

その後、報告が1件（会務並びに事業中間報告）と、

議案が5件（平成28年度補正予算、平成29年度の事業計画・会費額・収入支出予算・借入金最高限度額の件に関する議案）でした。

続いて、重要事項経過報告として担当役員より説明がありました。

- ①医療制度改革への対応
- ②薬局・薬剤師を巡る最近の動向について（健康サポート薬局、保険薬局の構造規制の見直し、保険調剤に関わる一部負担金の支払いにおけるポイント付与、偽造品への対応）
- ③ICTへの取り組みについて（電子お薬手帳相互閲覧サービスの名称・ロゴマークについて、薬剤師資格証（HPKI））
- ④予算・税制改革について（平成29年度厚生労働省予算案・セルフメディケーション税制）
- ⑤薬学教育関連事項について
- ⑥薬剤師の生涯学習及び研究支援について
- ⑦薬剤師年金保険について
- ⑧その他として、日薬メールマガジンの休刊についてが報告されました。

その後、ブロック代表質問・一般質問が2日間にわたって行われ、中国ブロックからの代表質問・一般質問として「薬価改定見直しについて」、「無料職業斡旋事業の利便性を高める工夫」、「薬局における不動麻薬の店舗間の譲渡譲受」、「日薬としての広報」、「全国的な地域医療連携ネットワークについての日薬の取り組み」、「面分業推進の観点からの処方箋の使用期限の緩和」、「診療報酬上の後発医薬品の定義と名称の簡素化及び供給」、「震災等災害時の対応」、「補欠代議員の不足状態の改善」、「実務実習指導薬剤師の手引きの改定予定について」が挙げられました。

他のブロックの代表質問・一般質問としては「健康サポート薬局」、「薬剤師の裁量権」、「組織力強化策」、「各種学術団体との連携」、「HPKIの今後」、「敷地内薬局」などが挙げられました。

その後、議案第1号～5号の採決にうつり全議案が執行部の提案通り議決され、石井甲一副会長の閉会の辞により全日程を終了致しました。

広島プライマリ・ケア研究会世話人会 ～当会のこれまでの活動と散会について～



常務理事 井上 映子

日 時：平成29年3月13日（月）

場 所：広島県医師会館

広島県プライマリ・ケア研究会（当会）は、第19回日本プライマリ・ケア学会全国大会（平成8年）の開催を契機に、「広島の保健・医療・福祉を担う関係者が一堂に集い、定期的に研究会を開催することは、広島の地域保健・医療・福祉にとって有意義なことである」という趣旨により設立されました。広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県社会福祉協議会、広島県内科会、広島県小児科医会の7団体で構成し、地域が抱える問題に対して具体的な対策を講じていく方針で活動しておりました。

主な活動として、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県社会福祉協議会の5団体が持ち回りで毎年研究会を担当し、研究会を続けてまいりました。平成26年度の研究会では、「在宅での暮らしを支えていくために」というテーマで、北広島町雄鹿原診療所所長 東條環医師による基調講演があり、山間部で在宅医が少なく医療機関で看取りができない状態での「多職種連携で実践する在宅・終末期ケア」をお話しいただきました。介護職の方と連携した施設看取りを行えるシステム作りに感銘を受けました。シンポジウムでは、歯科医師会より、19地区歯科医師会に在宅歯科医療連携室を整備中であること、看護協会より在宅看取りの支援、摂食嚥下障害看護認定看護師の取組、介護支援専門員協会より、生活支援コーディネーターの育

成、専門研修会など指導者としての取り組みを話されました。薬剤師会からは、ファーマシィさんて薬局の山根暁子先生より、24時間体制の薬局による在宅看取りについてお話をがありました。他薬局と連携した研修会や、「在宅ケアカフェ」などを企画、開催しているという内容でした。数年経った現在、いろいろな地域で認知症カフェ、お薬サロンなどが開催され、広がりをみせているように思います。

平成22年4月には、日本プライマリ・ケア学会が日本プライマリ・ケア連合学会と改められ、当会は単体として活動を続けておりましたが、連合学会中国ブロック支部の設立、さらに平成27年4月には広島県支部が設立されました。その中で、当会の役割は十分果たしたのではないか、とのことで、協議の上、散会を決定されました。薬剤師としては、プライマリ・ケア認定薬剤師制度がありますが、こちらは現在でも会員、非会員を問わず、薬剤師であれば申請ができますので、変わりありません。以前のように関連多職種とのシンポジウムなどを開催したい場合は、日本プライマリ・ケア連合学会広島県支部と薬剤師会との連携で事業を行えることになっておりますので、そちらでの協力ができればと思います。

最後に、当会の設立から現在まで、広島県の多職種連携を充実させるためにご尽力いただきました関係者の先生方へ、感謝の意を表します。

第101回薬剤師国家試験問題 (平成28年2月27日～2月28日実施)

問72 専ら薬局開設者等に医薬品を販売するのはどれか。1つ選べ。

1 店舗販売業

2 配置販売業

3 卸売販売業

4 医薬品製造業

5 医薬品製造販売業

正答は 96 ページ

平成28年度 第3回在宅訪問栄養ケア推進委員会



日 時：平成29年3月15日（水）19:00～20:30
場 所：広島県医師会館

副会長 有村 健二

この会議は厚労省補助事業「平成28年度栄養ケア活動支援整備事業」で「訪問看護ステーションと連携した在宅訪問栄養ケア事業」である。

委員長は広島大学医師薬保健学研究院地域医療システム学竹内啓祐教授で私は副委員長を務めさせていただいている。その報告を行う。

実施主体：(公社) 広島県栄養士会

委員：広島大学、広島県健康福祉局、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県歯科衛生士会、広島県包括ケア推進センター、広島県訪問看護ステーション協議会、広島県介護支援専門員協会、広島県訪問介護事業連絡協議会、広島県栄養士会

・事業の目的

高齢者の進展に伴い、在宅療養者や居宅要介護者が増大しており、それらの多くは低栄養、摂食・嚥下等の問題を抱えている。このため、地域包括ケアシステムにおいて、管理栄養士の在宅訪問栄養指導等が期待されるところであるが、広島県においては、まだその体制が整備されていない。そこで、管理栄養士の人材を発掘し、診療所及び訪問看護ステーション等の関係機関や医師会をはじめとする関係団体の連携・ご協力のもと、在宅訪問栄養ケアシステムの構築を図る。

・事業内容

- ①ニーズ等調査の実施
- ②事業参加管理栄養士の確保
- ③在宅訪問栄養ケア研修会の実施
- ④モデル施設での訪問栄養ケアの実施

アンケートの状況をピックアップする

アンケート結果（対象広島県内内科・外科診療所）

配布1,171 回収355 回収率30.3%

・管理栄養士を配置していない理由（複数回答）

- 指導料の点数が低い（26.1%）
- 栄養指導の対象が無い（20%）
- 現在行っている栄養指導（28.2%）

在宅訪問栄養食事指導（5.4%）

居宅療養管理指導（3.4%）

・今後の予定（複数回答）

実施予定無し（69.9%）

外来栄養食事指導（28.4%）

在宅訪問栄養食事指導（15.7%）

居宅療養管理指導（9.3%）

・現在及び今後実施したい指導（在宅訪問栄養食事指導・居宅療養管理指導）（複数回答）

糖尿病（27.4%）

摂食嚥下障害（21.1%）

低栄養状態（21.1%）

腎疾患（20%）

以下脳血管疾患、脂質異常症、がん、肥満と続く

・在宅利用者の健康状態を良好にするための栄養食事指導の内容（複数回答）

健康状態に合わせた食事等の提案、栄養状態確認、家族への支援、食事内容の把握、他職種との連携、栄養補助食品、体重管理、宅配食の紹介、調理指導、惣菜の選び方など

薬剤師も他職種との連携を模索しているところであるが、他職種の動きを見ると自分自身の職能が見えてくるような気がする。また、同様の悩みを持っていることがわかる。

低栄養食品や食事内容の把握は薬効に影響を及ぼすし、体重管理は介護にかかる負担の軽減に通じる。また、病人食や嚥下問題の解消にも調理指導は、薬局でも話題になる問題と思う。このように他職種との連携は薬剤師にも有用である。最近薬剤師の在宅における行動を評価する言葉をいろいろな会議で耳にするようになった。また、期待の言葉も大きくなっている。各地域で行われている他職種の連携に関する会議に以前より薬剤師の姿を見るようになったと言われるが、他職種からはもっと積極的に参加してほしいと要望がある。在宅訪問指導は必ずある。通常業務も増大して大変であるが他職種連携会議等への参加を宜しくお願ひしたい。

日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議

副会長 松尾 裕彰

日 時：平成29年3月16日（木）13:00～16:30

場 所：東京・日本薬剤師会

参加者：都道府県薬剤師会及び日本薬剤師会 臨床・疫学研究推進委員会委員、担当役員

近年、薬局における研究を実施するにあたり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に沿って研究計画書を作成し、その適否を倫理審査委員会の意見を聴いて、許可を受けることが求められるようになった。日本薬剤師会においても、平成28年8月に「臨床・疫学研究倫理審査委員会」を設置し、会員がヒトを対象とした臨床研究を適正に実施できるように体制を整備している。今回の会議では、研究倫理の基本的考え方や薬局における研究の実際と進め方、県薬剤師会の学術研究倫理審査委員会の設置事例、倫理審査の対象となる研究事例の紹介があった。

始めに国立がん研究センター社会と健康研究センター生命倫理研究室の田代志門先生が「今求められている研究倫理」というタイトルで講演された。広義の研究倫理は、①研究公正（データの捏造など）、②研究対象者保護、③研究の社会的影響の3つに区分され、医学系研究においては、②研究対象者の保護が極めて重要であると話された。研究対象者を保護するためには、研究と実践（臨床）を区別し、人を対象とする医学系研究が本来有している「危うさ」を自覚し、①インフォームドコンセント、②リスク・ベネフィット評価、③研究対象者の公正な選択（弱者保護など）に配慮しなければならないということを改めて認識した。

日本薬剤師会常務理事宮崎長一郎先生は、平成28年度倫理審査の取り組み状況アンケート調査結果を報告された。全国47都道府県薬剤師会への調査で、既に13県で倫理審査委員会が設置され、16県が設置予定であること、また、臨床研究実施のために必要な倫理研修についてはJPALSのe-ラーニングの受講を勧める県が39県と多いことが分かった。さらに、具体的な研究テーマを示しながら、アンケートを用いた調査研究も倫理審査委員会の審議の対象となることを強調された。今後、薬剤師が実施する調査研究は、研究計画書を作成し予め倫理審査を受

けていないと論文発表できなくなる。つまり、薬剤師業務の効果を明らかにするためのデータを取得や解析をするためには、倫理審査を受ける必要があるということを強調されお話になった。

最近、学術研究倫理審査委員会を設置した福岡県薬剤師会と大阪府薬剤師会から、設置の経緯および設置に必要な事項等の紹介があった。両会ともに、日薬の研究倫理審査委員会の書類や手順書をそれぞれの県薬剤師会の状況に合わせて改良したものを利用していた。研究結果を学会や論文発表する時点で、倫理審査を受けていないことを理由に発表できないと気付くことを避けるために会員への広報が重要であるとの話もあった。

フローラ薬局河和田店の篠原久仁子先生は、「地域薬局の実践から取り組む研究の実際～残薬から禁煙支援を例にして～」という演題で、患者ケアや薬局活動を通して発見した課題を、研究により解決することの重要性と研究を実施する時の倫理的配慮の必要性を、実際の研究成果を示しながら講演された。

最後に、「倫理審査が必要な例、必要ではない例」について、日本薬剤師会臨床・疫学研究推進委員会副委員長の飯嶋久志先生が講演された。“人が対象の医学研究”である場合は倫理審査が必要であり、研究の本質を理解して判断しなければならない。また、事務局で判断できない場合は委員会に確認することが必要であると話された。

この会議から、倫理審査は論文や学会発表のために受けるのではなく、研究対象者の権利や福祉を守るために受けなければならないということを再認識した。薬局における研究成果を論文や学会で発表することにより地域社会に貢献するためには、研究を開始する前に計画書を作成し、倫理審査委員会の承認を得ることが必要であるため、会員の皆様が倫理審査を滞りなく受審できる体制を広島県薬剤師会として今後整備したい。

平成28年度 日本薬剤師会行政薬剤師部会講演会（大阪会場）

行政支部 上田 健太

日 時：平成29年3月17日（金）13:30～17:10

場 所：大阪府薬剤師会館

1. 主催者挨拶

日本薬剤師会専務理事 寺山 善彦

2. 報告「平成28年度行政薬剤部会事業報告」

日本薬剤師会行政薬剤師部会副部会長 高木 靖史

3. 講演

（1）「平成28年熊本地震への対応」

日本薬剤師会 副会長 田尻 泰典

（2）「在宅医療における薬局・薬剤師の役割について」

<日本薬剤師会の立場から>

1) 「在宅医療における薬局・薬剤師の役割について」

日本薬剤師会 常務理事 吉田 力久

<現場の立場から>

2) 地域包括ケアにおける薬局の役割を考える

山口県薬剤師会 理事 戸田 康紀

4. 閉会挨拶

日本薬剤師会行政薬剤師部会副部会長 高木 靖史

今回の講演会では、主に「災害対応と薬剤師」及び「在宅医療と薬剤師」の二つが取り上げられていました。それらの根底には、薬剤師のもつ能力を、今後、多職種との連携を基本とする中でどのように発揮していくのかというテーマがあるように感じられました。

日本薬剤師会寺山専務理事の開会挨拶の後、まず行政薬剤師部会高木副部会長から「患者のための薬局ビジョンに関するアンケート調査」、「健康サポート薬局制度に関するアンケート調査」及び「行政薬剤師の業務に関する調査」についての報告がありました。

その中で、「患者のための薬局ビジョン」については、自治体ごとの取組に差があることに触れられ、これからビジョン実現に向けて進めるためには、行政による働きかけと都道府県薬剤師会の積極性の両方が必要であるとのことでした。

次に、昨年4月に発生した熊本地震への対応について田尻副会長から、現地での薬剤師の活動、特に「調剤」、「一般用医薬品の供給」、「衛生環境の改善」及び「多職種との連携」について、普段から薬剤師に求められている能力が災害時にもいかんなく発揮されたことが報告され、また、広島県薬剤師会をはじめ、大分県と和歌山県の県薬剤師会から派遣されたモバイルファーマシーの活躍についても紹介されました。

次に、「在宅医療における薬局・薬剤師の役割について」の講演では、吉田常務理事と山口県薬剤師会戸田理事から、それぞれ日本薬剤師会、現場の薬剤師の視点から在宅医療の取組みについて説明がありました。

在宅医療の推進においては量と質の確保が重要であり、日本薬剤師会では「在宅医療推進アクションプラン」を策定し、将来的には地域薬剤師会が実施することで更なる推進を目指していくとのことでした。

また、山口県薬剤師会戸田理事から、実際の在宅対応事例の紹介を通して、薬剤師が服薬管理の能力をいかにして発揮しているかが具体的に説明されました。

今回の講演会では、災害時や在宅医療においては薬剤師の能力が活用できることが説明されましたが、このような場面において薬剤師の能力が発揮されるには、多職種との連携が非常に重要であるということも同時に説明されていました。

多職種との連携は、薬剤師の業務全般において重要となると考えていますし、様々な連携先の一つに行政も含まれると認識しています。薬局・薬剤師の方々と「患者のための薬局ビジョン」を実現してくため、行政としての取組に一層励んでいきたいと改めて感じました。

平成28年度 薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会

安芸支部 野村 真由美

日 時：平成29年3月18日（土）

場 所：広島県薬剤師会館

広島県薬剤師会専務理事の村上信行氏の開会の挨拶があり、昨年に続き熊本県から日本禁煙学会認定禁煙指導薬剤師の後藤美和先生をお迎えして、薬剤師の立場から「タバコに対する社会的依存を克服し、禁煙支援を進めていこう」というお話をされました。会場は満員で関心の高いことがうかがわれました。

喫煙は、個人的趣味や単なる嗜好品ではなく、喫煙病（依存症+喫煙関連疾患）という全身疾患であり、喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者という認識が強調されました。

依存性（心理的依存）や健康障害の度合いは違法な薬物と同等または同等以上、離脱症状（身体的依存）や急性毒性が他の薬物に比べて強くないので害が過少評価されているとのこと。

また第49回日本薬剤師会学術大会（愛知）で発表された、禁煙支援薬剤師を対象とした社会的ニコチン依存の実態調査のアンケートから、禁煙アドバイザー育成研修という禁煙支援に対しての意識の高い薬剤師を対象とする調査であったが、約6割に社会的ニコチン依存が存在し、「タバコは嗜好品である」「灰皿が置かれている場所は喫煙できる場所である」の設問について「そう思う」と回答している割合が高かった。

最も強い影響要因は「喫煙によって人生が豊かになる人もいる」であった。

自分の中にも社会的依存があることでクライアント（患者）の訴えにうまく対応することができないのかも？と思う場合は

対策1 「正しい知識をしっかり入れる！」

（例）軽いタバコに変えているから…と言われる場合

実は「軽いタバコ」も「強いタバコ」も成分はほぼ一緒です。

「軽いタバコ」と表示されている製品はフィルターの穴の数が多いのです。

軽いタバコに変えると、物足りなくて深く吸ってしまったり、本数が増えたりしていませんか？その結果、血液中の一酸化炭素ヘモグロビン（動脈硬化を促進する物質）の数値は、ニコチン量の多いタバコと比べ、高く出ることが分かっています。また、タバコの成分はどれもほとんど変わらないため、タバコの先から出る煙

の有害物質は、軽いタバコの方が有害だと報告されています。

健康のことを考えるなら、軽いタバコではなく完全禁煙です！

（例）アイコスに変えているから…と言われる場合
アイコスは煙が出ないが、ニコチン・タールもあり、受動喫煙もあるのに巧みな広報戦術で無いと誤認させています。

今すぐ禁煙を考えているという人には

- 1：自力で禁煙する…約1週間の離脱症状を覚悟して！
- 2：市販薬で禁煙する…ニコチネルパッチ・シガノンCQ・ニコチンガム
- 3：禁煙外来で禁煙する…ニコチネルTTS・飲み薬チャンピックス

対策2 「アプローチ法を体得しよう！」

禁煙支援の基本は「5つのA」

Ask…尋ねる。

「タバコを吸ったことはありますか？」

「受動喫煙の環境はないですか？」

Advice…勧める。

「私は禁煙をお勧めします」と助言した時の反応をみる。

Assess…推察する。

禁煙のステージは無関心期、関心期、準備期、実行期、維持期の5つがある。

「禁煙したい気持ちは何%くらいありますか？」と質問して、患者さんのステージがどこにあるか推察する。

Assist…支援する。

患者さんのステージを推察し、各ステージに沿った的確な支援を行うことで、禁煙動機が高まり、禁煙継続の自信をつけることができる。

Arrange…フォローする。

禁煙維持は意外と難しい！禁煙維持の為には、フォローアップの度に声かけし、事前に「1本だけ」への注意と説明が有効。

80ページ余りにわたる両面カラー印刷された貴重な資料を活用して、禁煙支援を進めていきたいと思います。

ようようまつり (モバイルファーマシーによるHMカードの発行)

常務理事 竹本 貴明

日 時：平成29年3月19日（日）10:00～15:00

場 所：パルティ・フジ坂

広島県安芸郡坂町で行われた「坂町ようようまつり」に豊見常務理事と一緒に参加を致しました。

「ようよう」とは、「ありがとう」という坂町のことばと、「前途洋々の町」という意味から名付けられた、町をあげての一大イベントです。



この度、このイベントに参加したのはHMカードの申請・発行を行うためです。坂町にはHMカードの発行施設がまだなく、現状では町役場での受け取りしかできなかったため、イベント会場にモバイルファーマシーを設置し、広島県・広島県医師会と協力しカードの発行を行いました。3月末までの期間限定のカープデザインということもあり、100名近くの方にお申し込みをいただきました。

また、カードの発行だけでなく「ひろしまヘルスケアポイント」についての説明も行いました。「ひろしまヘルスケアポイント」というのは、3月10日からスタートした県の事業で、18歳以上の県民が参加できます。特定健康診査やがん検診の受診、健康イベントへの参加、運動・バランスのとれた食事など、自らが健康づくりに取り組むことでポイントが貯まり、特典を受けられるという事業です。ポイントはHMカードのIDを利用して「ひろしま健康手帳」にログインし、実践した所定の健康づくりの取組を入力することで簡単に貯めることができます。



カープデザインのおかげで、多くの県民の方にHMカードを持っていただく機会が得られたのは非常に喜ばしいことです。せっかく持っていたHMカードがどここの医療機関に行っても利用でき、患者さんにメリットを感じていただけるように参加施設がこれからもっと増えていってくれたらと思います。



※参加薬局数：230件（平成29年4月3日現在）

平成28年度 第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会



日 時：平成29年3月21日（火）15:00～15:50

場 所：県庁・本館

出席委員：21名中14名（代理含む。）任状提出者6名、（欠席1名）

常務理事 二川 勝

会議の主な内容

1. 平成28年度事業実施状況について

[主な意見等]

（委 員）けんこうチャレンジのコースごとの取組はどのくらいあったのか。

（事務局）正式な実績報告の際に、コース別の数等についても報告させていただく。

2. 平成29年度事業計画(案)、平成29年度収支予算(案)について

[主な意見等]

（事務局）フードフェスティバル等について、副委員長（県医師会）から御意見、御照会があったので、御紹介する。

・開催地がいつも広島市である点と参加者の地域構成についてのお尋ねがあった。

これに関しては、参加者属性は、年齢別では把握しているが、地域構成も含めて今後、把握してまいりたい。また、広島市域以外はどうかという視点からいえば、各地域での取組に関しては、現在は、保健医療圏域ごとに、当実行委員会の食育活性化支援事業を活用するものについて、各地域で検討していくべき、支援する取組を決定しているところであるが、今後、各地域でのイベント等における啓発支援も検討してまいりたい。

・また、啓発活動の効果に関して、どのような指標でみていくかのお尋ねがあった。これについて、総括目標としては「健康寿命の延伸」であるが、中でも、健康ひろしま21と食育推進計画に基づく指標として、具体的には、食育の重点目標としている「減塩、

野菜摂取量の指標」、「適正体重に係る指標」、生活習慣病予防の観点から「特定健診の受診率」をはじめとする健康ひろしま21、食育推進計画に掲げる目標の進捗を見極めてまいりたい。

（委 員）「共食」に関して、県食育推進計画の目標値に達していないと伺った。そのような中で、食育活性化支援事業の対象を「減塩」から広げ、「共食」も含めることはよいと思う。

学校へのアプローチだけでなく、地域の事業、取組をバックアップしていくといけるのではないか。

（委 員）共食に関連したものとして、「こども食堂」といった取組も広がってきてている。地域で展開されるこうした取組への支援も検討してみてはどうか。

（事務局）「こども食堂」については、共食につながっていくものであるとともに、食品ロスなどの課題への対応の1つにもつながっていくと思われる。

また、共食に係る取組として、平成27年度まで実施した「食育チャレンジカード事業」では、1人親家庭などへの対応も課題であった。共食に関して幅広くバックアップできるようにしてまいりたい。

（委 員）保護者へのセミナー等啓発活動では、実施時期について、2月は雪が多いなどを考慮して早い時期の開催の方がよいと思う。

（事務局）関係者とも適当な開催時期等について協議しながら進めてまいりたい。

3. その他

「ひろしまヘルスケアポイント」の説明及び各団体等への参加等への呼びかけ協力依頼などを事務局から行った。

平成28年度 社会保険指導者研修会



副会長 青野 拓郎

日 時：平成29年3月23日（木）13:00～16:30

場 所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

1. 開会挨拶

日本薬剤師会会長 山本 信夫

2. 議事

- (1) 調剤報酬等に係る諸課題について
日本薬剤師会常務理事 安部 好弘
- (2) 最近の指導監査の状況について
～保険薬局、保険医療機関（薬剤部関係）の主な指摘事項～
厚生労働省保険局医療課医療指導監査室
医療指導監査官 土井 研治
- (3) 最近の保険行政の動向について
厚生労働省保険局医療課課長補佐 目黒 芳朗
質疑応答

3. 閉会挨拶

日本薬剤師会副会長 森 昌平

標記の研修会に村上信行専務理事と出席しました。日本薬剤師会医療保険委員会の小川委員長、轡副委員長が座長となり会議が始まりました。

日本薬剤師会山本信夫会長の開会挨拶の後、議事に移りました。日本薬剤師会安部好弘常務理事より平成28年度調剤報酬改定の影響と次期改定に向けて話がありました。影響については、4～9月の速報値として処方箋1枚当たりの調剤医療費は9,069円で▲2.7%、内訳として薬剤料6,826円▲3.4%、技術料2,219円▲0.2%（但し9月は±0%）とのことでした。次期改定に向けては、薬

学的観点から必要と認めた場合の処方変更が今回の報酬改定で追加になった重複投薬・相互作用防止加算の算定実績に注目しているとのことでした。また同時改定になる医療保険・介護保険ルールの統一化についても検討しているとのことでした。

次に平成28年度に実施した共同指導、特定共同指導における主な指摘事項について話がありました。今年度の改正に伴う指摘として薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。従来と同一の処方内容にも係わらず特定薬剤管理指導加算を継続して算定する場合に、特に指導が必要な内容の記載が画一的で、個々の患者に併せた内容になっていないとのことでした。

その他の指摘の中で指導を受ける直前に薬剤服用歴の記録の補正（加筆）を行っている事例があり指導の趣旨を理解していないし、これは不正ですと話されました。電子薬歴では、履歴（ログ）からこれらのが分かるようです。それ以外の指摘事項については、後の資料をご覧下さい。

3番目の議事は、当初の予定では、中山薬剤管理官が話される予定でしたが公務のため目黒課長補佐からのお話となりました。薬局、薬局薬剤師が高齢者の多剤投与（ポリファーマシー）への対応、及び重複投薬の削減や残薬解消へ積極的に係わることが求められているとのことでした。またオプジーオ、ソバルディ等の高額な薬剤への対応についても説明がありました。

質疑応答の後、森昌平副会長の閉会挨拶で研修会は終了しました。

平成28年度 保険薬局の指導における主な指摘事項

(平成29年2月末日)

~~~~~：従前に引き続き、しばしば指摘している主なもの

\_\_\_\_\_：平成28年度改定に伴う指摘事項の主なもの

これらは、平成29年度も都道府県別指導でも特に要指導と考えられる。

[ ] 内の数字は、同様の指摘を行った保険薬局の数

## I 調剤全般に関する事項

### 1 処方箋の取り扱い

- (1) 次の不備のある処方せんを受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- ア 保険医の記名押印又は署名がない。[1]
  - イ 処方医が、処方せんに記載した医薬品について後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断した場合に「保険医署名」欄に押印を行っていない。[1]
- (2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方せんにつき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- 用法の記載が不適切である。
- ア アドエア125エアゾール120吸入用（「1日1回」との記載のみである）[1]
  - イ ラミシール外用液1%（「1日1回塗布」との記載のみである）[1]

### 2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ア 薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの
  - 消化性潰瘍が疑われる患者に対するボルタレンSRカプセル37.5mg [1]
- イ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
  - (ア) シナール配合錠（鉄剤の吸収促進のための処方が疑われる）[1]
  - (イ) デノタスチュアブル配合錠（RANKL阻害剤（デノスマブ（遺伝子組換え）等）未投与の患者への使用が疑われるもの）[1]
- ウ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
  - (ア) トレリーフOD錠25mg（1日2回）[1]
  - (イ) デパス錠0.5mg（1日4回）[1]
  - (ウ) パキシル錠5mg／パキシル錠10mg（1日2回又は1日3回）[2]
  - (エ) サインバルタカプセル20mg（1日2回）[1]
  - (オ) レクサプロ錠10mg（1日3回）[1]
  - (カ) リリカカプセル75mg（1日3回）[2]
  - (キ) メインテート錠2.5mg（1日2回）[1]
  - (ク) エースコール錠2mg（1日2回）[1]
  - (ケ) カルデナリン錠1mg／カルデナリンOD錠1mg／ドキサツシン錠1mg（1日2回）[4]
  - (コ) アテレック錠10／シルニジピン錠10mg（1日2回）[2]
  - (サ) プロプレス錠4（1日2回）[1]
  - (シ) バルサルタン錠80mg（1日2回）[1]
  - (ス) ミカルディス錠40mg（1日2回）[2]
  - (セ) オルメテック錠20mg（1日2回）[3]
  - (ソ) セララ錠50mg（1日2回）[1]
  - (タ) アバプロ錠100mg（1日2回）[2]
  - (チ) アジルバ錠10mg（1日2回）[1]
  - (ツ) ヘルベッサーRカプセル100mg（1日2回）[1]
  - (テ) ニトロールRカプセル20mg（1日3回）[1]
  - (ト) ノルバスク錠2.5mg／ノルバスクOD錠2.5mg、同錠5mg／アムロジピン錠2.5mg、同錠5mg／アムロジピンOD錠5mg（1日2回）[9]
  - (ナ) ローコール錠30mg（朝食後）[1]
  - (ニ) リピトール錠10mg（1日2回）[1]
  - (ヌ) デノタスチュアブル配合錠（1日3回）[1]
  - (ネ) プレタールOD錠50mg（1日3回）[1]
  - (ノ) アマリール1mg錠（1日3回）[1]

(ハ) デスマプレシン・スプレー 2.5協和（1日3回）[1]

(ヒ) モーラステープL40mg（1日2回）[1]

(フ) ロキソニンテープ50mg（1日2回）[1]

(ヘ) ペキロンクリーム0.5%（1日2回）[1]

エ 過量投与が疑われるもの

(ア) ルネスタ錠3mg [1]

(イ) ジプレキサザイディス錠2.5mg、同錠5mg及び同錠10mg [1]

オ 倍量処方が疑われるもの

マイスリー錠5mg [1]

キ 重複投薬が疑われるもの

(ア) ロキソニン錠60mgとモービック錠10mg [1]

(イ) メタクト配合錠LD（1日1回朝食後）及びピオグリタゾンOD錠15mg（1日1回夕食後）の併用 [1]

ク 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの

(ア) インヴェガ錠6mg、インヴェガ錠3mg及びリスピダール内用液1mg／mLの併用 [1]

(イ) ニバジール錠4mgとカルブロック錠16mgの併用 [1]

(ウ) カンデサルタン錠8mgとテモカプリル塩酸塩錠2mgの併用 [1]

(エ) アジルバ錠40mgとロングエス錠10mgの併用 [1]

(オ) ニフェジピンCR錠20mg、同CR錠40mgとシルニジピン錠10mgの併用 [1]

ケ 漫然と長期にわたり処方されているもの

(ア) ロゼレム錠8mg（投与開始2週間後で有用性が認められない場合）[1]

(イ) ベルソムラ錠20mg（症状が改善した場合）[1]

(ウ) カルタン錠500（2週間で効果が認められない場合）[1]

(エ) 8週間を超えるランソプラゾールOD錠15mgの投与 [1]

(オ) ガスモチン錠5mg（通常2週間）[1]

(カ) アレジオン錠20（本剤使用により効果が認められない場合）[1]

(キ) ザイザル錠5mg（効果が認められない場合）[1]

(ク) 以下の医薬品の月余にわたる投与

a 25mgアリナミンF糖衣錠 [1]

b メチコバール錠500μg／メコバラミン錠500μg [3]

c シグマビタン配合カプセルB25 [1]

### 3 調剤済処方せんの取扱い

(1) 調剤済処方せんについて、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 調剤済年月日

(ア) 記載がない [2]

(イ) 不適切である（調剤済年月日が誤っている）[1]

イ 保険薬局の所在地が不明瞭である [1]

ウ 保険薬局の名称が不明瞭である [1]

エ 保険薬剤師の署名又は姓名の記載、押印の記載がない [2]

(2) 調剤済処方せんの「備考」欄又は「処方」欄に記入する記載事項について、医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容の記載がない例が認められたので改めること。[2]

(3) 調剤済処方せんへの保険薬剤師の記名押印を事務員が行っているので、調剤した保険薬剤師が自ら行うよう改めること。[3]

### 4 調剤録の取扱い

調剤録の記入について、鉛筆で抹消している不適切な例が認められたので改めること。[1]

## II 調剤技術料に関する事項

### 1 調剤料

外用薬につき、1調剤とすべきところ、2調剤として調剤料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

- ア タッチロンテープ40とケトプロフェンテープ20mg [1]
- イ モーラステープL40mgとモーラステープ20mg [1]
- ウ ロキソプロフェンNaテープ100mgとロキソプロフェンNaテープ50mg [1]

### 2 一包化加算

一包化加算について、治療上の必要性が認められない場合に算定している不適切な例が認められたので改めること。(一包化は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものである。) [1]

### 3 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ア 調剤録等に製剤工程を記載していない不適切な例が認められたので改めること。[2]
- イ 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。[1]

## III 薬学管理料に関する事項

### 1 薬剤服用歴管理指導料

- (1) レセプトコンピュータの初期設定が、薬剤服用歴管理指導料を算定するようになっており、自動的な算定となるおそれがあるので改めること。[4]
- (2) 所有している手帳を持参した患者に対して、誤って、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書にかかる所定の点数を算定している例が認められたので改めること。[1]
- (3) 処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に患者等に対して行う次の事項の確認を保険薬剤師が行っておらず、事務員が行っているので改めること。
  - ア 残薬の状況 [1]
  - イ 患者の服薬中の体調の変化 [1]
  - ウ 後発医薬品の使用に関する患者の意向 [1]
- (4) 処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に患者等に対して行う次の事項の確認を保険薬剤師が行っていないので改めること。
  - ア 患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の情報 [2]
  - イ 患者又はその家族等からの相談事項 [2]
  - ウ 服薬状況 [2]
  - エ 残薬の状況 [2]
  - オ 患者の服薬中の体調の変化 [2]
  - カ 併用薬等の情報 [2]
  - キ 合併症を含む既往歴に関する情報 [2]
  - ク 他科受診の有無 [2]
  - ケ 副作用が疑われる症状の有無 [2]
  - コ 飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況 [2]
  - サ 後発医薬品の使用に関する患者の意向 [2]
- (5) 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、調剤報酬明細書の摘要欄に記載した理由が誤っている例が認められたので改めること。（実際には患者の意向であるところ、保険薬局の備蓄が選択されている。）[1]

### 1-1 薬剤服用歴の記録

- (1) 薬剤服用歴の記録の一部を誤って廃棄してしまっている。薬剤服用歴の記録は最終記入日から起算して3年間保存すること。[3]

## (2) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 次の事項の記載がない。

- (ア) 患者又はその家族等からの相談事項の要点 [1]
- (イ) 服薬状況 [3]
- (ウ) 残薬の状況 [6]
- (エ) 患者の服薬中の体調の変化 [1]
- (オ) 他科受診の有無 [1]
- (カ) 副作用が疑われる症状の有無 [3]
- (キ) 飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況 [2]
- (ク) 後発医薬品の使用に関する患者の意向 [1]
- (ケ) 手帳による情報提供の状況 [3]
- (コ) 服薬指導の要点 [14]
- (サ) 指導した保険薬剤師の氏名 [1]

イ 次の事項の記載が不適切である。

- (ア) 残薬の状況（「残薬あり」と考えられるものにつき「残薬なし」と記載されている。）[5]
- (イ) 手帳による情報提供の状況の記載は、単に「薬歴管理指導料（6ヶ月内）又は「薬歴管理指導料（手無・他）」との記載のみである。[1]
- (ウ) 指導した保険薬剤師の氏名
  - a 不明瞭である [1]
  - b 複数の薬剤師名が記載されており、指導した保険薬剤師の氏名が不明である [1]

(3) 薬剤服用歴に記録された調剤日が実際に調剤及び服薬指導等を行った日と異なっている。[1]

(4) 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。[1]

(5) 薬剤服用歴の記録について、調剤の都度記入していない不適切な例が認められたので改めること。（例えば、平成28年1月18日に調剤したものにつき、次回来局日以後の日付である同年3月11日に記録を作成している。）[1]

## 1-2 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 用法の記載が不適切である

- (ア) ボルタレンゲル1%（「1日数回塗る」との記載のみである）[1]
- (イ) ヒルドイドソフト軟膏0.3%（「1日数回塗る」との記載のみである）[1]

イ 副作用の記載がない

- (ア) ラミクタール錠100mg／同錠25mgの重篤な皮膚障害（中毒性表皮壊死融解症、皮膚粘膜眼症候群、薬剤性過敏症症候群）[1]
- (イ) リスペダール錠1mg／同OD錠1mg／リスペリドンOD錠1mgの高血糖・低血糖 [3]
- (ウ) セロクエル25mg錠／同錠100mgの高血糖、低血糖 [3]
- (エ) ルーラン錠4mgの高血糖 [1]
- (オ) ジプレキサ錠10mgの高血糖、低血糖 [1]
- (カ) エビリファイ錠3mg／同錠12mgの糖尿病性ケトアシドーシス、糖尿病性昏睡、低血糖 [2]
- (キ) リピトール錠10mg／アトルバスタチン錠10mgの劇症肝炎 [6]
- (ク) アーガメイト20%ゼリー25gの腸管穿孔、腸閉塞 [2]
- (ケ) ガスモチン錠5mg／モサブリドクエン酸塩錠5mgの劇症肝炎 [9]
- (コ) イグザレルト錠10mg／同錠15mgの間質性肺疾患 [5]
- (サ) プラビックス錠75mg／クロピドグレル錠75mgの出血 [2]
- (シ) メトグルコ錠250mg／メトホルミン塩酸塩錠500mgMTの乳酸アシドーシス [2]
- (ス) アクトス錠30／ピオグリタゾン錠15mg／同OD錠15mgの心不全、浮腫 [4]
- (セ) ジャヌビア錠50mgの急性膵炎 [4]
- (ソ) グラクティブ錠100mgの急性膵炎 [4]
- (タ) エクア錠50mgの急性膵炎 [4]

- (チ) ネシーナ錠12.5mg／同錠25mgの急性膵炎 [2]
- (ツ) スーグラ錠50mgのケトアシドーシス [3]
- (テ) フォシガ錠5mgのケトアシドーシス [2]
- (ト) ルセフィ錠2.5mgのケトアシドーシス [1]
- (ナ) カナゲル錠100mgのケトアシドーシス [1]
- (ニ) ジャディアンス錠10mgのケトアシドーシス [1]
- (ヌ) リオベル配合錠LD／同配合錠HDの急性膵炎、心不全、浮腫 [4]
- (ネ) ビクトーザ皮下注18mgの急性膵炎 [1]

#### 1-3 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

手帳による情報提供について、次の事項を記載していない不適切な例が認められたので改めること。

ア 患者のアレルギー歴、副作用歴 [17]

イ 患者の主な既往歴 [13]

#### 1-4 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

- (1) 次の不適切な事項が認められたので改めること。

ア 基本的な安全管理

(ア) 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。[3]

(イ) 入力者が端末から離席する際には、必ずログアウト操作を行う旨を運用規で定めているが、それが行われていない。[1]

(ウ) 個人情報が保存されている記録媒体が施錠された場所に保存されていない。（バックアップ用USBがサーバに接続されたままとなっている。）[1]

イ 真正性について

(ア) 既に退職した者に付与したIDが有効なままとなっている。当該IDを無効にする等、適切に管理すること。[9]

(イ) パスワードの有効期間を設定していない。パスワードは定期的に変更すること。[10]

(ウ) パスワードの有効期間の設定は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に定める適切な期限とすること。[1]

(エ) ID及びパスワードについて、同一の連番の数字を使用している。[1]

(オ) ID及びパスワードは本人しか知り得ない状態に保つこと。[2]

(カ) パスワードが8文字未満の例が認められた。[4]

(キ) パスワードは極端に短い文字列を使用しないこと。[3]

(ク) パスワードは英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。[7]

(ケ) 一つのIDを複数の事務員が使用しているので改めること。[1]

(コ) ログイン時にID一覧からIDを選択するとパスワードが自動的に入力されるようになっている。[1]

(サ) アクセス権限の設定が不適切である。[2]

(シ) 医療情報システムの時刻について、実態と30分程度の誤差があったので改めること。[1]

(ス) 薬剤服用歴に記録された調剤日が実際に調剤及び服薬指導等を行った日と異なっている。[1]

ウ 見読性について

電子媒体に格納された情報のうち、一部の情報について、書面に表示されない不適切な例が認められた。見読性の観点から、情報の内容を必要に応じて直ちに書面に表示できるよう改めること。[1]

エ 運用管理

(ア) 運用管理規程が整備されていない。[1]

(イ) 運用管理規程が更新されていない。[2]

- (2) 最新版の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠するよう運用管理規程の更新を行う等、より適切な運用に努めること。[4]

#### 2 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、薬剤服用歴の記録に指導の要点を記載していない不適切な例が認められたので改めること。[1]

### 3 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。

トレリーフOD錠25mg [1]

イ 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない。

(ア) パキシルCR錠12.5mg [1]

(イ) アミオダロン塩酸塩速崩錠100mg [1]

(ウ) ベプリコール錠50mg [1]

(エ) カルベジロール錠2.5mg [1]

(オ) プレドニゾロン錠1mg [1]

(カ) ワーファリン錠1mg [1]

(キ) エリキュース錠2.5mg／同錠5mg [2]

(ク) バイアスピリン錠100mg [2]

(ケ) アマリール1mg錠 [1]

(コ) グルファスト錠10mg [1]

ウ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、特に指導が必要な内容の記載が画一的であったので、個々の患者に併せた内容を記載すること。[1]

### 4 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した体重を薬剤服用歴の記録に記載していない不適切な例が認められたので改めること。[1]

## IV 事務的事項

### 1 届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに地方厚生（支）局事務所等に届け出ること。

ア 保険薬剤師（常勤・非常勤）の異動（採用、退職を含む。）[3]

イ 保険薬剤師の常勤・非常勤の別 [1]

ウ 開局時間の変更（土曜日の終了時間の変更前：12時30分、変更後：13時、日曜日、祝日の終了時間の変更前：13時30分、変更後：13時）[1]

エ 休業日の変更 [2]

### 2 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

ア 調剤報酬点数表の一覧が薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示されていない。[1]

イ 各地方厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない。

(ア) 調剤基本料1 [3]

(イ) 調剤基本料2 [2]

(ウ) 調剤基本料3 [1]

(エ) 後発医薬品調剤体制加算1 [1]

(オ) 後発医薬品調剤体制加算2 [1]

(カ) 在宅患者調剤加算 [1]

(キ) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 [1]

(ク) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料 [2]

ウ 地方厚生局長に届け出ていない事項（後発医薬品調剤体制加算）に関する事項が掲示されている。[1]

エ 明細書の発行状況の掲示について

(ア) 会計窓口に、明細書の交付を希望しない場合の掲示がない。[2]

(イ) 一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。[7]

(ウ) 明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。[1]

- オ 保険外負担に関する事項の掲示がない。[1]
- カ 届出と異なる開局時間が掲示されている。[1]
- キ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。[3]
- ク 後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。[1]
- ケ 開局時間を保険薬局の内側のわかりやすい場所に表示していない。[1]
- コ 加算の対象日、受付時間帯の掲示の記載が誤っている。(開局していない土曜日について記載している。)[1]

## V その他

### 1 調剤報酬明細書の記載

調剤報酬明細書の記載方法に誤りが認められたので改めること。

麻薬を調剤した場合の麻薬小売業の免許番号について有効期間が経過した番号を記載している。[1]

### 2 関係法令の理解

(1) 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法等の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。[2]

(2) 被保険者証のコピーを保有することは、個人情報保護の観点から好ましくないので改めること。[1]

### 3 指導への理解

指導の趣旨が理解されていない。(今回の指導を受ける直前に薬剤服用歴の記録の補正が行われている。指導の目的は、適正な保険調剤を確保し、加えてその質を向上させることにあるところ、指導を受けるに際し、薬剤服用歴の記録の補正を行うことは極めて不適切である。)[2]

## 第101回薬剤師国家試験問題 (平成28年2月27日～2月28日実施)

問130 母子感染に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 妊娠初期にサイトメガロウイルスに初感染すると、母子感染を起こすことがある。
- 2 ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の母子感染を防ぐため、ワクチンの接種が推奨されている。
- 3 B型肝炎ウイルスは、母体にワクチンを接種することにより、胎児への感染を防ぐことができる。
- 4 風疹は高率で胎内感染を起こすため、その予防を目的に、妊娠前の抗体検査が推奨されている。
- 5 トキソプラズマ感染による先天異常は、ワクチンにより防ぐことができる。

## 第2回 高齢者対策総合推進会議



常務理事 中川 潤子

日 時：平成29年3月24日（金）17:30～

場 所：県庁・北館

1. 開会
2. 協議事項
  - (1) 第6期ひろしま高齢者プランの進捗状況について
  - (2) 次期ひろしま高齢者プランにおける老人福祉圏域の設定について
  - (3) 次期ひろしま高齢者プランの検討について
3. その他
4. 閉会

広島県健康福祉局菊間秀樹局長の挨拶の後、会議は始まりました。まず、事務局より第6期ひろしま高齢者プラン達成目標に対する実施状況についての説明がありました。また、平成28年度末の達成が難しい項目については、その困難理由と今後の対応策についての報告がありました。

次期ひろしま高齢者プランにおける老人福祉圏域の設定については、2025年に向けた後期高齢者の増加に伴い、医療と介護サービスの両方を必要とする高齢者が増え、連携の必要性が高くなることから、引き継ぎ「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏と一致させることになったとの報告がありました。

### 次期ひろしま高齢者プランの検討について

広島県では、平成27年10月に「ひろしま未来チャレンジビジョン」を策定し、この中で人口ビジョンを示すとともに、政策の基本方針として「欲張りなライフスタイルの実現」を掲げています。また、平成28年3月に策定した「地域医療構想」では、人口構造の変化に対応し、病床機能の分化と連携を進めること、安心して医療・介護サービスを受けることができるための地域包括ケアシステムを確立すること、そのために必要な医療・介護・福祉人材の確保を3本柱とし、2025年に向け、将来のあるべき医療・介護供給体制の実現を図ることとしています。

これらの基本認識、国ベース・県ベースの現状認識、第6期高齢者プランの振り返りをもとに、事務局より、以下の次期高齢者プランにおける主要項目(案)が出されました。

### 1. 地域包括ケア体制の深化

- ①医療・福祉・介護基盤の整備Ⅰ（住まいと医療・介護）
- ②医療・福祉・介護基盤の整備Ⅱ（人材確保・質向上）
- ③自立支援、健康づくり、介護予防、重症化・重度化予防の推進
- ④認知症対策
- ⑤「新しい総合事業」の展開に向けた住民主体の地域づくり
- ⑥老人福祉圏域単位で必要となる、地域の実情に合わせた施策の展開

### 2. プラチナ世代の活用

- ①社会参画、生きがい活動
- ②就業機会の確保

### 3. 高齢者にやさしい地域づくり

- ①高齢者虐待防止対策、権利擁護
- ②交通安全対策、防犯対策、消費者被害対策
- ③防災対策
- ④ユニバーサルデザイン

次期高齢者プランをどのように考えていいか、また、次期高齢者プランに向けての展望について、各委員に意見が求められました。

介護職の人材確保については、目標数値を挙げるだけなく具体的な対策が必要、人材確保だけでなく育成が重要など、多くの委員から様々な意見が出されました。出された意見を参考に計画の項目など骨子が作成されることになりました。次回会議は5月の予定です。

# 第3回 広島県結核予防推進プラン検討委員会

副会長 谷川 正之

日 時：平成29年3月27日（月）18:30～

場 所：県立総合技術研究所 保健環境センター

委員会は、広島県健康福祉局健康対策課の川端邦夫主事の司会で、出席委員がそろい開始予定時間前に始まった。

まず、桑原正雄副委員長（広島県感染症・疾病管理センター長）より挨拶があり、続いて小林正夫委員長（広島県感染症予防研究調査会会长・広島大学）の進行で、協議に入った。

議題としては、以下の通りであった。

（1）広島県結核予防推進プラン（案）について

（2）その他

特に（1）広島県結核予防推進プラン（案）について

は、2月1日（水）に開催された第2回委員会でいろいろな意見が出ており、その修正された箇所の確認と、2月20日（月）から3月21日（火）の期間に、このプランの素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、寄せられた2件の内容について協議した。

事前に資料が送付されていたこともあり、特に異論もなく広島県結核予防推進プラン（案）は了承された。

その他として、3月31日をもって委員の任期が終了すること、来年度からはこのプランを評価する検討委員会（年1回程度の開催）を設置する予定であることが報告され、委員会は終了した。

## 広島県結核予防推進プラン（案）の概要

### 1 総論

#### （1）プラン改定の趣旨

- 我が国の結核患者数は減少傾向にあるものの、平成27（2015）年には約1万8千人であり、依然として結核は我が国における最大の慢性感染症である。
- 国においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき作成している結核に関する特定感染症予防指針（以下「指針」という。）を平成28（2016）年11月に改正した。
- 本県では、広島県感染症予防計画に基づき、平成24（2012）年に策定した「広島県結核予防推進プラン」の期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、指針を踏まえ、本県の現状に即した結核対策を推進するため、プランを改定する。

#### （2）プランの位置付け

- 感染症法第10条第1項に基づき策定している、広島県感染症予防計画のもと、県として、総合的な対策を図る必要がある感染症について個別に策定している計画
- 平成24（2012）年策定の広島県結核予防推進プラン（以下「前プラン」という。）の成果と課題を踏まえ、感染症法及び予防接種法に基づき、国が作成する指針を基本として策定する計画

#### （3）プランの期間

平成29（2017）年度から平成32（2020）年度までの4年間とする。

#### （4）プランの進行管理

毎年度、施策の実施状況を把握するとともに、必要に応じてプランの見直しを行う。

## 2 前プランの評価

|     | 目標項目                                      | H23   | H24   | H25   | H26   | H27  | 目標(H27) | 評価                    |
|-----|-------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|------|---------|-----------------------|
| 目標1 | 人口10万人対罹患率                                | 15.2  | 14.4  | 13.5  | 13.6  | 11.4 | 15以下    | 順調に減少し、目標を達成。         |
| 目標2 | 肺結核中再治療患者の割合                              | 10.6% | 9.2%  | 4.3%  | 7.4%  | 5.7% | 7%以下    | 概ね順調に減少し、目標を達成。       |
| 目標3 | 全結核患者 <sup>*1</sup> に対する直接服薬確認治療率         | —     | 61.0% | 89.2% | 93.9% | —    | 95%以上   | 順調に増加し、目標近くに到達。       |
|     | 肺結核喀痰塗抹陽性 <sup>*2</sup> 初回治療者の治療失敗・脱落率    | 5.8%  | 6.4%  | 9.3%  | 5.1%  | —    | 5%以下    | 概ね目標に達したが、年によるばらつきあり。 |
|     | 潜在性結核感染症 <sup>*3</sup> 治療開始者のうち、治療を完了した割合 | —     | 89.3% | 79.3% | 80.5% | —    | 85%以上   | 目標に達していない。            |

## 3 広島県における結核の現状と課題

### (1) 現状

#### ○ 発生状況

| 区分                                    | H23            | H24            | H25            | H26            | H27            |
|---------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 新登録患者 <sup>*4</sup> 数<br>(人口10万人対罹患率) | 434人<br>(15.2) | 411人<br>(14.4) | 383人<br>(13.5) | 386人<br>(13.6) | 324人<br>(11.4) |
| 70歳以上の者の割合                            | 62.4%          | 62.8%          | 67.4%          | 65.5%          | 67.9%          |
| 80歳以上の者の割合                            | 41.9%          | 41.1%          | 44.1%          | 45.6%          | 48.1%          |
| 外国人の割合                                | 4.8%           | 5.1%           | 7.0%           | 7.0%           | 8.6%           |

○ 法的実施義務のある高齢者施設等の長が行う定期健康診断の受診率：91.2%（平成26（2014）年度）

○ 発病から初診までの期間が2か月以上の者の割合：10.4%（平成27（2015）年）

○ 接触者健康診断及び精密検査の受診率

| 区分      | H23   | H24    | H25    | H26   |
|---------|-------|--------|--------|-------|
| 接触者健康診断 | 個人    | 94.6%  | 92.9%  | 91.2% |
|         | 集団    | 100.0% | 100.0% | 99.0% |
| 精密検査    | 89.4% | 82.2%  | 82.3%  | 90.4% |

注：年度

○ 肺結核喀痰塗抹陽性患者の状況

| 区分         | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 70歳以上の者の割合 | 66.7% | 71.4% | 78.0% | 74.1% | 77.0% |
| 80歳以上の者の割合 | 46.9% | 49.1% | 49.4% | 53.8% | 56.1% |

○ 治療及び患者支援の状況

| 区分  | 治療失敗・脱落率       |       | 直接服薬確認治療率(DOTS <sup>*5</sup> 実施率) |            |
|-----|----------------|-------|-----------------------------------|------------|
|     | 肺結核喀痰塗抹陽性初回治療者 | 肺結核患者 | 全結核患者                             | 潜在性結核感染症の者 |
| H26 | 5.1%           | 5.6%  | 93.9%                             | 88.3%      |

## (2) 課題

- 新登録結核患者に占める高齢者の割合が増加していること
- 高齢者施設について、定期健康診断の法的実施義務のある施設が限られていること
- 受診の遅れが見られること
- 接触者健康診断及び精密検査の受診率が低いこと
- 肺結核喀痰塗抹陽性患者における高齢者の割合が高いこと
- 治療中断や治療失敗の事例があること
- 潜在性結核感染症の者に対するDOTS実施率が低いこと
- 外国人の結核患者が増加していること

## 4 プランの目指す姿

### (1) 目指す姿

結核に対する予防・医療・支援が的確に行われ、結核患者が減少している。

### (2) 基本的な方向性

- 早期発見・早期治療によるまん延防止
- 患者の生活環境に応じた医療・支援
- 外国人に対する結核対策

### (3) 目標の設定

|      | 目標項目                       | 現状値                        | 目標(H32) |
|------|----------------------------|----------------------------|---------|
| 成果目標 | 人口10万人対罹患率                 | 11.4 (H27)                 | 9以下     |
| 事業目標 | 直接服薬確認治療率(DOTS実施率)         | 全結核患者に対して<br>93.9% (H26)   | 95%以上   |
|      |                            | 潜在性結核感染症の者に<br>88.3% (H26) | 95%以上   |
|      | 肺結核患者の治療失敗・脱落率             | 5.6% (H26)                 | 5%以下    |
|      | 潜在性結核感染症治療開始者のうち、治療を完了した割合 | 80.5% (H26)                | 85%以上   |

## 5 基本的な方向性に基づく施策

| 基本的な方向性           | 基本的な施策                 | 施策項目                       |
|-------------------|------------------------|----------------------------|
| 早期発見・早期治療によるまん延防止 | 高齢者に重点を置いた早期発見・早期治療の推進 | 高齢者団体や高齢者施設に対する啓発          |
|                   |                        | 高齢者施設における健康管理の実施           |
|                   |                        | 高齢者施設における施設内感染の防止          |
|                   |                        | 有症状時の早期受診の啓発・推進            |
|                   | 接触者健康診断及び精密検査          | 接触者健康診断の実施の徹底              |
|                   |                        | 精密検査の徹底                    |
| 患者の生活環境に応じた医療・支援  | 医療の提供                  | 患者の病態に応じた適切な医療の提供          |
|                   |                        | 地域における医療連携体制の構築            |
|                   |                        | 標準治療等の確実な実施                |
|                   | 患者支援                   | DOTS実施に係る保健所を拠点とした地域連携の強化  |
|                   |                        | DOTS実施機関の拡大                |
| 外国人に対する結核対策       | 啓発及び支援体制               | 関係機関と連携した外国人労働者就業事業所に対する啓発 |
|                   |                        | 大学等と連携した留学生に対する啓発          |
|                   |                        | 外国人向け啓発・説明資料の作成            |
|                   |                        | 外国人患者の治療支援体制の強化            |

## 6 その他結核対策推進のための施策

| 分 野         | 施策項目                  |
|-------------|-----------------------|
| 情報収集と分析     | 情報収集・分析及びデータベースの構築    |
| BCG接種       | 接種環境の確保               |
| 研究の推進       | 計画的な調査研究の推進           |
| 人材の養成       | 人材の積極的な養成             |
| 普及啓発及び人権の尊重 | 患者の個人情報の保護及び人権に配慮した対応 |

### «参考»

#### ～用語解説～

##### \*<sup>1</sup> 全結核患者

肺に病巣ができた肺結核患者と、肺以外の臓器（腎臓、リンパ節、骨、脳など）に病巣ができた肺外結核患者をあわせたもの。

##### \*<sup>2</sup> 肺結核喀痰塗抹陽性

肺結核のうち、喀痰塗抹検査（痰をスライドガラスに塗りつけ染色し、顕微鏡で痰の中の結核菌を調べる検査）で陽性と判定されたもの。感染性が特に強い。

##### \*<sup>3</sup> 潜在性結核感染症

結核菌に感染しているが症状や所見はない状態にあるもののうち、特に発病のリスクが高く、医療が必要と認められる場合。

##### \*<sup>4</sup> 新登録患者

1月1日から12月31日までの1年間に、新たに結核と診断され、保健所に登録された患者。潜在性結核感染症の者は除く。

##### \*<sup>5</sup> DOTS

Directly Observed Treatment, Short-course の略。

患者の服薬を支援者（医療機関、保健所等の医療従事者等）が直接確認し、治療の完遂、二次感染の防止を図る。医療機関で行う院内DOTSや外来DOTS、退院後に保健所が中心となって行う地域DOTS等がある。

今回のプランでは、患者支援の【施策】のDOTS実施に係る保健所を拠点とした地域連携の強化の中に、「医療機関、社会福祉施設、薬局等の関係機関との連携及び保健師、看護師、薬剤師等の複数職種の連携により積極的な活動が実施されるよう、地域連携体制の強化に努める。」や、DOTS実施機関の拡大では、「県は薬剤師会と連携し薬局でのDOTSに新たに取り組むなど、

DOTSの実施機関の拡大を図る。」と明記されておりますので、県内の結核患者への支援にご協力をよろしくお願いします。

なお、広島県結核予防推進プランについてなど結核に関する情報は、広島県感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC）のホームページ上でご覧になれます。

## 復職支援研修会（オリエンテーション）

日時：平成29年3月29日（水）・4月8日（土） 場所：まなびの館ローズコム

日時：平成29年3月30日（木）・4月1日（土） 場所：広島県薬剤師会館

### 報告Ⅰ

常務理事 吉田 亜賀子

一昨年、昨年に引き続き「復職支援研修会」の開催にあたりオリエンテーションを行いました。今年度は広島県の協力で広報する媒体が増えたことと託児所の準備を行ったことで参加人数が増えました。（東部西部計3月13名・4月14名）

出産、育児での長期にわたる離職と6年制を卒業した薬剤師の存在が復職へのハードルとなっているようでした。

オリエンテーションでは今の薬剤師が置かれている状況、薬剤師不足の現状を通して薬剤師復職の必要性を中心にお話をしました。今後の予定を伝えると、1年間の研修で復職準備ができることへの安心感が見えました。

オリエンテーション後に個別相談の時間を設けており、その際復職に関して何を勉強すればいいのか？どういう本で学べるのか？時間限定があるパートのニーズはあるのか？どの人も復職に前向きな様子でした。

一人でも多くの薬剤師が復職できるよう今後の研修を行っていきたいと思っております。

最後になりましたが、この会誌を読まれている休職中の薬剤師の方、オリエンテーションに参加されていなくても、今後の研修会への参加は可能です。また、研修会は1回毎完了しますので、途中参加でも困ることはあります。研修日時は広島県薬剤師会ホームページに掲載されますので、是非ご参加ください。

### 報告Ⅱ

松山 千鶴

復職支援研修会に出席し始めて、一年が経ちます。最初は、仕事を辞めて何年もブランクがあるため復職することに不安を感じ、ためらいがありました。しかし、この研修会で講師の先生方から最近の薬剤師の役割や活動についていろいろな視点からのお話を伺い、前向きな気持ちになってきました。

「保険調剤の理解のために」というテーマではジェネリック医薬品やお薬手帳を普及させるためのしくみやかかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師について学びました。私は、これまで保険薬局での勤務経験しかありませんが、保険調剤もずいぶん変わっており、驚くことが多かったです。

「介護保険と薬剤師」というテーマでは、もし自分が直接在宅訪問できなくても、薬局に入ることにより、人手が確保され、在宅訪問する薬剤師を送り出すことができると言われ、そういう役割もあることを知りました。

「薬局と一般用医薬品について」というテーマでは、健康サポート薬局について学びました。セルフメディケーション税制も始まり、ますます幅広い役割を求められていることが分かりました。

また、糖尿病や高血圧の薬物療法についても近年の状況を学びました。

これまでの研修で薬剤師の責任の重さを再認識しました。まだまだ不安はありますが、新しい一步を踏み出せるよう努力したいと思います。

### 【今後のスケジュール】

|     | 会場         |          | テーマ                       |
|-----|------------|----------|---------------------------|
| 5月  | まなびの館ローズコム | 広島県薬剤師会館 | 今の薬剤師のしごと（薬局1）            |
| 6月  | まなびの館ローズコム | 広島県薬剤師会館 | 今の薬剤師のしごと（薬局2）            |
| 7月  | まなびの館ローズコム | 広島県薬剤師会館 | 知っておきたい薬物療法（糖尿病）          |
| 9月  | まなびの館ローズコム | 広島県薬剤師会館 | 今の薬剤師のしごと（病院）             |
| 10月 | まなびの館ローズコム | 広島県薬剤師会館 | 在宅医療と薬剤師                  |
| 11月 | まなびの館ローズコム | 広島県薬剤師会館 | 知っておきたい薬物療法（高血圧）          |
| 1月  | まなびの館ローズコム | 広島県薬剤師会館 | これからの薬剤師のしごと（地域・学校）       |
| 2月  | まなびの館ローズコム | 広島県薬剤師会館 | これからの薬剤師のしごと（セルフメディケーション） |

1回/月（90分程度） 計8回程度 実務実習 3時間/回 計2～5回程度

# 平成29年度 保険医療機関等（薬局）指導打合せ会

副会長 青野 拓郎

日 時：平成29年4月12日（水）

場 所：広島県薬剤師会館

来年度に調剤報酬改定を控えていることもあり例年に比べ4月という早い時期に標記の会議が行われました。

中国四国厚生局からは、新任の多田稔指導監査課長、胡田正彦保険指導薬剤師、八澤淳課長補佐、古本百合野係員、また広島県からは健康福祉局医療介護保険課中井千尋事業調整員が出席されました。

広島県薬剤師会からは豊見雅文会長、村上信行専務理事、有村健二副会長、野村祐仁副会長、私と横山修三事務局長が出席しました。

中井事業調整員の司会で会議が始まり多田指導監査課長、豊見会長の挨拶の後、古本係員より本年度の指導実施計画の説明がありました。

## 1. 集団指導について

- ①新規指定の保険薬局に対する指導（指定時集団指導）
  - ・新規指定後概ね1年以内（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の保険薬局に対して実施
  - ・実施時期7月9日予定
- ②指定更新の保険薬局に対する指導（更新時集団指導）
  - ・指定更新後及び更新予定（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の保険薬局に対して実施

- ・実施時期7月9日予定

- ③新規登録の保険薬剤師に対する指導（登録時集団指導）

- ・実施時期7月9日予定

- ④調剤報酬の改定時における指導（改定時集団指導）

- ・実施時期平成30年3月21日（西部）、25日（東部）予定

## 2. 集団的個別指導について

- ・講義方式による集団部分のみの指導を実施予定
- ・実施時期10月予定

## 3. 個別指導について

（新規個別指導）

- ・新規指定後概ね1年以内の保険薬局に対して実施
  - ・実施時期6月以降予定
- （個別指導）
- ・平成29年度第1回選定委員会で選定された保険薬局
  - ・実施時期5月以降予定

## 【平成29年度】指導実施計画（薬局）

中国四国厚生局 指導監査課

|         | 4月 | 5月 | 6月 | 7月                                        | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  | 合計  | 備 考                 |
|---------|----|----|----|-------------------------------------------|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|---------------------|
| 集団指導    |    |    |    | 新規薬局<br>49<br>更新薬局<br>278<br>新規薬剤師<br>207 |    |    |     |     |     |    |    | 改定時 | 534 |                     |
| 集団的個別指導 |    |    |    |                                           |    |    | 119 |     |     |    |    |     | 119 | 集団部分のみ              |
| 新規個別指導  |    | 6  | 12 | 6                                         | 6  | 12 | 6   | 1   |     |    |    |     | 49  | 28年度新規指定の保険薬局       |
| 個別指導    | 3  | 9  | 9  | 9                                         | 6  | 9  | 8   | 5   |     |    |    |     | 58  | 29年度選定委員会により選定されたもの |

集団的個別指導については、広島県の調剤レセプト1枚当たりの平均点1,132点の1.2倍の1,358点を超えた459薬局から「1ヶ月当たりのレセプトが概ね30件未満の保険薬局」、「前年度・前々年度に集団的個別指導、個別指導、新規個別指導を受けた薬局」を除外した119薬局が指導予定と説明がありました。

個別指導については、

- 個別指導の結果、「再指導」であった保険薬局又は「経過観察」であって、改善が認められない保険薬局 11件
- 集団的個別指導を受けた保険薬局のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険薬局に該当するもの 43件
- その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険薬局 4件

の58件が指導予定と説明がありました。

説明終了後、広島県薬剤師会からソバルディ等高額薬剤が原因で指導対象になっている薬局がないか確認したことろ今年度についてはないとの回答がありました。

また敷地内薬局について薬剤師会は反対の立場であり広島県内の病院でも誘致するところが出てくるのではないかと危惧していることをお話ししました。

保険調剤の一部負担金へのポイント付与についても反対の立場であり厚生労働省保険局医療課より連絡があった下記の事例があれば個別指導等を実施するようお願いしました。

- ①ポイントを用いて調剤一部負担金を減額することを可能としているもの
- ②調剤一部負担金の1%を超えてポイントを付与しているもの
- ③調剤一部負担金に対するポイントの付与について大々的に宣伝、広告を行っているもの（具体的には、当該保険薬局の建物外に設置した看板、テレビコマーシャル等）

特定薬剤管理指導加算や重複投薬・相互作用防止加算等の算定及び指導に関する意見交換を行った後、会議は終了しました。

## 第101回薬剤師国家試験問題 (平成28年2月27日～2月28日実施)

**問 178 医薬品の容器・包装に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。**

- 1 SP (Strip Package) は、ポリ塩化ビニルなどで成型したくぼみに錠剤やカプセル剤を入れたものである。
- 2 ピロー包装は、包装された医薬品の防湿性を高めるために、ラミネートフィルムなどで二次包装したものである。
- 3 密閉容器の規定がある場合には、気密容器を用いることはできない。
- 4 プレフィルドシリンジは、注射液をあらかじめ注射器に充てんした製剤である。
- 5 プラスチック製医薬品容器試験法は、輸液の容器のみに適用される。

正答は 96 ページ

## ○広島県薬剤師会会員証(会員カード)○

新規受付は平成21年8月末をもって  
終了しました。

### 会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局  
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



### 広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例)②… 100円につき2ポイント加点されます。

| 店舗名①                     | TEL.         | 店舗名①                | TEL.         | 店舗名①                     | TEL.         |
|--------------------------|--------------|---------------------|--------------|--------------------------|--------------|
| Edabrieck ①              | 082-822-6667 | カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②  | 082-929-5368 | ピカソ画房 本店 ①               | 082-241-3934 |
| ちから 船越店 ②                | 082-824-0301 | 釜飯醉心 五日市店 ②         | 082-922-8663 | 美しいん 広島店                 | 082-543-4922 |
| ちから 矢野店 ②                | 082-888-5246 | サイクルショップカナガキ 五日市店 ① | 082-924-5525 | 0120-365-901             |              |
| マダムジョイ 矢野店 直営食品売場        |              | 住吉屋 楽々園店 ①          | 082-943-4960 | ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②        | 082-248-2558 |
| ※200円につき1ポイント            | 082-889-2441 | ちから 五日市店 ②          | 082-922-8661 | ひろしま国際ホテル スペインバル ミ・カーサ ② | 082-248-6796 |
| 広島市安佐北区                  |              | 徳川 五日市店 ②           | 082-929-7771 | ひろしま国際ホテル 空庭BIS          |              |
| 大野石油店 高陽町SS ①            | 082-842-1890 | マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場  | 082-943-8211 | とろクルクル ②                 | 082-240-7556 |
| 大野石油店 可部バイパスSS ①         | 082-819-0210 | ※200円につき1ポイント       |              | ひろしま国際ホテル 東風 ②           | 082-240-0558 |
| キャン・ドゥ 可部店 ②             | 082-814-7008 | 広島市中区               |              | 広島第一交通(株) 江波営業所 ②        | 082-233-5871 |
| 山陽礦油 かめ山SS ①             | 082-815-6211 | 英國式足健康法 リフレックス ②    | 082-248-7722 | 広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛        |              |
| ちから 高陽店 ②                | 082-841-4377 | えびすの宴 ②             | 082-243-6166 | 紙屋町店 ②                   | 082-247-2260 |
| ちから マルナカ可部店 ②            | 082-810-0877 | えひめでいあ ②            | 082-545-6677 | 福助タクシー(株) 本社営業所 ②        | 082-232-3333 |
| 徳川 サンリブ可部店 ②             | 082-815-2775 | 大野石油店 牛田大橋SS ①      | 082-221-1511 | ボウル国際 ①                  | 082-244-4151 |
| 広島市安佐南区                  |              | 大野石油店 大手町SS ①       | 082-243-8351 | 星ビル5F オルゴールティーサロン ②      | 082-249-1942 |
| エコール古市ショールーム ①           | 082-830-6161 | 大野石油店 西白島SS ①       | 082-221-8834 | 星ビルB1F メディカルフィットネス ②     | 082-242-0011 |
| エコール本部 ①                 | 082-877-1079 | 大野石油店 八丁堀SS ①       | 082-221-3643 | ポルタポルテ ①                 | 082-249-5788 |
| 大野石油店 高取 SS ①            | 082-872-7272 | o k a s h i m o ②   | 082-231-3221 | マダムジョイ 江波店 直営食品売場        |              |
| 大野石油店 緑井 SS ①            | 082-877-2008 | 海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①  | 082-246-8048 | ※200円につき1ポイント            | 082-532-2001 |
| 釜飯醉心 昆沙門店 ②              | 082-879-2211 | かに通 広島店 ①           | 082-247-6661 | マダムジョイ 千田店 直営食品売場        |              |
| カメラのアート写夢 高取店 ①          | 082-830-3588 | 釜飯醉心 本店 ②           | 082-247-4411 | ※200円につき1ポイント            | 082-545-5515 |
| Dining Cafe St.Grace ①   | 082-830-0904 | 芸州 胡店 ②             | 082-243-6165 | 横田印房 ⑩                   | 082-221-0320 |
| ちから 西原店 ②                | 082-832-5520 | 桜井花店 本店 ①           | 082-247-1808 | 蓮根 広島店 ②                 | 082-546-0707 |
| ちから 八木店 ②                | 082-830-0235 | 山陽礦油 相生橋SS ①        | 082-232-0145 | 和さび 小町店 ②                | 082-249-3993 |
| 徳川 安古市店 ②                | 082-879-9996 | しなとら パセーラ店 ②        | 082-502-3382 | 和さび 八丁堀店 ②               | 082-211-5225 |
| バゴス 本店 ②                 | 082-879-1830 | 寿司醉心 ②              | 082-247-2331 | 広島市西区                    |              |
| パワーズ 広島店 ①               | 082-873-1212 | 炭焼 楽月 ①             | 082-343-2941 | 井口家具百貨店 ①                | 082-232-6315 |
| 広島第一交通(株) 上安営業所 ②        | 082-872-5410 | 体育社 本店 ①            | 082-246-1212 | 大野石油店 旭橋SS ①             | 082-272-3766 |
| 広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛        |              | 大こん 並木店 ②           | 082-546-1515 | 大野石油店 井口SS ①             | 082-276-5050 |
| 昆沙門台店 ②                  | 082-879-0141 | ちから 本店 ②            | 082-221-7050 | 大野石油店 観音SS ①             | 082-231-6209 |
| 福助タクシー(株) 古市営業所 ②        | 082-877-0004 | ちから 上八丁堀店 ②         | 082-211-0122 | 大野石油店 商工センターSS ①         | 082-277-1266 |
| 焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ① | 082-870-5529 | ちから そごう店 ②          | 082-512-7854 | 大野石油店 横川ISS ①            | 082-237-1864 |
| 焼肉白李 西原店 ①               | 082-846-1250 | ちから タカノ橋店 ②         | 082-544-0002 | 釜飯醉心 アルパーク店 ②            | 082-501-1005 |
| 広島市佐伯区                   |              | ちから 十日市店 ②          | 082-503-1089 | サイクルショップカナガキ 横川本店 ①      | 082-231-2631 |
| 阿藻珍味 銘店舎五日市店 ①           | 082-942-3266 | ちから 中の棚店 ②          | 082-504-6646 | サイクルショップカナガキ 己斐店 ①       | 082-272-2631 |
| AUTO GARAGE うえるかむ ①      | 082-927-2510 | ちから 舟入店 ②           | 082-294-7503 | サカイ引越センター ②              | 0120-06-0747 |
| 大野石油店 五日市インターSS ①        | 082-941-5020 | ちから 堀川店 ②           | 082-241-8230 |                          | 082-532-1176 |
| 大野石油店 造幣局前SS ①           | 082-923-6029 | ちから 本通4丁目店 ②        | 082-245-0118 |                          |              |
|                          |              | 中華そばちから 八丁堀店 ②      | 082-502-6008 |                          |              |
|                          |              | 徳川 総本店 ②            | 082-241-7100 |                          |              |
|                          |              | のん太鮓 パセーラ店 ②        | 082-502-3383 |                          |              |
|                          |              | バー・サード・ウェーブ ②       | 082-247-7753 |                          |              |

| 店舗名①                | TEL.         | 店舗名②              | TEL.         | 店舗名③                | TEL.         |
|---------------------|--------------|-------------------|--------------|---------------------|--------------|
| 車検の速太郎 ①            | 082-238-0100 | ちから ゆめタウンみゆき店 ②   | 082-250-2125 | 東広島市                |              |
| 車検の速太郎 カーケアプラザ ①    | 082-238-3939 | 中国トラック ①          | 082-251-0110 | 大野石油店 西条インターSS ①    | 082-423-3701 |
| ちから アルパーク天満屋店 ②     | 082-501-2701 | 豆匠 広島本店 ②         | 082-506-1028 | 大野石油店 高屋ニュータウンSS ①  | 082-434-4411 |
| ちから 井口店 ②           | 082-278-3666 | 徳 南区民センター店 ②      | 082-505-1620 | 大野石油店 東広島SS ①       | 082-423-9197 |
| ちから 観音店 ②           | 082-232-5686 | 徳川 ジャスコ宇品店 ②      | 082-250-0480 | カギのひゃくとう番 ⑤         | 082-424-3110 |
| ちから 己斐店 ②           | 082-507-0505 | 徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②  | 082-567-2388 | 髪処 ふくろう ②           | 082-497-3337 |
| ちから 商工センター店 ②       | 082-270-0390 | 広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛 |              | 住吉屋 西条プラザ店 ①        | 082-423-7878 |
| ちから 中広店 ②           | 082-532-4004 | 広島新幹線店 ②          | 082-263-0200 | 体育社 東広島店 ①          | 082-422-5050 |
| 徳川 南観音店 ②           | 082-503-3039 | ホテルセンチュリー21広島     |              | 徳川 西条プラザ店 ②         | 082-424-0300 |
| バゴス 井口店 ②           | 082-277-3004 | 京もみじ ②            | 082-263-5531 | 八本松タクシー ①           | 082-428-0023 |
| バゴス マリーナホップ店 ②      | 082-297-4078 | ホテルセンチュリー21広島     |              | 福山市                 |              |
| パワーズ 広島マリーナHOP店 ①   | 082-503-7217 | フィレンツエ ②          | 082-568-5270 | 一心太助 福山本店 ②         | 084-922-5611 |
| 広島第一交通(株) (第一) ②    | 082-278-5511 | 安芸郡海田町            |              | エコール福山ショールーム ①      |              |
| 広島第一交通(株) (平和) ②    | 082-278-5522 | 徳川 海田店 ②          | 082-824-0111 |                     | 084-981-3733 |
| マダムジョイ 己斐店 直営食品売場   |              | 安芸郡府中町            |              | 山陽石油 住吉町SS ①        | 084-922-0939 |
| ※200円につき1ポイント       | 082-271-3211 | ちから サンリブ府中店 ②     | 082-890-2510 | 山陽石油 セルフ神辺SS ①      | 084-962-0693 |
| 横川 ちから ①            | 082-292-5822 | ちから 向洋店 ②         | 082-581-4321 | 山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ① | 084-972-7940 |
| <b>広島市東区</b>        |              |                   |              |                     |              |
| アリモト 本店 ②           | 082-264-2929 | ちから 府中店 ②         | 082-287-0933 | 山陽石油 多治米町SS ①       | 084-957-2601 |
| 大野石油店 広島東インターSS ①   | 082-508-5030 | 時計宝石のマツダ ①        | 082-282-5709 | 山陽石油 深津SS ①         | 084-922-5750 |
| サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①  | 082-220-2031 | 広島第一交通(株) 府中営業所 ② | 082-281-1191 | 山陽石油 福山東インターSS ①    | 084-923-7835 |
| ちから 尾長店 ②           | 082-506-3505 | 大竹市               |              | 山陽石油 南本庄SS ①        | 084-922-3181 |
| ちから 光町店 ②           | 082-568-6855 | 果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②   | 0827-57-0757 | 徳川 福山東深津店 ②         | 084-929-2015 |
| 徳川 戸坂店 ②            | 082-220-1818 | カメラのアート写夢 本店 ①    | 0827-57-7700 | とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ② | 084-971-0050 |
| 肉玉屋 ①               | 082-569-4110 | カメラのアート写夢 油見店 ①   | 0827-53-5911 | パワーズ 福山店 ①          | 084-921-7866 |
| マダムジョイ 牛田店 直営食品売場   |              | 尾道市               |              | 三原市                 |              |
| ※200円につき1ポイント       | 082-555-8835 | 瀬戸田すいぐん丸 ②        | 08452-7-3003 | ごはんや 広島空港店 ②        | 084-860-8215 |
| 和さび 光町店 ②           | 082-567-8885 | 吳市                |              | 徳川 三原店 ②            | 0848-62-8824 |
| <b>広島市南区</b>        |              |                   |              |                     |              |
| 炙焼 楽群 ①             | 082-256-2941 | 大野石油店 熊野団地SS ①    | 0823-30-1042 | 三次市                 |              |
| 大野石油店 エコストーション出島 ①  | 082-254-1015 | 大野石油店 吳SS ①       | 0823-21-4974 | さざん亭 三次店 ②          | 0824-64-0375 |
| 大野石油店 東雲SS ①        | 082-282-3993 | 体育社 吳店 ①          | 0823-22-8880 | パワーズ 三次店 ①          | 0824-63-3000 |
| 大野石油店 皆実町SS ①       | 082-251-9108 | ちから 吳駅店 ②         | 0823-32-5532 | 平田観光農園 ①            | 0824-69-2346 |
| 釜飯醉心 新幹線店 ②         | 082-568-2251 | 徳川 吳中通り店 ②        | 0823-23-8889 | 広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①  | 0824-64-7727 |
| 釜飯醉心 広島駅ビル店 ②       | 082-568-1120 | 徳川 広店 ②           | 0823-70-0600 | 広島三次ワイナリー           |              |
| 惣菜醉心 アッセ店 ②         | 082-264-6585 | 広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛 |              | バーベキューガーデン ①        | 0824-64-0202 |
| 銀河(えひめでいあ) ②        | 082-253-1212 | 吳駅ビル店 ②           | 0823-24-0222 | 広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①  | 0824-64-0200 |
| ごはんや 広島店 ②          | 082-253-0300 | 和さび 広店 ②          | 0823-73-7950 | その他                 |              |
| サイクルショップカナガキ 東雲店 ①  | 082-288-9101 | 庄原市               |              | リースキン 家庭用事業部        |              |
| 山陽礦油 大州SS ①         | 082-282-4478 | 総商さとう ウィー東城店 ①③   | 08477-2-1188 | 広島支店 ②              | 082-233-1141 |
| 車検の速太郎 向洋店 ①        | 082-890-9500 | 神石郡神石高原町          |              | 広島北営業所 ②            | 082-845-2882 |
| しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①     | 082-510-0831 | 総商さとう 本店 ①③       | 08478-2-2011 | 広島西営業所 ②            | 0829-31-6161 |
| Dining Cafe Grace ① | 082-253-5588 | 廿日市市              |              | 広島東営業所 ②            | 082-824-1411 |
| ちから 広島駅店 ②          | 082-568-9121 | 大野石油店 廿日市インターSS ① | 0829-20-1189 | <b>国内すべて対応</b>      |              |
| ちから 福屋駅前店 ②         | 082-568-2330 | キャン・ドゥ 廿日市店 ②     | 0829-32-3387 | アート引越しセンター ①        | 0120-08-0123 |
| ちから 本浦店 ②           | 082-286-1119 | ジョイ薬局 ①           | 0829-32-3077 |                     |              |
| ちから 皆実4丁目店 ②        | 082-250-0804 | 徳川 廿日市店 ②         | 0829-32-1111 |                     |              |

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1 ポイント=1 円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

## 指 定 店 一 覧

平成29年4月1日現在

| 部門                    | 指定店                          | 会員価格                                                           | 営業日時                                    | 定休日                   | 所在地                                                      | 電話番号                                            |
|-----------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ゴム印・印鑑                | (株)江明正堂                      | 現金25%引、クレジット20%引                                               | 9:30～19:00                              | 日曜、祝日、(8月の土曜)         | 広島市中区新天地1-1                                              | (082)244-1623                                   |
| ホテル                   | (株)呉阪急ホテル                    | 宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有                                  | 年中無休                                    |                       | 呉市中央1-1-1                                                | (0823)20-1111                                   |
|                       | ANAクラウンプラザホテル広島              | 宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引                                       | 年中無休                                    |                       | 広島市中区中町7-20                                              | (082)241-1111                                   |
|                       | 広島東急イン                       | 宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引                       | 年中無休                                    |                       | 広島市中区三川町10-1                                             | (082)244-0109                                   |
|                       | 福山ニューキャッスルホテル                | 宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引                               | 年中無休                                    |                       | 福山市三之丸町8-16                                              | (084)922-2121                                   |
| リース会社                 | 日立キャピタル(株)                   | オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外                                       | 年中無休                                    | 年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く  | 広島市中区国泰寺町1-8-13<br>あいおい損害保険広島TYビル6F                      | (082)249-8011                                   |
| 家具                    | (株)河野家具店                     | 店頭表示価格から5～20%引                                                 | 9:00～19:00                              | 毎週火曜<br>(火曜日が祝日の時は営業) | 呉市中通4-10-17                                              | (0823)22-2250                                   |
|                       | 森本木工 西部                      | 25～60%引き 赤札より10～15%                                            | 平日<br>8:30～18:00<br>年中無休                | 8/13～15、<br>12/29～1/4 | 広島市安佐南区中須2-18-9                                          | (082)879-0131                                   |
| 看板                    | (株)サインサービス                   | 見積額の10%割引                                                      |                                         | 毎週土・日曜日、祝日            | 安芸郡府中町柳ヶ丘77-37                                           | (082)281-4331                                   |
| 警備                    | ユニオンフォレスト(株)                 | 機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除                        | 平日<br>9:00～18:00                        | 無休                    | 呉市中央2-5-15                                               | (0823)32-7171                                   |
|                       | (株)全日警広島支店                   | 月額警備料金10,000～15,000円<br>(別途相談)、機器取付工事代<br>20,000～30,000円、保証金免除 | (土・日曜及び<br>祝祭日を除く)                      | 土・日・祝日                | 広島市中区幟町3-1<br>第3山県ビル5F                                   | (082)222-7780                                   |
| 建物                    | (株)北川鉄工所<br>広島支店             | 特別価格                                                           | 平日<br>8:45～17:30                        | 毎週土・日曜日、祝日            | 広島市南区東雲本町<br>2-13-21                                     | (082)283-5133                                   |
| 時計・宝石<br>・メガネ<br>・カメラ | (株)ナカオカ                      | 15～20%引(企画品、相場価格商品は除く)                                         |                                         | 毎週水曜日、夏<br>期年末年始      | 広島市中区堀川町5-10                                             | (082)246-7788                                   |
|                       | (株)下村時計店                     | 現金のみ店頭表示価格から10～20%引(一部除外品あり)                                   | 9:00～19:00                              | 月曜日                   | 広島市中区本通9-33                                              | (082)248-1331                                   |
| 自動車                   | 広島トヨペット(株)                   | 特別価格                                                           |                                         |                       | 広島市中区吉島西2-2-35                                           | (082)541-3911                                   |
| 自動車<br>買取             | (株)JCM                       | 優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。     | (平日)<br>9:30～19:00<br>(土)<br>9:30～17:30 | 日曜日・祝日・年末<br>年始       | 広島市西区高須2-11-1<br>ランドマーク高須1階                              | (査定受付)<br>0120-322-755<br>(代表)<br>(082)507-1155 |
| 書籍                    | (株)紀伊国屋書店<br>広島店<br>ゆめタウン広島店 | 現金のみ定価の5%引                                                     |                                         |                       | 広島市中区基町6-27<br>広島バスセンター6F<br>広島市南区皆実町2-8-17<br>ゆめタウン広島3F | (082)225-3232<br>(082)250-6100                  |
|                       | お好み共和国<br>ひろしま村              | 全店全商品5%引                                                       |                                         |                       | 広島市中区新天地5-23                                             | (082)246-2131                                   |
| 食事・<br>食品             | (株)平安堂梅坪<br>対象店舗(デパートを除く直営店) | 5%引                                                            | 対象店舗(デパート<br>を除く直営店)年中<br>無休9:30～19:00  | 日・お盆・年末<br>年始休業       | 広島市西区商工センター<br>7-1-19                                    | (082)277-8181                                   |
| レジャー                  | 國富(株)広島営業所                   | Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off        | 8:30～20:00                              | なし                    | 広島市中区江波沖町4-6                                             | (082)293-4125                                   |

| 部 門                 | 指 定 店                         | 会 員 価 格                                                                                                                                              | 営 業 日 時                                                   | 定 休 日        | 所 在 地                               | 電 話 番 号                                 |
|---------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------------|
| 進物                  | (株)進物の大信                      | 5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送費 広島県内無料(2,000以上の商品))                                                                                         | 6~9月<br>10:00~18:30<br>10~5月<br>9:30~18:00<br>年中無休・24時間営業 | 毎週火曜         | 広島市中区堀川町4-14                        | (082)245-0106                           |
|                     | (有)中山南天堂                      | 5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)                                                                                                                                | 年中無休・24時間営業                                               |              | 広島市中区猫屋町8-17                        | (082)231-9495                           |
| 総合葬祭                | セルモ玉泉院<br>長束会館                | 祭壇金額定価2割引、<br>葬具(柩外)1割引                                                                                                                              | 年中無休                                                      |              | 広島市安佐南区長束2-4-9                      | (082)239-0948                           |
|                     | (株)玉屋                         | 葬儀・花輪20%引、<br>生花5%引                                                                                                                                  | 年中無休                                                      |              | 広島市南区段原南1-20-11                     | (082)261-4949                           |
| 百貨店・婦人服・            | ひつじやサロン                       | 店頭表示価格より10%引(一部除外品有)                                                                                                                                 | 平日<br>9:00~17:30                                          | 不定休          | 広島市中区本通9-26                         | (082)248-0516                           |
| 複写機・ファックス           | ミノルタ販売株                       | 特別会員価格                                                                                                                                               | 年中無休                                                      |              | 広島市中区小町3-25<br>(ショールーム)             | (082)248-4361                           |
| 仏壇・仏具               | (株)三村松本社                      | 仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)                                                                                        |                                                           |              | 広島市中区堀川町2-16                        | (082)243-5321                           |
| 旅行                  | ひろでん中国新聞<br>旅行株               | 募集型企画旅行(パッケージ旅行)本人のみ3%割引                                                                                                                             | 平日<br>10:00~18:30<br>土・日・祝<br>11:00~18:00                 | 年末年始 休業      | 広島市中区基町11-10                        | (082)512-1000                           |
|                     | (株)日本旅行<br>広島八丁堀支店<br>(県内各支店) | 赤い風船3%引、マッハ5%引、<br>ベスト3%引                                                                                                                            |                                                           |              | 広島市中区堀川町5-1<br>大内ビル1F               | (082)247-1050                           |
| 装飾                  | 青山装飾株                         | 特別価格                                                                                                                                                 | 8:30~17:30                                                | 日・祝日、第2・4土曜日 | 広島市西区商工センター<br>5-11-1               | (082)278-2323                           |
| 介護用品                | 坂本製作所(株)<br>介護事業部<br>福山営業所    | 車いす(アルミ製55%・スチール製60%)、歩行補助ステッキ40%引き                                                                                                                  | 9:30~18:00                                                | 日曜・祝日休業      | 福山市卸町11-1                           | (084)920-3950                           |
| 家電                  | (株)エディオン法人<br>営業部中四国支店        | エディオン店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引                                                                                                                        | 9:30~18:30                                                | 土・日・祝日       | 広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F         | (082)834-8061                           |
| 保険                  | メットライフ生命<br>広島第一エイジェンシーオフィス   | 無料保険診断サービス実施中<br>国家資格を持ったファイナンシャル・プランニング技能士が対応                                                                                                       | 9:00~18:00<br>(平日)                                        | 土・日・祝日       | 広島市中区紙屋町1-2-22<br>広島トランヴェールビルディング7F | (082)247-3473<br>担当:小原(オハラ)<br>丸本(マルモト) |
| 引越                  | (株)サカイ引越センター                  | 通常価格より15%割引                                                                                                                                          | 年中無休(但し11~13は休み)                                          |              | 広島市西区福島町2丁目36-1                     | 0120-06-0747                            |
| 会員制福利厚生サービス(中小企業向け) | (株)福利厚生俱楽部<br>中国(中国電力グループ会社)  | 入会金(一法人)31,500円→無料、<br>月会費1,050円/人<br>サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等 | 9:00~18:00<br>(平日)                                        |              | 広島市中区国泰寺町1-3-22<br>E R E 国泰寺ビル6階    | (082)543-5855                           |
| 設備                  | 株式会社クラタ<br>コーポレーション           | 特別価格                                                                                                                                                 | サービスにつ<br>いては24時間<br>365日受付対応                             | 土日祭休         | 広島市中区橋本町7-27                        | (082)511-1110<br>(代) 担当:桑田昭正            |

### 広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



## 広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体彩金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体彩金で展覧会をご覧いただけます。  
是非ご利用ください。

### 【割引の対象となる展覧会】

- ・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

**英国 ウェールズ国立美術館所蔵 ターナーからモネへ**

会期：平成29年4月1日（土）～5月28日（日）会期中無休

開館時間：9:00～17:00

※金曜日は20:00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

入場料：一般 1,300円→1,100円／高・大学生 900円→700円／小・中学生 500円→300円

会場：3階企画展示室

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

### 〈問合わせ先〉

#### 広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人**広島県薬剤師会**

## ◆ 県薬だより ◆



### 県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

- 2月15日 在宅緩和ケア対応薬局リスト（24時間連絡対体制で在宅緩和ケアが対応可能な保険薬局）の更新確認及び新規登録薬局の推薦について（依頼）
- 2月15日 労災レセプト電算処理システムの利用促進について（通知）
- 2月16日 薬事衛生指導員活動報告書の提出について
- 2月23日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.123」の提供について（通知）
- 2月27日 地域・職域会長協議会の開催について（通知）
- 3月6日 地域・職域会長協議会資料の送付について
- 3月7日 平成29年度広島県薬剤師会会費について（依頼）
- 3月16日 平成29年度公益社団法人広島県薬剤師会賞及び同功労賞並びに同有効賞授賞候補者の推薦について（依頼）
- 3月23日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.124」の提供について（通知）
- 3月27日 第50回広島県薬剤師会臨時総会の報告及び決議事項について（報告）
- 3月30日 「平成29年4月からの福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応状況」に係る記載誤りについて（通知）
- 3月31日 休日当番登録の薬局情報の修正について
- 4月5日 第51回広島県薬剤師会定時総会の開催について（予告）
- 4月5日 応需薬局のゴールデンウィーク休業期間調査について
- 4月7日 平成29年度広島県薬剤師会会費の納入について（依頼）
- 4月7日 広島県薬物乱用防止推進員の推薦について（依頼）
- 4月11日 日本薬剤師会に報告された調剤事故事例について

### ◆ 1月常務理事会議事要旨

日 時：平成29年1月19日（木）

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：二川 勝

出席者：豊見会長、野村・青野・有村・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、井上・小林・竹本・豊見・中川・平本・藤山・二川各常務理事

欠席者：松村・吉田各常務理事

オブザーバー：中野会館建設特別委員会委員長

#### 1. 審議事項

(1) 協会けんぽ新規事業について（村上専務理事）  
まずは、全国健康保険協会広島支部の野尻氏より挨拶があり、提出資料の訂正があった。

→調剤薬局の表記を保険薬局に訂正された。

次の本事業についての説明があり、糖尿病の重症化予防事業については、全国に先駆けての取り組みを平成23年度から進めてきた。臨床のステージに合わせ、重症化予防に取り組んでいくことを検討し、かかりつけ薬局という、薬剤師の本来業務である服薬指導の徹底に加えて、ヒアリングを行うことで改善が期待できると見込んでいる。

流れとしては、協会けんぽが腎症の2期の方を割り出し、その方に6ヶ月間の服薬指導プラス、糖尿病の教育も含めた事業に参加して健康を守っていきませんかという案内をする。

薬局は服薬指導、食事状況のヒアリング、協会けんぽ作成の糖尿病に関するテキストを渡す等、その記録を行い、協会けんぽに提供するというものの。薬剤師会から事業について薬局に案内し、手挙げ方式で参加を募り、協会けんぽより一括振込される手数料を薬剤師会が各薬局に振り分けて支払う。という依頼があった。

また、多剤処方者への服薬情報通知事業について説明があり、複数の医療機関で6種類以上の薬を処方されている方に、自身の服薬状況を一覧にして通知をする。目的は、かかりつけ薬局を推進し、ポリファーマシーを防止すること。スケジュールとしては、7月に県内の2万人に送る予定であると説明された。

豊見会長より、現在、協会けんぽだけでなく、国保連合会、県等でも動いており、同じ糖尿病の重症化予防で色々な話が出てきている。協会けんぽの場合、まず患者さんにお知らせをして、その患者さんに参加薬局リストを渡すが、参加薬局が少ない場合、今のかかりつけ薬局を変えなければならない事になってしまわないかという懸念がある。今行っている薬局が参加薬局であれば何の問題もない。参加薬局をどれだけ網羅していくかというのが本会の役目になる為、非常に難しい部分がある。

資料8にもあるが、自治体が関係をしている事業の中で、保険者が下に向かって協力依頼をし、薬務課もそこに入っている。業務委託を疾病管理会社にしてしまい、この事業に関してはこの疾病管理会社が執行する。薬剤師会としては広報するだけで済むものかもしれない。今回の協会けんぽの

- 事業のようなスケールであると、周知方法や報告頻度、薬局での調査・報告方法等、もう少し練り直していただく必要があると発言された。
- (2) 平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（資料1）（野村・谷川各副会長）  
2月の常務理事会までに各委員会で決定しておくこととされた。  
事業計画（案）で、薬事情報センターの「その他の事業」では、ウ・エは削除することが決定された。
- (3) HMネットカープカード発行について（豊見常務理事）  
正式な依頼はまだではあるが、県医師会より協力依頼があった。2月から3月にかけてスタートし、代理店を通してテレビやラジオ、新聞広告も出していく。カード発行については、その薬局に対して手数料を払うような形で進めたい。1月31日のHMネットのワーキンググループで次の項目のヘルスケアポイントの話と合わせて検討していくと説明され、県薬会誌3月号に掲載する等、本事業に協力することが承認された。
- (4) ヘルスケアポイント制度について（資料2）（豊見常務理事）  
1月11日に広島県の高齢者支援課が来会された。ヘルスケアポイント制度は、HMネットカードを利用して、特定健診の受診、歯科健診の受診、日々の歩数記録、適正体重を維持するための記録等でポイントをためていく。まず、1,000ポイントたまると入門ステージで、協賛店での割引が受けられる等の仕組みで、3月から開始される。  
薬局でこのシステムを詳しく説明するということは無いと思うが、そこで説明できるようなパンフレットを作るという話であったため、カープのイベント終了後でも使用できるものも作成して欲しいことを依頼したと説明された。
- (5) 平成28年度医療安全研修会について（資料3）（青野副会長）  
日時：2月9日（木）午後2時～  
場所：広島県医師会 1階ホール  
2月9日、弁護士や医師会の講演・報告があり、各医師会、歯科医師会、有識者、県の職員等が出席される。参加希望があれば、1月20日が締め切りではあるが、申し込んでいただきたいと説明された。
- (6) 第16回ケアマネジメント広島大会について（資料4）（有村副会長）  
日時：2月11日（土・祝）午前10時～  
場所：広島医師会館 2階講堂（広島市西区観音本町1-1-1）  
今年度になり、医師会が在宅医療に本格的に参加している。薬剤師もこういったものに積極的に参加していく必要があると説明され、FAX一斉同報にて広報することが決定された。
- (7) 県民公開セミナー「ここまで来た！がん放射線治療」について（資料5）（野村副会長）  
日時：2月12日（日）午後1時30分～4時15分  
場所：広島県医師会館 ホール  
2月6日が申込み締め切り。参加希望の場合は、県薬事務局に申し出るよう説明された。

- (8) 日薬代議員中国ブロック会議へ提出する質問について（資料6）（村上専務理事）  
日時：平成29年2月4日（土）午後3時～  
場所：ホテルグランヴィア岡山  
締切：1月20日（金）  
締切は1月20日までではあるが、理事も質問等、是非上げていただきたい（代表質問は岡山県）と説明された。  
豊見会長より、調剤報酬の細かい部分については、採用されないことが想定される。例えば、かかりつけ薬局等、今ままの制度では、かかりつけ薬局制度自体が上手く進まないのではないか等という話であればと考える。かかりつけ薬局自体をどうやって育てていくかということは、薬剤師会の方向にもなってくると考えるので、そういう質問に変えていただければと思うと発言された。
- (9) 赤十字サポーターについて（資料7）（横山事務局長）  
1月12日に日赤の広島県支部の事務局次長が来会された。内容としては、全国版ではなく、広島県でこういったサポーター制度を作られ、今回、薬剤師会にもサポーターになって欲しい。活動のための資金が不足しているため、是非とも支援をお願いしたいという要望であった。10万円からということで、医師会は10万円で参加予定であると説明された。  
豊見会長より、我々にとって一番身近なのは、災害時の日赤部隊である。その中に薬剤師を入れてもらうお願いをしており、全国的に日赤部隊には必ず薬剤師がつくようになっている。それを踏まえて、サポーターとして参加してはどうかと発言され、毎年拠出することが承認された。
- (10) 広島県における糖尿病性腎症重症化予防指導事業について（資料8）（豊見会長）  
審議事項1と同様。
- (11) 第9回安佐薬剤師会学術大会への出席について（資料9）（豊見会長）  
日時：平成29年2月12日（日）正午～  
場所：安田女子大学  
同日、広島県歯科医師会の広島県歯科医師会創立110周年記念式典及び創立110周年・新会館竣工記念祝賀会に出席のため、代理として松尾副会長が出席することが決定された。
- (12) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
ア. 福山大学健康サポートフェア後援依頼について（資料10）（野村副会長）  
日時：2月19日（日）午前10時～  
場所：福山大学宮地茂記念館  
(前回：承諾していない)  
特定の薬局支援につながり、そぐわない内容のため、承諾しないことが決定された。
- イ. 「第16回新人薬剤師合宿研修会」「在宅オープンセミナー」の後援について（資料11）  
●第16回新人薬剤師合宿研修会  
期間：5月25日（木）～28日（日）  
場所：セミナーハウスクロス・ウェーブ梅田  
対象：2017年入社新人薬剤師、実務経験3年未満の薬剤師（転職者含）

### ●在宅オープンセミナー

日時：5月27日（土）午後1時～6時  
 場所：セミナーハウスクロス・ウェーブ梅田  
 対象：在宅医療に興味のある薬剤師、医療介護関係者、薬学生  
 （第15回：承諾済）  
 前回同様、承諾することが決定された。

モバイルファーマシーの貸し出しについて、豊見会長より審議事項が追加された。

モバイルファーマシーの貸し出しについては、各地域薬剤師会のみとする。

個人会員への貸し出しありしない。

使用料は無料。燃料費及び高速料金については実費負担。

運転者は免許取得から5年経過している者。

その他の最終決裁については、会長に一任する。

規約については、串田委員長を中心、災害対策委員会で検討することが決定された。

## 2. 報告事項

(1) 12月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）
- イ. 会務報告（〃3）
- ウ. 会員異動報告（〃4）

(3) 委員会等報告

（中野会館建設特別委員会委員長）

ア. 平成28年度第14回会館建設特別委員会（資料12）

1月17日（火）

1月17日火曜日に第14回の会館建設特別委員会を開催。前日の1月16日月曜日に、第1回の新会館内薬局設置検討ワーキンググループの委員会を開催し、その報告を会館建設委員会で行った。

内容としては、ワーキンググループの委員会の組織として、野村副会長を委員長とし、副委員長として検査センターの城崎センター長を副委員長に任命した。

審議した内容は、様々な薬局のレイアウト等を見ながら、調剤台等の設備に当たっての見積もり等を業者2社に出している。詳細については、決まり次第に追って報告する予定である。

次に、ダイワハウス工業から、添付資料12の見積書が出た。この見積書は臨時代議員会の時に出た設計をもとにした見積書であり、金額は4億6,700万（消費税を含まない）。

当初考えていた4億3,000万と少し差があるため、検討した結果、あい設計にもう少し安くできないか依頼し、新しく図面を描いていただいた。正式な見積書はまだ出でていないが、この新しい図面のほうで着工すると、今出ている見積書から約1,000万程度安くできる。

どこが以前と異なるかというと、玄関部分。風除け部分の張り出しの部分を削除。ひさしを小さくして、玄関まで張り出さず、コンパクトなひさしに変更。次に屋外階段部分。施設内にあったものを外に出し、奥に屋外階段をつけた。そのことにより、エントランスの部分と階段の位置等が若干

変更している。2階の部分では、ホワイエの部分。ここは以前の図面は北側の部分が部屋で仕切られてたが、今回はホワイエの部分が北側も見渡せるような形で、こちらのプランのほうがホワイエの部分が充実するのではないかという提案があった。3階の部分も、屋外階段をつけることによって、ホワイエの部分とエントランス、吹き抜けの部分が変わっている。

次に、屋上にキュービクルを移動。以前は駐車場に設置していたが、屋根のほうに設けることによって、駐車場の車の位置が1台増える形になっている。

概略的にはこちらのほうが1,000万程度安くできるのではないかという提案を受け、委員からいろいろ質問等ある中審議した結果、調整案のほうで今後検討していくことが決まった。この調整案が固まった段階で、再度常務理事会に提出する。

エリマネに向けての状況は、ライフアシスト社さんとの懸案事項については、会長が進めて行くということで、本委員会では今までどおり、7月の都計審に向けて進めていくことを説明された。

（豊見会長）

ア. 三原薬剤師会新年会

1月7日（土）於 三原国際ホテル

イ. 第5回先端的がん薬物療法研究会

1月8日（日）於 グランドプリンスホテル広島  
 本研究会には、いろいろ協力要請があったことを覚えていると思うが、非常に難しい内容で、ほとんどの演題がオプジーボの話だった。今回、話される方は、いろいろながんの、肺がんの専門家等であり、薬剤師としては非常に難しい内容のものであると報告された。

ウ. 平成29年広島県医師会新年互礼会

1月9日（月）於 ANAクラウンプラザホテル広島

エ. データホライゾン来会

1月12日（木）

オ. 第819回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会  
 1月13日（金）支払基金広島支部

カ. 広島市薬剤師会新年会

1月14日（土）於 ANAクラウンプラザホテル広島  
 大変盛会裡に終了したと報告された。

キ. 日本薬剤師会第4回都道府県会長協議会（会長会）

1月18日（水）於 東京・日葉

ク. 日本薬剤師会新年賀詞交換会

1月18日（水）於 東京・未定

都道府県会長会議、新年賀詞交換会、昨日開催され、C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品の話があった。藤井基之議員を先頭に、今まで我々は、日本の薬のルートは非常に安全であるということを、偽造品は流通していない機構を持っているということ主張してきたが、今回の事で皆、ショックを感じていた。正規のルートで購入してくださりと言うしかない話である。近日中に保険薬局部会で会員に周知する予定であることを報告された。

（野村副会長）

ア. 選挙管理委員会

12月27日（火）

代議員が広島佐伯支部で1名減になり、今現在の

- 立候補者は1名であることを報告された。
- イ. 平成29年薬事関係者新年互礼会  
1月12日（木）
- ウ. 平成28年度第1回新会館内薬局設置検討WG委員会  
1月16日（月）  
(青野副会長)
- ア. 第99回中国地方社会保険医療協議会広島部会  
12月27日（火）於 中国四国厚生局  
(有村副会長)
- ア. 第2回広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキンググループ会議  
11月15日（火）於 広島県医師会館
- イ. 平成28年度第2回在宅訪問栄養ケア推進委員会  
11月16日（水）於 広島県医師会館
- ウ. 広島県看護協会、広島県訪問看護ステーション協議会訪問  
12月1日（木）・12月6日（火）
- エ. 「在宅医療・介護連携推進事業」の円滑な実施に向けた行政と医師会等の連携セミナー  
1月19日（木）於 広島県医師会館  
(松尾副会長)
- ア. 薬事情報センター委員会  
12月26日（月）
- イ. 21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム」のための打合会  
12月26日（月）  
1月21日に医師会館で「県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム」が開催され、薬剤師会からはポスター2枚を掲示することを報告された。
- (村上専務理事)
- ア. 平成28年在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ事前打ち合わせ会  
1月11日（水）
- イ. 健康づくりの推進に向けた連携協力協定に係る担当者会議  
1月13日（金）於 県庁・税務庁舎
- ウ. 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ（資料13）  
1月15日（日）於 広島県薬剤師会館 参加者42名  
60名の予定であったが大雪の為、15名の欠席があった。今回は、研修2日間にわたる研修のため、本来、欠席者は2日目の研修を受けられないが、特別にビデオ講習でのレポートも可としたと報告された。
- エ. 復職支援研修会（資料14）  
1月16日（月）於 広島県薬剤師会館 参加者4名  
1月17日（火）於 まなびの館ローズコム 参加者3名
- オ. 日本薬剤師会総会議事運営委員会  
1月19日（木）於 東京・日薬  
(竹本常務理事)
- ア. 広報委員会  
1月13日（金）
- イ. 平成28年度第4回広島県アルコール健康障害対策連絡協議会  
1月17日（火）於 県庁・本館  
今年度、全4回がこれで終了した。アルコール健康障害対策案が今年度は練られ、平成29年度から施行される。基本的には、健康サポート医の養成

がメインの計画であるが、薬局の窓口等でもその相談窓口の案内、健康サポート医のパンフレットの配布、設置等を行っていくような形になると思う。また、学校薬剤師であれば、PTAへの教育、小・中・高での薬物乱用防止、喫煙、飲酒というような教育を行っていくことになると報告された。

(豊見常務理事)

- ア. 広島県地域包括ケア高齢者支援課来会（資料15）  
1月11日（水）

(横山事務局長)

- ア. 広島県薬剤師会特定個人情報管理規則の制定について（資料16）  
マイナンバー関係の規定が必要になるが、事務取扱いの規定であるため、規則ということで会長決裁で制定した。基本的にはマイナンバーの取扱いは外部に委託することを前提に作っているので、簡単な規則になっていると報告された。

- イ. 日本赤十字社広島県支部長来会（挨拶）  
1月12日（木）

#### 【指導】

- ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
1月18日（水）於 広島合同庁舎（吉田常務理事・竹本常務理事）

#### 3. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 日本薬剤師会平成28年度試験検査センター技術研修会  
12月21日（水）・22日（木）於 東京・日薬
- (2) 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第46回薬学教育者ワークショップ  
中国・四国in岡山  
1月8日（日）・9日（月）於 就実大学
- (3) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会  
1月9日（月）於 まなびの館ローズコム

#### 4. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）  
2月23日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】平本敦大常務理事）  
3月15日（水）午後6時30分～
- (2) 電波の安全性に関する説明会について（資料17）  
日時：2月10日（金）午後1時30分～3時40分  
場所：KKRホテル広島
- (3) 人権フォーラム2017 in 広島～演劇光の扉を開けて～について（資料18）  
日時：2月5日（日）午後2時～3時40分  
場所：広島市青少年センター
- (4) 日本医療薬学会入会のご案内について（パンフレット）
- (5) 広島県立美術館からの案内について（チラシ）（野村副会長）
- (6) 「北方領土をしっていますか？」について（チラシ）

## ◆ 2月常務理事会議事要旨

日 時：平成29年2月23日（木）午後7時～  
 場 所：広島県薬剤師会館  
 議事要旨作製責任者：井上暎子  
 出席者：豊見会長、野村・青野・有村・谷川・松尾各副会長、  
 　　村上専務理事、井上・小林・竹本・豊見・中川・  
 　　平本・藤山・二川・松村・吉田各常務理事  
 　　中野会館建設特別委員会委員長  
 欠席者：なし

### 1. 審議事項

- (1) 平成28年度事業執行状況報告（案）について（資料・冊子）（野村副会長）
  - (2) 平成28年度決算見込（案）について（資料・冊子）
  - (3) 平成29年度会費額の件（案）について（資料・冊子）
  - (4) 平成29年度事業計画（案）について（資料・冊子）
  - (5) 平成29年度収支予算書（案）について（資料・冊子）
  - (6) 平成29年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）について（資料・冊子）
  - (7) 資産取得資金の積立について（資料・冊子）
  - (8) 第50回広島県薬剤師会臨時総会の招集について（資料1）（野村副会長）
    - ①日時：平成29年3月26日（日）午後1時～
    - ②場所：広島県薬剤師会館
    - ③目的である事項：
      - ア. 平成28年度事業執行状況報告（案）について
      - イ. 平成28年度決算見込（案）について
      - ウ. 平成29年度事業計画（案）について
      - エ. 平成29年度会費額の件（案）について
      - オ. 平成29年度収支予算書（案）について
      - カ. 平成29年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）について
      - キ. 資産取得資金の積立（案）について
    - (1)から(8)まで原案どおり承認された。
  - ④総会の運営について
    - ・議長 野村伸昭
    - ・副議長 池田和彦
    - ・開会の辞 有村健二
    - ・閉会の辞 谷川正之
    - ・司会者 中川潤子
  - 総会の運営について担当を上記のとおり決定した。  
 保険薬局部会負担金納付規程の変更について、を議題に追加することとした。
  - 議案第1号 事業計画（公衆衛生）の1. 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動（1）講座・研修会等の開催及び講師派遣事業工患者のための薬局ビジョン推進事業の括弧内を（健康サポート機能・かかりつけ薬剤師・薬局高度薬学管理機能）に変更することとした。
  - 2. 医薬分業の推進及び社会保障制度への対応（2）その他の事業カリスマネージメント等への対応の括弧内に（ポリファーマシー・多重受診への対応）を追加することとした。
  - (9) 地域・職域会長協議会について（資料2）（野村副会長）

- 日時：平成29年3月4日（土）午後3時～  
 場所：TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前  
 7階 カンファレンスルーム7B  
 上記のとおり開催することで承認された。
- (10) 理事会について（資料3）（野村副会長）
 

日時：平成29年3月4日（土）午後5時～  
 場所：TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前  
 7階 カンファレンスルーム7B  
 保険薬局部会負担金納付規程の変更について、を議題に追加することとして承認された。
  - (11) 監査会の開催について（野村副会長）
 

日時：5月13日（土）午後2時～  
 場所：広島県薬剤師会館  
 上記のとおり開催することで承認された。
  - (12) 理事会の開催について（野村副会長）
 

日時：5月27日（土）午後3時～  
 場所：広島県薬剤師会館  
 上記のとおり開催することで承認された。
  - (13) 第52回広島県薬剤師会定時総会の開催について（野村副会長）
 

日時：6月18日（日）午後1時～  
 場所：広島県薬剤師会館  
 上記のとおり開催することで承認された。
  - (14) 広島県薬剤師会関係団体助成金支給要綱（案）について（資料4）（横山事務局長）
 

これまで他団体に助成金を支給に関する要綱がなかったため、要綱（案）を作成したことが報告され、（支給の申請）第4条について削除することで承認された。
  - (15) 平成28年度感染症講習会の開催について（資料5）（野村副会長）
 

廿日市会場 日時：3月1日（水）19:00～21:00  
 場所：JA広島総合病院 管理棟3階  
 尾道会場 日時：3月6日（月）18:30～20:30  
 場所：JA尾道総合病院 付属館5階  
 日程的に廿日市会場は間に合わないため尾道支部へのみ開催の通知をすることとした。
  - (16) 中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会の開催について（資料6）（野村副会長）
 

日時：3月10日（金）  
 場所：広島県健康福祉センター  
 災害担当役員から出席と中国地区各県薬剤師会へ案内をすることとした。
  - (17) 講師派遣について（広島県看護協会）（資料7）（野村副会長）
 

日時：10月7日（土）9:15～12:25  
 場所：広島県看護協会会館  
 対象：平成29年度訪問看護研修ステップ1受講者（30名）  
 中川常務理事が詳細を確認したうえで次回会議の時に対応を審議することとした。
  - (18) 講師派遣について（日本准看護師連絡協議会）（資料8）（野村副会長）
 

日時：11月16日（木）10:00～16:00  
 場所：広島県医師会  
 対象：看護師、准看護師（定員60名）

病院薬剤会会长宛に再度依頼書を提出してもらひ、病院薬剤師会の方で講師派遣をお願いすることとした。

- (19) 広島県結核予防推進プラン（素案）について（資料9）（谷川副会長）

広島県結核予防推進プランに係る意見募集について説明された。

患者支援として、薬剤師会等にも協力を得るという文言が入っていることを周知しておきたいと説明され、何か意見があれば報告をすることとした。

- (20) お薬管理BOX服薬支援ツール（防府薬剤師会・心促福祉作業所共同作製）について

（チラシ）（横山事務局長）

豊見常務理事から、防府薬剤師会に広報の予算・方法について確認後、会員への広報等協力することとした。

- (21) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

- ア. 「わんぱく大作戦」後援名義使用について（資料10）（野村副会長）

主催：テレビ新広島

後援：広島県、広島県教育委員会、広島市、広島市教育委員会

広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会外

（毎年・承諾）

承認された。

- イ. 平成29年度「看護の日」広島県大会にかかる後援について（資料11）（野村副会長）

日時：5月13日（土）午後1時～3時40分

場所：広島県民文化センター

（毎年・承諾）

承認された。

- ウ. 「子育て応援団すこやか2017」の後援名義使用について（資料12）（野村副会長）

日時：5月20日（土）・21日（日）10：00～16：00

場所：広島グリーンアリーナ

（毎年・承諾）

承認された。

- エ. 「第31回中国ブロック理学療法士学会」開催にかかる後援名義使用について

期間：9月2日（土）・3日（日）（資料13）（野村副会長）

場所：広島市西区民文化センター

承認された。

## 2. 報告事項

- (1) 1月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

- (2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）

- イ. 会務報告（〃3）

- ウ. 会員異動報告（〃4）

- (3) 委員会等報告

(中野会館建設特別委員会委員長)

- ア. 平成28年度第15回会館建設特別委員会（資料14）

2月14日（火）

ライフアシスト社の取り下げを委任することを含

めて大和ハウスに注文書を提出した。エリアマネジメントについては開発調整シートを広島市の都市整備局に提出し、ヒアリングを受けた。本日提出の図面を最終図面として詳細設計に入り、詳細設計を基に大和ハウスに積算見積依頼をする。3月13日にエリアマネジメント推進調整会議、7月に都計審となり、都計審が通れば建設確認申請、10月に着工、平成30年8月完成予定というスケジュールとなる。旧図面（臨時総会提出図面）との変更点が説明され、非常階段を屋外へ出したこと、エントランスの風除室を単独にしたこと、2階の大ホールの倉庫設置、音響・照明コントロール箇所を後部でできるようにすること、眺望を意識したホワイエのデザイン変更、高圧電源設備を駐車場から屋上へ移動し、駐車場を増やしたこと等が説明・報告された。

説明後、この図面を基にエリアマネジメントに提出することが常務理事会で承認された。

(豊見会長)

- ア. 広島県医療審議会保健医療計画部会（第3回）

1月27日（金）於 県庁北館

- イ. 正・副会長会議（書面）

1月30日（月）

- ウ. 広島県がん対策推進委員会

1月30日（月）於 県庁北館

- エ. 正・副会長会議

2月3日（金）

- オ. 平成28年度圏域地対協研修会

2月5日（日）於 安芸グランドホテル

- カ. 第6回学校環境衛生研究協議会実行委員会

2月6日（月）

- キ. 第820回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会

2月10日（金）於 支払基金広島支部

- ク. 広島県歯科医師会創立110周年記念式典及び創立

110周年・新会館竣工祝賀会

2月12日（日）於 広島県歯科医師会館、リーガロイヤルホテル広島

- ケ. 平成28年度学校薬剤師中国ブロック会議

2月18日（土）於 エゾール広島

- コ. 第6回学校環境衛生研究協議会

2月19日（日）於 エゾール 参加者：県内152名・

県外86名合計238名

- サ. 在宅医療推進会議

2月23日（木）

(野村副会長)

- ア. 選挙管理委員会

1月25日（水）・2月22日（水）

- イ. 検査センター委員会

1月26日（木）

(野村副会長・松尾副会長)

- ア. 県民公開講座

2月4日（土）

(青野副会長)

- ア. 第100回中国地方社会保険医療協議会広島

1月26日（木）於 中国四国厚生局

- イ. ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）ワー

キンググループ  
1月31日（火）  
 ワ. 広島県国民健康保険運営協議会  
2月1日（水）於 国保会館  
 エ. 平成28年度医療安全研修会  
2月9日（木）於 広島県医師会館  
 オ. 平成28年度地域在宅緩和ケア推進協議会第2回会議  
2月9日（木）於 県立広島病院  
 カ. 医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議  
2月17日（金）  
 （青野副会長・村上専務理事）  
 ア. 日本薬剤師会医薬分業指導者協議会  
2月3日（金）於 厚生労働省  
 イ. 第50回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）（資料15）  
2月21日（火）於 於就実大学  
 （有村副会長）  
 ア. 医療・衛生材料供給体制検討委員会  
1月26日（木）  
 イ. 広島県訪問看護ステーション協議会訪問  
1月31日（火）  
 ワ. 広島県地域保健対策協議会第1回医療・介護連携推進専門委員会  
2月9日（木）於 広島県医師会  
 エ. 第16回ケアマネジメント広島大会  
2月11日（土）於 広島医師会館  
 オ. 平成28年度第2回地域づくりによる介護予防推進支援研修会  
2月22日（水）於 県立総合体育館大会議室  
 （谷川副会長）  
 ア. 平成28年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会  
1月25日（水）於 広島国際会議場  
 イ. 広島県結核予防推進プラン検討委員会  
2月1日（水）於 広島県感染症・疾病管理センター  
 ウ. 財務担当者会議  
2月10日（金）  
 エ. 平成28年度広島県合同輸血療法研修会  
2月18日（土）於 広島YMCA国際文化センター  
 オ. 予算等打合会  
2月21日（火）  
 （松尾副会長）  
 ア. 日本薬剤師会病院診療所薬剤師部会幹事会（資料16）  
12月19日（月）於 東京・日薬  
 イ. モバイルDI室事業打合会  
1月23日（月）  
 ウ. 地対協WG  
1月27日（金）  
 エ. 第9回安佐薬剤師会学術大会  
2月12日（日）於 安田女子大学  
 オ. 地対協研修会  
2月16日（木）於 広島県医師会館 参加者102名  
内薬剤師61名  
 カ. 広島県薬剤師研修協議会（資料17）  
2月22日（水）  
 （村上専務理事）

ア. 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ（資料18）  
1月22日（日）於 広島県薬剤師会館 参加者51名  
 エ. 多重受診者対策検討会  
1月24日（火）・2月20日（月）於 協会けんぽ広島支部  
 イ. 日薬代議員中国ブロック会議  
2月4日（土）・2月5日（日）於 岡山  
 ウ. 禁煙推進委員会  
2月9日（木）  
 エ. 復職支援研修会（資料19）  
2月10日（金）於 まなびの館ローズコム 参加者7名  
 オ. 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第47回薬学教育者ワークショップ  
中国・四国in福山  
2月11日（土）・12日（日）於 福山大学 於 福山大学 参加者15名  
 （豊見常務理事）  
 ア. 日本薬剤師会電子お薬手帳協議会  
1月25日（水）於 東京  
 イ. 日本薬剤師会薬局薬剤師部会・薬局勤務薬剤師分科会合同幹事会（資料20）  
2月22日（水）於 東京・日薬  
 （中川常務理事）  
 ア. 医療審議会保健医療計画部会・高齢者対策総合推進会議医療・介護需要量調査分析  
ワーキンググループ  
2月10日（金）於 県庁  
 イ. 平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会（実技研修）  
2月18日（土）広島大学薬学部 参加者20名  
 （平本常務理事）  
 ア. レタープレスとの打合せ会（第6回学校環境衛生研究協議会関連）  
2月8日（水）  
 イ. 薬務課訪問（健サポの提出状況と認定内容の詳細について）  
2月9日（木）於 県庁・薬務課  
 （松村常務理事）  
 ア. 平成28年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」県民フォーラム  
1月21日（土）於 広島県医師会館  
 （吉田常務理事）  
 ア. 日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議  
2月11日（土）於 東京・日薬  
 イ. 広報委員会  
2月15日（水）  
 ウ. 復職支援研修会（資料19）  
2月20日（月）於 広島県薬剤師会館 参加者13名  
 （横山事務局長）  
 ア. 全国公益法人協会中国地区2月期公益・一般法人定期講座  
2月8日（水）於 広島国際会議場

### 【指導】

ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

- 1月25日（水）於 広島合同庁舎（青野副会長、村上専務理事）
- イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
  - 2月1日（水）於 広島合同庁舎（二川常務理事）
  - ウ. 社会保険医療担当者の監査
  - 2月2日（木）於 広島合同庁舎（青野副会長）
  - エ. 社会保険医療担当者の監査
  - 2月3日（金）於 広島合同庁舎（豊見会長）
3. その他の委員会等報告事項（野村副会長）
- (1) 第55回広島県学校保健研究協議大会  
1月26日（木）於 広島県民文化センター
  - (2) 広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会  
1月28日（土）於 福山商工会議所
  - (3) 広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会  
2月5日（日）於 広島県薬剤師会館
  - (4) 広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会  
2月19日（日）於 呉阪急ホテル
4. 研修会講演報告について
- (1) 広島市介護家族教室 「知って安心!!くすりの話」  
1月25日（水）於 三篠公民館（竹本常務理事）
5. その他
- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）  
3月15日（水）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】平本敦大常務理事）  
4月20日（木）午後6時30分～  
5月17日（水）午後6時30分～
  - (2) 広島国際大学薬学部卒後教育研修会共催依頼について（資料21）（野村副会長）  
例年どおり承認済み
  - (3) 広島県立美術館からの案内について（チラシ）（野村副会長）
  - (4) 「高齢者が気を付けたい多すぎる薬と副作用」パンフレット  
会誌に掲載するか、パンフレットをおくだけでよいのか確認することとした。
  - (5) その他行事予定（野村副会長）
- 豊見常務理事より、HMカードをモバイルファーマシーで発行するためにイベントに出動することになった。まず、19日に坂駅前でのイベントに参加するため、協力をお願いした いと報告があった。→竹本常務理事と参加することになった。

## ◆ 理事会議事録

日 時：平成29年3月4日（土）午後5時～5時42分  
 場 所：TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前  
 7階 カンファレンスルーム7B  
 出席者：豊見雅文会長  
 野村祐仁・青野拓郎・有村健二・谷川正之各副会長  
 村上信行専務理事  
 井上映子・小林啓二・竹本貴明・豊見敦・中川潤子・  
 平本敦大・藤山りさ・二川勝・松村智子・吉田亜  
 賀子各常務理事  
 秋本伸・安保圭介・有村典謙・宮地理・宮本一彦・  
 森広亜紀各理事  
 岡田甫・菊一環子各監事  
 欠席者：松尾裕彰副会長、小澤孝一郎・佐藤英治・三宅勝志・  
 新井茂昭各理事

○野村副会長：定刻となりましたので、只今から理事会を開催いたします。本日の司会を務めます野村です。よろしくお願ひいたします。それでは、豊見会長、挨拶をお願いします。

○豊見会長：先ほどの地域・職域会長協議会で詳細説明をしておりますので、この理事会では説明は流用させていただくこととし、次回開催する臨時総会に提出いたします報告、議案等の承認をしていただき、総会を迎えるということになります。よろしくお願ひいたします。

○野村副会長：これより議事に入りますが、定款第38条第1項の規定により「理事会の議長は、会長がこれに当る。」とされておりますので、会長に議長をお願いします。

○豊見会長：はじめに出席理事数の確認を行います。ただいまの出席者数は21名であります。従って、理事27名中、過半数を超えておりますので、理事会は成立しました。次に、議事録署名人の確認をします。定款第41条第2項の規定により、出席いただいております岡田監事、菊一監事と会長の私が議事録署名人となりますので、よろしくお願ひします。

これより議事に入ります。本日ご審議いただく事項は、別紙会議次第のとおりであります。それでは、先ず報告事項ですが、先ほどの地域・職域会長協議会で報告したとおりですので、改めての報告は省略して、直ちに質疑に入ってよろしいでしょうか

ご異議ないようですので、直ちに質疑に入ります。  
 報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告から、報告第7号 会館建設について、ご質問等ござりますでしょうか。

先ほどの地域・職域会長協議会では、HMネットの質問で終始し、総会の議事に関する質問がありませんでしたが、ご発言ありますでしょうか。公益法人会計は非常に分かり難いのですが、何とか理解していただこうということで決算見込を作成しました。何か、質問はございませんか。

○谷川副会長：報告第6号の決算見込について補足説明をいたします。決算見込の立て方ですが、1月までは確定額とし、2・3月は前年度の数字を参考に、今年度特に変わったものを入れております。収入については、日薬から熊本地震への災害支援薬剤師派遣に係る費用の清算

もされておりませんので、収入については少な目に見込みました。支出については多めに見ております。ご認識いただきたいと思い、補足させていただきました。

次に、報告第7号の会館建設について確認ですが、資料に、当日最新の図面を配付いたしますとありますが、別途配付されるということでしょうか。

○豊見会長：総会資料として、今の図面を入れて事前に発送し、当日、最新のものを配付することにいたします。

ほかにご質問等はございませんでしょうか。それでは、報告第1号から報告第7号までに関しまして、質疑は終了してよろしいでしょうか。異議なしということで、質疑を終了いたします。各報告事項について、理事会として承認をしてよろしいでしょうか。ご異議ないようですので、承認をいたします。

続いて、審議事項ですが、議案第1号から議案第9号までは、先ほどの地域・職域会長協議会で内容の説明をしておりますので、改めての説明を省略して、直ちに質疑に入ってよろしいでしょうか。ご異議ないようですので、説明を省略いたしますが、議案第8号 資産取得資金の積立についての説明をもう一度お願ひいたします。

○吉田常務理事：議案第8号 資産取得資金の積立について、本来、公益目的事業会計は収支相償で0円にならないといけないのですが、平成26年度が23,991,945円、平成27年度が19,533,357円と黒字になっており、黒字になった資産を会館積立に回すということ、提案させていただいております。併せて、議案第7号の金額について説明をさせていただきます。財務担当者会議、予算等打合会で出した数字です。借入金として5億5千万円、会館建設費として6億円、その差額5千万円は、議案第8号の43,525,302円の積立資金を充てるということで、計上しております。

○豊見会長：ありがとうございます。議案第1号から議案第9号までについて質問はありませんか。ないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。ご異議ないようありますので、質疑を終了いたします。議案第1号から議案第9号まで、理事会としの承認をいただいてよろしいでしょうか。ご異議なしということで承認をいたします。

次に、議案第10号 第50回広島県薬剤師会臨時総会の招集についてです。第50回広島県薬剤師会臨時総会を3月26日（日）午後1時より広島県薬剤師会館で開催したいと思いますが、ご意義ありませんでしょうか。ご異議ないようですので、そのようにいたします。次に、目的である事項についてです。先ほど、ご承認いただきました別紙会議次第の①から⑦までの報告事項7件、⑧から⑯までの議案9件について、臨時総会の目的である事項とすることについて、ご意義ありませんでしょうか。ご異議ないようですので、そのようにいたします。

次は、議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程の一部改正について（案）についてです。提案理由の説明を求めます。

○横山事務局長：事務局から説明をさせていただきます。資料1議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程の一部改正について（案）をご覧ください。主な改正内容としまして、第8条の2については「地域手当の月額は、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合

計額に、100分の7.00を乗じて得た額とする。」を「地域手当の月額は、原則広島県職員の給与の例に準じ、会長が定める。」に改定する提案です。第14条第2項については「勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在における俸給、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に、次の各号の支給率を乗じて得た額の範囲内において、職員の勤務期間、成績等を勘案して会長が別に定める。」を「勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在における給料及び地域手当の月額の合計額に、次の各号の支給率を乗じて得た額の範囲内において、職員の勤務期間、成績等を勘案して会長が別に定める。」に、6月の勤勉手当を100分の77.5から100分の82.5に、12月を100分の77.5から100分の82.5に改定する提案です。また、用語の改正として、俸給を給料、職務手当（管理職手当）を管理職手当に時間外手当を時間外勤務手当、休日給を休日勤務手当に、改正する提案です。次ページから、新旧対照表を載せておりますので、ご参考にしていただければと思います。

○豊見会長：ただ今、説明のありました公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程の一部改正について、ご質問等ございますでしょうか。ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいま、説明のありました議案第10号について、承認してよろしいでしょうか。

ご異議ないようありますので、原案どおり承認をいたします。

次は、臨時総会開催までのスケジュールについてです。先ほどご承認いただきました各報告及び各議案について、修正部分を直したものを、3月10日（金）に、各代議員に発送いたします。なお、各地域・職域薬剤師会長、各役員の方も併せて発送いたします。

臨時総会出欠の回答締切日を3月17日（金）とします。なお、欠席される代議員の方には、3月17日（金）以降に、委任状、書面表決（議決権行使書）を郵送し、書類の返信期日を3月24日（金）午後5時まで、事務局へ必着とします。

次に、代議員からの臨時総会への質疑事項の事前提出につきましては、3月21日（火）を締め切りとします。

次に、次回の理事会の開催についてですが、6月の定期総会の開催等をご審議いただくため、現時点で5月27日（土）を開催候補日としておりますので、日程調整をお願いします。

また、第51回広島県薬剤師会定期総会については、6月18日（日）を開催候補日としておりますので、併せて日程調整をお願いします。

以上をもって本日の審議はすべて終了いたしましたが、監事の方からご発言等ございますでしょうか。

○岡田監事：監事の方からということで、以前会長から理事会の出席だけでいいということでしたが、地域・職域会長協議会は出た方がいいのかなと今回から出させていただきます。感想としましては、地域・職域会長からなかなかご意見が出ないというのはいいのかなと。会館建設についても、8億円のことも総会で決議されたことですので、総会で修正案なり補正なり詳しい説明をされて、次に進まれた方がいいのではないかと思います。

新会館の広島県歯科医師会の通路について、会長から交渉していると報告をいただいているが、その経過な

り、現在の会館の処置も含めまして、新代議員の方もいらっしゃいますので、総会においてきちんと決めていかなければと思っております。以上でございます。

○豊見会長：相手側の組織決定が必要な事項ということもあり、まだ、わからない状態でございます。具体的なことは、我々の建物ができてからかと思います。

以上をもって本日の審議はすべて終了いたします。ご多忙のところ誠にありがとうございました。これをもちまして理事会を閉会いたします。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 理事会議事録

日 時：平成29年3月26日（日）午後3時53分～4時6分  
場 所：広島県薬剤師会館4Fホール

出席者：豊見雅文会長

野村祐仁・青野拓郎・有村健二・谷川正之各副会長  
村上信行専務理事

井上映子・小林啓二・竹本貴明・豊見敦・中川潤子・  
平本敦大・藤山りさ・二川勝・松村智子・吉田亜  
賀子各常務理事

秋本伸・有村典謙・宮地理・宮本一彦・森広亜紀  
各理事

岡田甫・菊一瓔子各監事

欠席者：松尾裕彰副会長・小澤孝一郎・佐藤英治・三宅勝志・  
新井茂昭・安保圭介各理事

○野村副会長：只今から理事会を開催いたします。

それでは、豊見会長に議事進行をお願いいたします。

○豊見会長：臨時総会に引き続き、補欠の代議員の選挙について、ご審議いただきたいと思います。

次第に従って議事を行いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

初めに、出席理事者数の確認を行います。只今の出席者数は21名であります。従って、理事27名中、過半数を超えておりますので、理事会は成立いたしました。

次に、議事録署名人の確認をいたします。定款41条第2項の規定により、出席いただいている岡田監事、菊一監事と会長の私が議事録署名人となります。

これより議事に入ります。

議案第1号 補欠の代議員の選挙及び選挙期日の告示について、提案理由の説明を求めます。

○野村副会長：議案第1号の提案理由をご説明します。

広島県行政薬剤師会選挙区の廣實浩一代議員が、平成29年3月18日にご逝去されました。

このため、公益社団法人広島県薬剤師会定款第12条第7項の規定により、代議員が欠けた広島県行政薬剤師会選挙区の補欠の代議員選挙を実施することとし、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第6条に定める選挙及び選挙期日を告示するために理事会の決議を求めるものであります。

具体的には、選挙の種類は、補欠選挙（代議員が欠けた場合）、選挙区及び定員は、広島県行政薬剤師会選挙区1

名で、補欠の代議員選挙日程案をお配りしております。  
6月の定時総会の召集通知に間に合うように、選挙期日が5月26日とし、告示日を本日とする案です。

○豊見会長：ありがとうございます。

ご質問等はございますでしょうか。

○豊見会長：それでは、質疑もないようですので、広島県行政薬剤師会選挙区の補欠の代議員選挙の選挙期日を5月26日とし、本日告示することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手をいただきました。第1号議案は承認されました。

次に、その他の協議事項について、谷川副会長、説明をお願いいたします。

○谷川副会長：本日お配りしております資料広島市企業立地促進補助制度のご案内について、説明をいたします。広島市では、産業集積と雇用の場の創出を通じて経済の活性化を図るため、全市域を対象とした企業立地促進補助制度があり、広島駅周辺地域については建物や設備費用の15%を5年間分割して交付されるものです。この申請の手続きを進めていくために、担当役員を決めていただきたく 提案しました。

○横山事務局長：補足説明をさせていただきます。この補助制度について、対象要件に記載してありますように延床面積等の条件がございますので、こちらも申請に当たり、検討する必要がございます。

○豊見会長：この件に関して、何かご質問等ございますでしょうか。

ご質問等はございませんか。

それでは、総務担当の野村副会長、財務担当の谷川副会長で手続きを進めていただくということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員賛成ということで、両副会長お願いします。

以上で、本日の理事会でご審議いただくものは終了いたしました。

岡田監事、ご意見等お聞かせください。

○岡田監事：これから、富士見町の土地の売却、建物の取り壊し費用、固定資産税等の費用が係ると思いますが、どの程度費用がかかるのか。借入をすることになりますが、充分に審議の上進めていただきたいと思います。

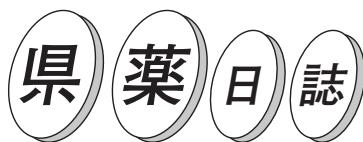
○豊見会長：ありがとうございます。

取り壊し費用について、売却先の条件によって変わってまいりますし、売却額も変わります。検査センターがありましたので、売却に当たり、土壤汚染調査は必要となります。今の段階で、移転等に伴う建物の固定資産取得税等の費用がどの程度かかるのか未定です。もう少し進めば、ある程度の費用がわかると思います。

以上でよろしいでしょうか。

これをもって本日の理事会を終了いたします。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。



| 日付    |   | 行事内容                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月21日 | 火 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第50回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）<br/>(就実大学)</li> <li>・予算等打合会</li> </ul>                                                                                                                     |
| 22日   | 水 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度第2回地域づくりによる介護予防推進支援研修会<br/>(県立総合体育館大会議室)</li> <li>・広島県薬剤師研修協議会</li> <li>・選挙管理委員会</li> </ul>                                                                                           |
| 23日   | 木 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療推進委員会</li> <li>・常務理事会</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| 24日   | 金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会学校薬剤師部会担当者全国会議<br/>(東京・日薬)</li> <li>・第101回中国地方社会保険医療協議会広島部会<br/>(中国四国厚生局)</li> <li>・平成28年度第2回新会館内薬局設置検討WG委員会</li> </ul>                                                               |
| 3月1日  | 水 | 平成28年度感染症講習会<br>(JA広島総合病院)                                                                                                                                                                                                          |
| 3日    | 金 | 日本薬剤師会平成28年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会<br>(東京・日薬)                                                                                                                                                                                        |
| 4日    | 土 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・職域会長協議会（TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前）</li> <li>・第8回理事会（TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前）</li> </ul>                                                                                                      |
| 5日    | 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会<br/>(実技研修)<br/>(広島国際大学薬学部)</li> <li>・平成29年度在宅支援薬剤師専門研修会<br/>(実技研修)<br/>(安田女子大学薬学部)</li> <li>・認定実務実習指導薬剤師養成講習会更新講習</li> <li>・広島県がん検診サポート薬剤師養成講習会<br/>(サンピア・安芸)</li> </ul> |
| 6日    | 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社広島県支部来会<br/>(赤十字サポーター証贈呈)</li> <li>・(第3回) 平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業連絡会議</li> <li>・平成28年度感染症講習会<br/>(JA尾道総合病院)</li> </ul>                                                                 |
| 8日    | 水 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援団すこやか2017 けんこうサポートゾーン調整会議<br/>(広島テレビ)</li> <li>・広報委員会</li> </ul>                                                                                                                       |

| 日付      | 行事内容                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9日 木    | 健康サポート薬局委員会・認定基準薬局制度運営協議会合同会議                                                                                                                                                                                        |
| 10日 金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会<br/>(広島県健康福祉センター)</li> <li>・第821回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会<br/>(支払基金広島支部)</li> <li>・未就業薬剤師就労支援事業実行委員会</li> <li>・広島県地域保健対策協議会 平成28年度第2回定例理事会(広島県医師会館)</li> </ul> |
| 11日 土   | 第503回薬事情報センター定例研修会                                                                                                                                                                                                   |
| 11日・12日 | 日本薬剤師会第88回臨時総会<br>(ホテルイースト21東京)                                                                                                                                                                                      |
| 12日 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会<br/>(実技研修)<br/>(福山大学薬学部)</li> <li>・広島大学薬学部薬学科、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研究科 卒業・修了記念パーティー<br/>(グランドプリンスホテル広島)</li> </ul>                               |
| 13日 月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が安心して暮らせるための四師会協議健康寿命延伸検討WG<br/>(広島県医師会館)</li> <li>・第24回広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議<br/>(広島市東区役所)</li> <li>・広島プライマリ・ケア研究会世話人会<br/>(広島県医師会館)</li> </ul>                          |
| 14日 火   | がん対策課来会                                                                                                                                                                                                              |
| 15日 水   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島国際大学第16回学位記・修了証書授与式<br/>(広島国際大学東広島キャンパス)</li> <li>・在宅医療推進委員会</li> <li>・常務理事会</li> <li>・平成28年度第3回在宅訪問栄養ケア推進委員会<br/>(広島県医師会館)</li> </ul>                                     |
| 16日 木   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議<br/>(東京・日薬)</li> <li>・広島県医療審議会保健医療計画部会<br/>(第4回)<br/>(県庁・北館)</li> </ul>                                                                                   |
| 18日 土   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会<br/>(広島国際会議場)</li> <li>・禁煙支援研修会</li> <li>・中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議(サンピーチ・OKAYAMA)</li> </ul>                                                |
| 19日 日   | ようようまつり<br>(坂駅前)                                                                                                                                                                                                     |

| 日付          | 行事内容                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21日 火       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町等介護保険・高齢者保健福祉・在宅医療担当課長会議（県庁・本館）</li> <li>平成28年度第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会（県庁・本館）</li> <li>平成28年度第2回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会（広島県看護協会会館）</li> <li>医療・衛生材料供給体制検討委員会</li> </ul> |
| 22日 水       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会（広島県健康福祉センター）</li> <li>平成28年度第1回広島県医療費適正化計画検討委員会（県庁・本館）</li> </ul>                                                                                  |
| 23日 木       | 平成28年度社会保険指導者研修会（TKP市ヶ谷カンファレンスセンター）                                                                                                                                                                                 |
| 24日 金       | <ul style="list-style-type: none"> <li>（公財）広島県地域保健医療推進機構沖田常務理事他来会（推進機構評議員会の事前説明）</li> <li>広島県医療審議会（平成28年第2回）（県庁・北館）</li> <li>高齢者対策総合推進会議（第2回）（県庁・北館）</li> </ul>                                                     |
| 26日 日       | <ul style="list-style-type: none"> <li>正・副会長会議</li> <li>第50回広島県薬剤師会臨時総会</li> <li>第8回理事会</li> </ul>                                                                                                                  |
| 27日 月       | <ul style="list-style-type: none"> <li>広島県地域保健医療推進機構評議員会（広島県健康福祉センター）</li> <li>多重受診者対策検討会（協会けんぽ広島支部）</li> <li>広島県結核予防推進プラン検討委員会（広島県健康福祉センター）</li> </ul>                                                             |
| 28日 火       | 第102回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局）                                                                                                                                                                                     |
| 29日 水       | <ul style="list-style-type: none"> <li>広島県薬務課来会挨拶</li> <li>復職支援研修会（オリエンテーション）（まなびの館ローズコム）</li> <li>中国新聞取材</li> <li>地対協医薬品の適正使用検討特別委員会（広島県医師会館）</li> </ul>                                                           |
| 30日<br>4月1日 | 復職支援研修会（オリエンテーション）                                                                                                                                                                                                  |
| 3日 月        | <ul style="list-style-type: none"> <li>広島国際大学入学宣誓式（広島国際大学東広島キャンパス）</li> <li>広島県歯科医師会訪問（広島県歯科医師会館）</li> </ul>                                                                                                        |

| 日付    | 行事内容                                                                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4日 火  | <ul style="list-style-type: none"> <li>広島県薬務課来会挨拶</li> <li>平成29年度第1回会館建設特別委員会</li> </ul>                                                                                         |
| 6日 木  | 在宅医療・介護保険WG                                                                                                                                                                      |
| 7日 金  | 薬局実務実習受け入れ実行委員会                                                                                                                                                                  |
| 8日 土  | 復職支援研修会（オリエンテーション）（まなびの館ローズコム）                                                                                                                                                   |
| 11日 火 | 日本薬剤師会第1回理事会（日本薬剤師会）                                                                                                                                                             |
| 12日 水 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第51回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）（就実大学）</li> <li>平成29年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会</li> <li>平成29年度第1回新会館内2階大ホール関連設備検討WG委員会</li> </ul>               |
| 13日 木 | 21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会（広島県医師会館）                                                                                                                                                  |
| 14日 金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度第1回「がん検診へ行こう」推進会議（広島県健康福祉センター）</li> <li>第822回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部）</li> <li>財務担当者会議</li> <li>「子育て応援団すこやか2017」打合会</li> </ul> |
| 15日 土 | 第504回薬事情報センター定例研修会                                                                                                                                                               |
| 16日 日 | 安田女子大学実務実習成果報告書（安田女子大学9号館）                                                                                                                                                       |
| 17日 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>広報委員会</li> <li>平成29年度第1回新会館内薬局設置検討WG委員会</li> </ul>                                                                                        |
| 18日 火 | 広島県医師会訪問                                                                                                                                                                         |
| 19日 水 | 広島県在宅医療推進フォーラムシンポジウム打合せ（広島県医師会館）                                                                                                                                                 |
| 20日 木 | <ul style="list-style-type: none"> <li>薬務課事業説明の前説明</li> <li>常務理事会</li> </ul>                                                                                                     |

## 行事予定 (平成29年5~6月)

- 5月1日(月) 「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会
- 5月9日(火) 広報委員会
- 5月10日(水) 日本薬剤師会第1回都道府県会長協議会(会長会)(日本薬剤師会)
- 5月11日(木) 日本薬剤師会議事運営委員会(東京・日薬)
- 5月13日(土) 第61回広島県病院薬剤師会・総会(エソール広島)  
// 平成29年度「看護の日」広島県大会(広島県民文化センター)  
// 監査会  
// 第505回薬事情報センター定例研修会
- 5月14日(日) IPPNW日本支部理事会、広島県支部総会、日本支部総会(広島県医師会館)
- 5月17日(水) 常務理事会
- 5月18日(木) 平成29年度第1回広島県地域包括ケア推進センター運営協議会(広島県医師会館)
- 5月19日(金) 子育て応援団すこやか2017(会場準備)(広島グリーンアリーナ)  
// 日本薬剤師会第2回理事会(日本薬剤師会)
- 5月20日(土)  
5月21日(日) } 子育て応援団すこやか2017(広島グリーンアリーナ)  
// 広島県在宅医療推進フォーラム(広島県医師会館)
- 5月22日(月) 復職支援研修会(広島県薬剤師会館)
- 5月24日(水) 復職支援研修会(まなびの館ローズコム)
- 5月25日(木) 平成29年度広島県学校保健会常任理事会、理事会及び代議員会(広島県庁自治会館)
- 5/25~5/28 薬剤師あゆみの会第16回新人薬剤師合宿研修会・在宅オープンセミナー(セミナーハウススクロス・ウェーブ梅田)
- 5月28日(日) 安芸薬剤師会総会(サンピア・アキ)  
// 第18回日本死の臨床研究会中国四国支部大会(広島県民文化センター)
- 6月1日(木)  
6月2日(金) } 日本薬剤師会平成29年度試験検査センター連絡協議会(札幌パークホテル)
- 6月3日(土) 公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部第36回大会(広島県民文化センター)  
// } 日薬代議員中国ブロック会議(まなびの館ローズコム)
- // 第58回原子爆弾後障害研究会(広島国際会議場)
- 6月10日(土) 広島支部総会
- 6月15日(木) 常務理事会
- 6月18日(日) 第51回広島県薬剤師会定時総会
- 6月20日(火) 復職支援研修会(まなびの館ローズコム)
- 6月23日(金) 日本薬剤師会第3回理事会(日本薬剤師会)
- 6月24日(土)  
6月25日(日) } 日本薬剤師会第89回定時総会(ホテルイースト21東京)



平成29年2月23日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
広島県医薬品卸協同組合理事長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔 薬務課 〕

## 卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底及び医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化について（通知）

本県の薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、平成29年2月16日付けで、薬生総発0216第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から、薬生監麻発0216第1号により監視指導・麻薬対策課長から、別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員へ周知するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品の譲受・譲渡時における必要な記録及び管理の徹底等、引き続き医療用医薬品の適正な流通の確保に努めていただくようお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)  
(担当者 児玉、上田)

### 別紙

薬生監麻発0216第1号  
平成29年2月16日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 卫生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公 印 省 略)

## 医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化について

今般、医薬品の卸売販売業者及び薬局を通じて偽造医薬品が流通し、患者の手に渡る事案が発生しました。こうした事案の再発を防止する観点から、「卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について」（平成29年2月16日付け薬生総発0216第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「総務課長通知」という。）により医薬品の適正な流通を確保するために留意事項の周知を依頼しているところですが、これを踏まえ、下記のとおり、貴管下の医療用医薬品の卸売販売業者及び薬局に対する監視指導の強化をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

- 今後、医療用医薬品の卸売販売業者又は薬局に対し、以下の事項について重点的に監視指導すること。

- (1) 医薬品を納品する者の身分証明書等の提示を求めて本人確認を行っていること。譲渡人が有する販売業等の許可番号や連絡先等の情報を確認していること。
- (2) 医薬品を譲り受けた際に、当該医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態（未開封であること等に加え、薬局等においては、添付文書が同梱されていること等を含む。）を確認していること。
- (3) 管理者は、(1) の内容を含め、総務課長通知1.(2) に従い必要な注意を払い、医薬品を購入していること。
2. これまでの薬事監視の実績等から、特に監視指導を強化すべきと認められる医療用医薬品の卸売販売業者又は薬局に対しては、早急な監視指導を行うこと。
3. 監視指導の結果、違反が認められた場合は、必要な行政処分等を行うこと。

**別紙**

薬生総発0216第1号  
平成29年2月16日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公 印 省 略)

### 卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について

今般、医薬品の卸売販売業者及び薬局を通じて偽造医薬品が流通し、患者の手に渡る事案が発生しました。同様の事案の発生を防止するために、既に「医薬品の適正な流通の確保について」（平成29年1月17日付け医政総発0117第1号・医政経発0117第1号・薬生総発0117第1号・薬生監麻発0117第1号厚生労働省医政局総務課長・医政局経済課長・医薬・生活衛生局総務課長・医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長連名通知）により注意喚起等を行っているところですが、これまでに明らかとなった事実等を踏まえ、改めて、卸売販売業者及び薬局に対する医療用医薬品の適正な流通確保に係る記録及び管理について、留意事項を下記のとおり整理しましたので、貴管下の卸売販売業者及び薬局に徹底いただくようお願ひいたします。

#### 記

1. 卸売販売業者及び薬局は、医療用医薬品を譲り受ける際には、次に掲げる事項に留意すること。
- (1) 卸売販売業者及び薬局開設者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第14条及び第158条の4の規定に基づき、譲渡人の氏名等の情報を記録する必要がある。これらの情報を正確に記録するため、譲渡人の氏名（卸売販売業者等の名称）の確認の際には、医薬品を納品する者の身分証明書等の提示を求めて本人確認を行うこと。併せて、譲渡人が有する販売業等の許可番号や連絡先等の情報を確認し、確認した情報については、譲渡人の氏名等の情報と併せて記録すること。
- ただし、譲渡人との間で取引契約に基づく、継続した取引実績がある場合であって、譲渡人が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく医薬品の販売業等の許可を受けた者等であることを既に確認している場合はこの限りではない。
- (2) 卸売販売業者及び薬局の管理者は、法第8条第1項及び第36条第1項の規定に基づき、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように医薬品等を管理する義務がある。このため、譲り受けた医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態の確認（未開封であること等の確認に加え、薬局等においては、添付文書が同梱されていること等の確認を含む。）を行うとともに、医薬品の管理状況等について疑念がある場合には、譲渡人における仕入れの経緯、医薬品管理状況等を確認し、管理者として必要な注意をすること。

なお、譲り受けた医薬品が、直接の容器又は直接の被包を開き、分割販売された医薬品であって、法第50条に規定する事項を記載した文書及び第52条に規定する添付文書が添付されていない場合には、上記の確認に際して、規則第216条の規定に基づく表示等についても確認する必要があること。

2. 薬局の薬剤師は、患者等に対し、調剤しようとする医薬品（その容器包装等を含む。）の状態を観察し、通常と異なると認められる場合は、これを調剤せず、異常のない医薬品を用いて改めて調剤するほか、医薬品等を管理する責任を有する管理薬剤師に報告するなど適切に対応すること。

平成29年3月6日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
一般社団法人広島市薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52  
薬務課〕

## 麻薬小売業者等の免許事務の権限移譲等について（通知）

薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、平成29年4月1日から広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成28年12月21日改正）及び麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成29年4月1日改正予定）の施行により、麻薬取扱者免許に関する次とおり取扱いを変更しますので、貴会会員に周知してください。

- 1 広島市内における麻薬小売業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許事務の広島市への権限移譲

- (1) 免許等権者

|             | 旧         | 新(平成29年4月1日~) |
|-------------|-----------|---------------|
| 受付（申請・届出）窓口 | 広島市保健所・分室 | 広島市保健所・分室     |
| 免許等権者       | 広島県知事     | 広島市長          |

- (2) 権限移譲事務

別紙1参照

- (3) 広島市への権限移譲に伴う申請方法等

別紙2のとおり

- (4) その他

平成29年3月中の各種届出については、3月31日までは広島県で処理し、処理できなかったものは、広島市に引き継ぎます。

申請については、手数料の還付等が発生する場合がありますので、申請を予定されている場合には、事前に薬務課へ相談してください。

- 2 麻薬取扱者免許申請時に係る添付書類の一部廃止

麻薬取扱者（麻薬施用者、麻薬管理者）の免許申請に係る添付書類のうち「勤務証明書」を平成29年4月1日付け申請分から不要とします。

担当 麻薬グループ  
電話 082-513-3221 (ダイヤルイン)  
(担当者 水谷、行廣)

平成29年3月24日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県医療機器販売業協会会長様  
 中国歯科用品商協同組合広島県支部支部長様

広島県健康福祉局薬務課長  
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

## 高度管理医療機器等営業所管理者及び医療機器修理責任技術者の継続的研修の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について（通知）

このことについて、平成29年3月22日付け別紙（写）のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課より事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
 （担当者 上田）

### 別紙

事務連絡  
 平成29年3月22日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

## 高度管理医療機器等営業所管理者及び医療機器修理責任技術者の継続的研修の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について

今般、高度管理医療機器等営業所管理者及び医療機器修理責任技術者の継続的研修の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）を別添のとおりとりまとめましたで、御了知の上、貴管下関係業者に対して周知願います。

なお、本事務連絡の写しを各地方厚生局医事課、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、一般社団法人日本医療機器産業連合会、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器委員会宛て送付することとしています。

（別添）

## 高度管理医療機器等営業所管理者及び医療機器修理責任技術者の継続的研修の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）

Q1 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者が当該講習の係る年度内に新たに高度管理医療機器等営業所管理者又は医療機器修理責任技術者（以下「管理者等」という。）になった場合、当該年度の継続的研修の受講は必要か。

A1 不要である。

**Q2 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者が当該講習の修了年度の翌年度以降に新たに管理者等になった場合、管理者等になった年度の継続的研修の受講は必要か。**

A2 必要である。

ただし、管理者等となった年度の残期間に継続的研修が実施されていない等、継続的研修を受講する機会がない場合は、「医療機器及び体外診断用医薬品の承認申請等に関する質疑応答集（Q&A）その3」（平成20年6月16日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室事務連絡）QA21のとおり、次年度の継続的研修を受講することで差し支えない。

**Q3 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（「医療機器の販売業及び貸与業の取扱いについて」（平成27年4月10日付け薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）通知。以下「参事官通知」という。）第1の4（1）の①から⑥までに掲げる者に限る。）になった年度に新たに管理者等になった場合、管理者等になった年度の継続的研修の受講は必要か。**

A3 継続的研修の受講は必要である。なお、管理者等になった年度の残期間に継続的研修が実施されていない等、継続的研修を受講する機会がない場合は、上記QA2と同様に取り扱うこととする。

**Q4 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（参事官通知の第1の4（1）の①から⑥に掲げる者及び「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律等の施行に伴う医療機器修理業に係る運用等について」（平成17年3月31日付け薬食機発第0331004号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知）の第2の1.2）の（1）及び（2）に掲げる者）にそれぞれなった年度の翌年度以降に新たに管理者等になった場合、管理者等になった年度の継続的研修の受講は必要か。**

A4 継続的研修の受講は必要である。なお、管理者等になった年度の残期間に継続的研修が実施されていない等、継続的研修を受講する機会がない場合は、上記QA2と同様に取り扱うこととする。

平成29年3月31日

一般社団法人広島県医師会会長様  
一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
一般社団法人広島県病院協会会長様  
一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
広島県保険医協会会長様  
公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
広島県病院薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔 薬務課 〕

## 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第16回集計報告」の周知について（通知）

このことについて、平成29年3月28日付け薬生総発0328第3号及び薬生安発0328第1号により厚生労働省医薬生活衛生局総務課長及び同局安全対策課長から別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知をお願いします。

なお、当該報告は公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されています。（<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/>）

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 上田)

**別 紙**

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 薬務主管部（局）長殿

薬生総発0328第3号  
薬生安発0328第1号  
平成29年3月28日

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公 印 省 略)  
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長  
(公 印 省 略)

## 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第16回集計報告」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業は、公益財団法人日本医療機能評価機構による厚生労働省補助事業であり、平成21年4月より、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。この事業は、医療安全対策に有用な情報について、薬局間で広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、同機構より、平成28年7月から12月までに報告のあったヒヤリ・ハット事例の報告を取りまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第16回集計報告」が公表されました。この報告は、同機構から各都道府県知事、各保健所設置市及び各特別区長宛に送付されており、同機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/>)。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止のために内容を確認の上、貴管下薬局の他、貴管内の医療機関及び関係団体に対して周知方をお願いいたします。

### 【留意事項】

本通知の内容については、貴管下医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理責任者、医薬品の安全使用のための責任者等及び貴管下の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても、周知されるように御配慮願います。

### 【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）

<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

# 地域薬剤師会だより

安佐薬剤師会／福山市薬剤師会／安芸薬剤師会



## <安佐薬剤師会>

### 薬局実務実習での集合研修について



常務理事 蔵本 恵

薬学部5年次に行われている薬局実務実習において、安佐薬剤師会では集合研修を行っております。薬学生が各薬局に配属され、2ヶ月半という長期実習を行う中週に一度、安佐地区の配属学生が一同に集まり、9つの分野に分けた専門的な実務知識と業務を学習します。Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期、各9回で年間27回実施しており、より幅広く専門的な知識と技術を身につけることにより、患者サイドに立った投薬に生かすことができる参加型研修となります。また単元毎にSGDを取り入れ、実習・研修での疑問点や理解不十分な点をグループ毎に意見交換し、討議から回答を導き出します。学生自らが考え発表することで、学習能力、思考力、協調性を身につけながら、参加者全員の理解度の向上を目的とします。集合研修での単元として「倫理/守秘義務・接遇・学校薬剤師・薬物乱用」「調剤報酬」「吸入薬」「インスリン」「漢方製剤・薬局製剤」「経管経腸栄養」「在宅業務・介護保険」「小児製剤」「災害時医療・地域保健・誤飲誤食・消毒健康」の9単元で、専門的な知識をもつ各薬剤師が講師となり、初日9時間、他は1単元6時間の研修内容となります。薬局実習初日は集合研修から始まり、守秘義務、個人情報の重要性、接遇を行い長期実習における総注意点と薬局実習の全容について学習。「調剤報酬」では、調剤技術や加算等の説明を交え、PPTやVTRで調剤方法の実例や指示・届出・許可等の法的規制についても指導。

「吸入薬実習」ではすべてのデバイスを使用し、操作方法、適応、用法等の特徴を理解させ、ローテーションで模擬投薬を実施、患者からのQ&Aも学習します。



「インスリン」においては適切な接種指導を実施できるよう、自己注射方法や注意点、使用済注射針の回収や処理方法、低血糖時の対応について指導するとともに、糖尿病疾患の分類や患者例による栄養・運動指導についても学習します。

「漢方製剤・薬局製剤」では漢方薬の総知識だけでなく、浸剤・煎剤を実践し薬局製剤の流れと販売・陳列方法についても指導。「経管経腸栄養」ではすべての製剤の特徴と、胃ろう・腸ろう・経鼻等の投与方法の解説や、経管経腸投与に纏わるチューブや医療機器等の学習し、医薬品だけでなく管理栄養士による多種多様な食品栄養剤の種類と用途についても説明します。

「在宅業務・介護保険」においては個人宅から各高齢者施設の比較を基に、在宅薬剤の管理方法、計画設定、記録方法、報告義務等、深く学習させ高齢化社会に向けて、薬剤師業務の重要性について指導します。「小児製剤」では小児科調剤の特徴や投薬技術、抗生剤等味の比較や配合変化について学生自ら体験し、記録をつけ実践調剤への糧とします。最終日では、実際薬局では経験するとの少ない、災害時の薬剤師活動や地域に対しての取り組み、誤飲誤食による問い合わせの対応、感染防止や消毒方法等、幅広い薬剤師活動を紹介し、9週間1クールの集合研修が終了します。

年々、参加薬剤師も増え28年度では安佐地区で薬剤師46名、学生60名。他職種である管理栄養士や介護支援専門員、安佐地区以外からの希望参加学生も多数出席し、将来ある若き薬剤師の育成に力を入れております。

最後に平素よりご協力頂いております薬剤師の先生方と医療関係者の皆様に深くお礼申し上げますとともに、今後ともご理解、ご協力のほど宜しくお願い致します。

## <安佐薬剤師会>

### 第9回安佐薬剤師会学術大会

理事 山田 篤志

安佐薬剤師会学術大会も9回を数えるまでになりました。1つの支部で開催を続けることに評価をいただき誇りを感じるとともに、その内容も年を重ねるごとに充実してきていると実感しております。

昨今、医療を取り巻く状況が変わり、薬剤師および薬局に求められる役割も変化しております。今年のテーマ

は「薬剤師の可能性を求めて」とし、安佐薬剤師会における「かかりつけ薬剤師」「健康サポート薬局」に対しての現状、そして今後の方向性について広く深く考える場を設けることにしました。これまでと同様、安田女子大学薬学部との共催のもと、同大学7号館にて、薬剤師会員81名、安田女子大学職員および学生130名の合計211名の参加で盛況に終えることができました。



学校薬剤師の発表では、学校環境衛生検査の実施率と備品の保有率に関する調査で、両者には相関性があることが明らかとなり、行政との協力、学校とのコミュニケーション、学校薬剤師自身の研鑽が必要であることも示されました。

安佐薬剤師会は学生実習において学生がより多くの機会を得られるよう、薬局内の実習以外に9つの課題からなる集合研修を行っており、その意義や取り組み、改善点などの報告がありました。内容の充実度と学生の習熟度が年々増していることが感じ取れました。

安佐地区の夜間救急センターに関して、出務する薬剤師が安心かつ安全な調剤業務ができるようアンケート調査から課題や改善点を見出しました。また、医師や看護師等のスタッフからも意見を頂戴し、救急における薬剤師の役割を考えることもできました。

安佐市民病院薬剤部からは、レジパスビル・ソホスビル（ハーボニー）配合錠の服用に際し、併用注意のある持参薬が及ぼす影響について調査し、薬剤師が医師へ情報提供や処方提案することの有用性が示されました。



続いて、安田女子大学薬学部の亀井教授より睡眠障害と治療薬に関する教育講演をしていただきました。自身的服用経験も交え、患者目線での客観的な意見を聞くことができ、日ごろの服薬指導に役に立つような大変有意

義なお話でした。

薬学部生からは早期体験学習および薬局・病院実務実習の報告がありました。実習後の学生の声を聞く機会は少なく、実務実習への取り組みや薬局運営など参考になるものであると感じました。学生それぞれがテーマや課題を持って取り組んでおり、ともに我々も考えさせられる大変内容の濃い発表でした。



最後に、本大会のメインとなるフォーラム「かかりつけ薬剤師・薬局を考える」を開催しました。基調講演として、岡山県下並びに全国でご活躍中のマスカット薬局高橋正志先生をお迎えし、薬局の組織改革（イノベーション）の重要性とその成功事例をご紹介いただきました。高橋先生は、医師による治療が必要かどうかを薬剤師が判断し、的確な処方提案までできる「家庭医療を実践できる薬剤師」を育成するべく、3年計画による①地域の健康管理・健康維持のためのセルフメディケーションの推進、②全店舗の在宅医療への参加、③人材育成を掲げられました。元になる考え方はドラッカーのマネジメントでした。特に印象的だったのが、異業種の方々との交流からこれまでの凝り固まった薬局イメージから脱却した目線を持ち、地域の方々ひとりひとりの健康であり続けたいといった思いに応えるべく、ビジョンと理念を持って取り組まれていることでした。また、企業にとって「人材は宝なり」とはよく耳にしますが、これほどそれを体現している例をみたのは初めてで感銘を受けました。やや経営者や管理者向けでしたが、資金力の有無に関係なく、やればできるという勇気の湧くメッセージをいただいたような気がします。

続けて、安佐地区におけるかかりつけ薬剤師・薬局の現状アンケートの結果報告です。かかりつけ薬剤師の届出が1つでもあった薬局は全体の75%であったものの、その指導料の算定率は40%に満たないことがわかりました。その他、現状やかかりつけ薬剤師制度が始まったことの影響・課題、なりたい薬剤師像などが示され、それぞれが自身の立ち位置を確認できる内容であったと思います。その後、安佐地区におけるかかりつけ薬剤師・薬局の取り組みについて3件の紹介です。当初の苦労話やかかりつけ薬局に至る取り組みなど、惜しみなく披露していただき、各薬局の特色もよく反映されておりました。

共通するのは、いずれも待つ姿勢ではなく、必要と思えば他職種や家族と連携するなど自ら働きかけ、患者をサポートし信頼を得ていることです。その努力や労した時間はわずか数分の発表とは言え、十二分に伝わってくるものがありました。その後、発表者によるフォーラムが行われ、様々な意見交換が行われました。

今回の学術大会は、人に言われてするのではなく、地域の薬剤師が自ら考え、実践し、地域住民を支えていく、そんな気概を感じられる非常に身近な手作り感のある大会であったように感じました。「かかりつけ薬剤師」の言葉だけがひとり歩きせず、眞の「かかりつけ薬剤師」がひとりでも増えることを祈念し、次回節目となる10回目の大会の開催につなげたいと思います。

## <福山市薬剤師会>

### 水銀添加廃製品回収促進事業 (環境省モデル事業)

会長 村上 信行

平成29年1月4日（水）から1月31日（火）の約1か月ですが、標記事業に取り組みました。平成25年1月にスイス・ジュネーブで開催された国際連合環境計画（UNEP）の政府間交渉委員会に於いて、「総合的に環境への水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止」を目指す国際条約の締結が合意され、同年10月にわが国熊本市と水俣市で開かれた外交会議で「水銀に関する水俣条約」が採択され、92ヶ国が署名した事からの動きです。条約を受けて、熊本市などで様々な取り組みが企画実施されるなか、平成27年2月、公益社団法人全国都市清掃会議が環境省の委託を受け、日本薬剤師会と協力して、北海道旭川市で「平成26年度水銀添加廃製品薬局回収モデル事業」実施されました。ここでは、家庭で使用しなくなった水銀添加廃製品の正しい回収のありかたを促進していくことの必要性を広く周知することも求められていました。結果、旭川市人口約367千人、185薬局中184薬局の協力により111薬局に持ち込みがありました。回収された合計数は水銀体温計441本、水銀血圧計94台、その他品目5点であった。これらの製品水銀重量の合計は水銀体温計493.2g、水銀血圧計4,700g、その他品目（水銀温度計、その他）約6gであったようです。このように重量表記されますとさすがの水銀で、その重みを感じます。平成27年度は広島市や新潟市等の15市の薬局に範囲を広げ、昨年28年度は全国42都道府県の61市町での実施で、福山市薬剤師会も県下二番手として白羽の矢が当たり、取り組みました。中国地方では倉敷市、下関市が同様の取組を行ったところです。28年9月に日本薬剤師会から広島県薬剤師会に当会への周知指示が入り、文書連絡がありました。基本12月実施で行政

担当者からの相談に応じての事業実施とのことで、特段早々の動きは必要ないと思っていましたところ、11月中旬過ぎてもなんの連絡もなく、市担当部署と思われる経済環境局環境部廃棄物対策課に連絡を取ったところ、「薬局リストの提出をお待ちしています」との立場での回答でした。重大な齟齬の結果、全国的には12月一ヵ月の実施体制でしたが、当市当会は29年1月実施と一ヵ月遅らせてることで、準備に入りました。幸い、よほどの独断性がない限り、ポスター、チラシ、回収ボックス等は前述の清掃会議に準備されていて、行政名と日付程度の校正ですべてOKでした。ただ、いまや調剤を主とする薬局の多い中、事業への参加協力がどれだけ得られるかが心配であり、少なければ、市民への広報が困難と思われ、再三の勧誘を試みました。結局のところ、福山市薬剤師会会員薬局270店舗のうち、市にリスト提供できたのは4割に満たない75薬局に止りました。しかしながら、やや準備不足を否めない人口470千人都市福山で下記の結果が得られたことは、まずまずの満足範囲であり、国際条約である「水銀に関する水俣条約」への一助となつたかと思われます。また、市の廃棄物対策課では引き続きの回収業務を継続され、広く市民への水銀添加廃既製品への啓発にもなつたかと思われます。

### 【水銀添加廃製品回収実績】

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 協力薬局数     | 75薬局                  |
| ○水銀体温計    | 590本× 1.2 g = 708 g   |
| ○水銀温度計    | 11本× 2.0 g = 22 g     |
| ○水銀血圧計    | 32個× 50.0 g = 1,600 g |
| ○その他（瓶入り） | 1個 = ? g              |
|           | 計 = 2,330 g + α       |

\* 水銀重量の係数は旭川市の数値を用いました。

&lt;img alt="A promotional poster for the mercury thermometer and blood pressure gauge recycling campaign. It features a large thermometer and a blood pressure monitor. Text on the poster includes: 'ご家庭で眠っている水銀式の体温計・温度計・血圧計を 薬局店頭でモデル回収します!', '水俣条約採択!', 'わが国の取組のひとつとして、家庭で使用しなくなった水銀添加製品の正しい回収を促進していくことが必要です。今回、環境省のモデル事業として市内の薬局で水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計の回収を実施します。', '回収方法', '対象品目: 水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計', '回収期間: 平成29年 1月 4日(水) ~ 1月31日(火)', '回収場所: ポスターと緑色の回収BOXのある 薬局・薬店 市内(某薬師会会員)', '回収方法: 業務窓口付近にある 水銀体温計は回収BOXへ 水銀温度計・水銀血圧計は窓口へ', 'お問い合わせ先: 福山市清掃環境課廃棄物係 Tel: 084-928-1073 URL: http://www.koms.tokushima.jp/'/&gt;

## &lt;安芸薬剤師会&gt;

## 安芸薬市民公開講座

理事 皮間 壽美子

平成29年1月29日（日）に安芸区民文化センターで安芸薬市民公開講座が開催されました。演題は「どのように親孝行したらよいか」で、講師は医療法人社団長友会の畠野榮治先生でした。



薬局で日常業務をしていて、高齢者の割合が年々多くなっています。一人暮らしの方や、家族と暮らしていても、孤独状態の方も多く、話をする人や、話をする場所も少ないので、薬局に薬をもらいに来られた時に、悩みや不満を話して帰られる方がたくさんおられます。今回、畠野先生の話を聞いて、高齢者のおもいを少し理解できたかなあと思います。

高齢者の人口は、増加、加速している。安芸区内でも少し前までは、100歳以上の人には16名だったのに、現在61名になっているらしい。彼らの希望は、畳の上のの大往生、孤独死ではなく、家で死ぬという事を望んでいる。歩けなくなったり認知症をかかえた両親をどうしたら良いか？

人生いろいろある。老人の心理はさみしい。仕事がない。金がない。健康に不安。

先生の最初の診察では、家の中の状況がわからない。でも同意してあげる。声かけも「疲れたという前に疲れたでしょう」と、先に言ってあげる。

病院にこけて治療に来られる高齢者が、「嫁や孫に動くなと言われるのが一番いやです」と言われるらしい。言葉による身体の拘束。薬による拘束。動くなと言われる子供にそれを言うなと言いたい。頑張ってと言われるものいや。私は、頑張ってないわけないじゃない。そんな事言わないで。

畠野先生は、無理するなよ。みんなのために頑張ってこられた人達に一番輝いた時の事を聞いてあげる。渡辺淳一の著書「鈍感力」 ドンカンリョクになれ。

患者さんは、寝たきりになる恐怖感があります。娘さんには寝たきりになつたら見てもらえる、と考えています。息子さんは家にいない、飛躍している。見てもらえない。

老人は頑固です。頑固は裏を返せば、自分のやりたい

ことがある、意欲、元気なしです。すべてに否定的な言葉は使わない。食事・排泄・入浴等が出来れば自立とみなされます。

家族は、延命治療をするかしないか先に本人に聞いておきましょう。財産・葬儀の事も聞いておきましょう。

本人の願いは、いつまでも住み慣れた我が家にいたい。「老健の職員さんに」という題の詩のレタースライドを画面に流されました。今、14時間デイサービス（8時～22時）をされているところもあります。時々デイサービス…ずっと家…まれに老健というのが患者さんの理想です。なんとか家に住みつけますように。

**症例① 92才要介護度5→頭のみしっかりとしている。**

学生さんが研修に来られるが、いろいろしてくれて、「ありがとう」をたくさん言うのに疲れる。「ありがとう」と言われたい。畠野先生は、学生さんにそのような介護をするよう考えて下さいと指導されています。

高齢者に役割を与えるとよい。今の状態は、さみしくなる（失うもの）ばかりである。

介護現場で、兄弟が何人もいるのに、一人しか介護しないときの改善策として、他の兄弟に「親が会いたがってる」と言ってみるとよい。

団塊の世代の250万人がもうすぐ75歳以上になります。「親の要望をどこまで聞いたら良いか。いつも人にたまる。」という質問がありました。残されている人生短いのに。可能な事はすべてきてあげてよい。出来ていたのに出来なくなったのがストレスになる。依頼心の強い気持ちを自立心を起こさせる方向に向ける。役割を与えてやりたいことを見つける。気持ちを伝える方法を教える。その方法として、第三者に思いやりを持つ事を説明する。

認知症の人を否定しない。認知症に対して介護されていると思われたり、言うことに反対するとあばれる。人間関係を切る治療をする。本人を受け入れてあげる。否定しない→先にほめる。

みんなが、すべて良いという結果はあり得ませんが、相手を思いやるという事から、お互いが幸せになるとを考えます。老健に入所している人の詩に大変感動しました。貴重な講演ありがとうございました。



## 諸団体だより

### 広島県青年薬剤師会

会長 秋本 伸



第102回薬剤師国家試験1日目が行われた2月25日（土）、広島県青年薬剤師会は定例勉強会を開催しました。講師は鹿児島県から霧島市立医療センター薬剤部の岸本真先生をお招きしました。

岸本先生のご活躍は多岐にわたりますが、今回は「地域包括ケアシステムにおける求められる薬剤師とは？～がん治療・在宅関連～」との演題で、がん治療や在宅関連における服薬指導や先生の取り組み、業務におけるテクニックなどを中心としたお話をいただきました。非常に多くの情報が詰め込まれた内容盛りだくさんのご講演でした。

勉強会後には、岸本先生を交えて懇親会を行いました。会場はじぞう通り沿いにある「月のうさぎ」です。勉強会では聞けなかった薬剤師談義や先生の大好物のお話など拝聴し、遅くまで熱く盛り上がりました。



3月8日（水）は知っピン月イチ勉強会を開催しました。瀬野川病院の阪岡倫行先生に「統合失調症患者様へのアプローチ～薬剤師として理解し、接することを考える～」との演題でご講演いただきました。統合失調症患者に対して、薬剤師としてどう関わったらいいか悩んだ経験を持つ方は少なくないと思います。今回は、基本的な薬効や副作用の評価から、患者の状態や心理の理解、服薬指導のポイントをまとめていただきより実践的な内容についてお話ししていただきました。



5月21日（日）、定例勉強会を開催します。講師は日経ドラッグインフォメーションOnlineコラム「薬局にソクラテスがやってきた」でおなじみの山本雄一郎先生です。「広島県青年薬剤師会にソクラテスがやってきた～ひのくにノ薬局薬剤師の勉強法と『実践薬学』への軌跡～」との演題でご講演いただきます。すでに鹿児島や八戸で同様の勉強会をされており大好評！とのこと。是非、この機会にご参加ください。また、前日20日（土）には山本先生を交えて前夜祭を開催します。勉強会では聞けない話もあるかも。多くの方の参加をお待ちしております。

広島県青年薬剤師会では、今後多くの方に興味を持っていただけるような勉強会やイベントを企画しています。勉強会やイベントは、どなたでも参加していただけます。おトクに勉強会も参加でき、会報なども手に入る会員や準会員、学生会員も随時募集しています。詳しくは、勉強会やイベントの際にスタッフにおたずねいただぐか、ホームページやFacebook分室等へご連絡ください。

### 広島県青年薬剤師会 入会のご案内

#### ■広島県青年薬剤師会（青薬）の活動

- ・原則毎月第2水曜日に行っている「知っているとピン！とくる月に一度の勉強会」
- ・毎年2回程度行っている「定例勉強会」
- ・納涼会や忘年会、野球観戦イベントなどの懇親会
- ・広島県薬剤師会、広島市薬剤師会等への協力（区民まつり・子育て支援イベントなど）



(2017年2月25日・定例勉強会)



(2016年12月3日・忘年会)

#### ■会員資格

- ・正会員：県内に在住または勤務する40歳未満の薬剤師
- ・準会員：正会員以外の薬剤師（総会での議決権はありません）
- ・学生会員：薬学を専攻する学生（総会での議決権はありません）

#### ■会員特典

- ・会報の送付（勉強会の報告などがご覧いただけます）
- ・イベントへの優先的参加
- ・会員価格での各種勉強会への参加

#### ■会費

- ・年会費2,500円（会計年度は6月1日～翌年5月31日）、入会金500円
- ・学生会員は入会金500円のみ！年会費無料！

■お申し込みは…

- ・勉強会やイベントの際に直接
- ・広島県青年薬剤師会ホームページから（「@青葉」で検索すると最初にヒットします）

★★青葉スタッフ募集★★

運営スタッフも募集しています。興味がある方、まずはお気軽にご連絡ください。一緒に広島の若手を盛り上げていきましょう！

【応募資格】

- 40歳未満の薬剤師であること
- 広島県在住もしくは広島県内での勤務であること
- ※現時点では青葉会員でなくても可能（ただし採用後は要入会）



Facebookも要チェック！

広島県青年薬剤師会 勉強会のお知らせ

○5月定例勉強会

日 時：5月21日（日）10：00～

会 場：広島県薬剤師会館 4階ホール

テーマ：広島県青年薬剤師会にソクラテスがやってきた～ひのくにノ薬局薬剤師の勉強法と『実践薬学』への軌跡～

講 師：山本雄一郎 先生

参加費：青葉会員・学生会員無料（社会人入学は除く）  
非会員2,000円

懇親会開催のお知らせ

定例勉強会講師の山本先生を交えて勉強会前日に懇親会を開催いたします。会員・非会員関係なく参加していただけます。お誘い合わせの上、是非ご参加ください！

日 時：5月20日（土）

会場・会費は決まり次第  
ホームページ、Facebook  
分室等でご案内いたします。

※参加には事前申し込みが必要です。

ホームページ、Facebook等でご連絡ください。

広島県女性薬剤師会

会長 松村 智子



女性薬剤師会恒例の日帰り旅行、今回は3月5日（日）太宰府に行きました。朝7時半広島駅を出発のバス旅行です。今回は本物のバスガイドさんが付いていました。道中、さまざまなトリビアを話していただき、楽しくて全く寝かせてくれませんでした（笑）。昼食は太宰府天満宮の参道近くにある、古民家のレストラン「山菜日和・お茶々」で女子にはうれしいランチをいただきました。



当日は太宰府天満宮では満開の梅のなか曲水の宴が行われていました。私たちは、道真公にご挨拶をした後、九州国立博物館に行きました。学芸員の説明で常設展を鑑賞したあと、特別展「宗像・沖ノ島と大和朝廷」を見学しました。今年世界遺産に登録と言われている、宗像・沖ノ島と関連遺跡群の祭祀遺跡から出土された様々なものは、これがその当時の物？と思うほどの輝きがありました。自然を畏れ、大いなるものを尊敬してきたその生き方に、凛としたものを感じました。

バス旅行は、ちょっと遠かったかも・・ですが、疲れと一緒に楽しかった思い出をたくさん持って帰りました。次回はもう少し近場を計画していますので、ぜひ御一緒しましょう。

3月18日(土)エソール活動交流室ですすめ勉強会をしました。今回はわかもと製薬さんのご協力で「流行性角結膜炎」について、教えていただきました。伝染性のものと診断されると、院内感染をさせないためのマニュアルがあり、病院では厳戒態勢です。薬局ではどうでしょうか。もちろん眼科だけではないですが、危機管理をいつも意識していきたいです。



3月25日(土)エソール活動交流室で役員会をし、平成29年度のこれからを話し合いました。今年度もいろいろ楽しいことを企画していきます。どうぞご期待下さい。研修会は一斉送信でお知らせします。すすめ勉強会はアクティブラーニングにしたいと考えています。すすめ勉強会に参加希望の方はご連絡下さい。

女性薬剤師会初代会長の鈴木文枝先生が2月17日、107歳でご逝去されました。残念です。先生は90歳を超えてからも研修会に参加し、ご自身の研鑽に努めている姿私たちに示してくれていました。女性薬剤師会は先生の思いを大切にしていこうと思っています。合掌

## 広島県学校薬剤師会

### 平成28年度日本薬剤師会学校薬剤師部会 全国担当者会議

会長 永野 孝夫



上記大会が都道府県薬剤師会の学薬担当者100名の参加のもとで日本薬剤師会に於いて2月24日に開催され参加したので報告致します。

講演では、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課小出彰宏調査官から「学校薬剤師活動等に関する最近の話題」と題して講義を受けました。

学校環境衛生基準の一部改訂については、2月19日開催の広島大会でも触れていましたが29年度以降になるのか細部については未定です。

★温度 建築物衛生法、事務所衛生基準規則等を参考とし空気調和設備を設けている場合

- 温度は17度以上28度以下とする
- 「アスマン通風乾湿計を用いる」を「同等以上の温度、湿度を測定できるもの（0.5度目盛の温度計・乾湿球の湿度計）」へ

★浮遊粉じん 測定廃止

★学校における水泳プールの保健衛生管理の改定等について解説されました。

引き続き斎藤るみ学校給食調査官から「学校給食衛生管理等への学校薬剤師のかかわり方」と題して講演があり、学校薬剤師の積極的な取り組みが求められました。

最後に日薬学葉部会村松部会長から今期の部会活動、大会、研修会の開催、全国保健調査の実施、学校薬剤師の報酬に係わる調査、学校薬剤師支援DVDの発売等について説明されましたが詳細については、5月20日に開催を予定している県学校薬剤師会総会で資料を添えて説明いたします。



## 広島漢方研究会

### 3月月例会報告及び 慢性・難病フォーラムIN大阪のお誘い

理事長 鉄村 努



3月月例会では、1時限目に木原敦司先生（ウォンツ西条西店）が「漢方初級講座・肝の生理と病理の続き」と題して、春と血と肝の関係について中国の古書「素問」を引用して解説、また肝の治療に用いられる柴胡剤である柴胡桂枝湯や柴胡桂枝乾姜湯、柴胡加竜骨牡蠣湯などの配合生薬の違いや効能などについて講義されました。

2時限目は私が『頻尿・尿失禁と漢方薬』と題して、西洋医学的分類や東洋医学での考え方、処方される八味地黄丸や猪苓湯、五淋散、清心蓮子飲などの症例報告と漢方処方について解説しました。

3時限目は勝谷英夫先生（勝谷漢方薬局）が「生薬の鑑定をしましょう！」と題して、先生の薬局の生薬60種類を見本として袋に詰めて持参していただき、参加者ひとりひとりが60種類の生薬を鑑定して解答用紙に記入、最後に答え合わせをしました。参加者は「分からん、これはなに？」と首をかしげながら生薬をにらんでいました。ちなみに私は、毎日薬局で生薬を扱っており自信があったのですが、60生薬中12生薬を間違えてしましました！仕入れている生薬問屋によって生薬の色や刻み方が違うことを改めて認識させられました。60種類もの生薬見本を準備するのは大変だったと思います。勝谷先生、お疲れ様でした！生薬知識の実力を試す良い機会になり、参加者の方々も大変勉強になったことと思います。



4時限目は平野恵子先生（上野薬局）が『漢方の歴史後世方の要方解説～太平惠民和剤局方より』と題して、中国の宋時代（960～1279年）に刊行された国定処方集



「和剤局方」の歴史的背景と、掲載されている漢方処方である香蘇散、平胃散、二陳湯、四君子湯、四物湯などを解説されました。



“より深く漢方を学びたい、生薬をふれてみたい！”とお考えの方はオープン参加も可能（1日参加費3,000円・薬剤師研修シール3点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局：薬王堂漢方薬局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

**【初級講座の講義予定】 1時間目 9：30～11：00**

5月14日

『漢方基礎講座⑯ 脾の生理と病理の続き』

6月11日

『漢方基礎講座⑯ 一年間のまとめ』

広島漢方研究会の所属する（一社）日本漢方交流会が主催します「第15回慢性、難病フォーラム」が、平成29年5月28日（日）大阪コロナホテルにおいて「ストレス社会の漢方治療・ストレスによる胃腸疾患に対する東洋医学的治療」をテーマに開催されます。最初に基調講演としてシマヤ真鍋漢方薬局・琴平シマヤ鍼灸院 院長 真鍋立夫先生（薬剤師・鍼灸師）と、広中内科・漢方専門クリニック 院長 広中隆志先生（医師）が講演されます。後半は3名の話題提供者（医師1名・薬剤師2名）が症例報告などを発表して、コメンテーターを中心に討論会を行います。私も話題提供者の一人として『ストレスによる胃腸疾患に対する柴胡剤の症例』と題して、柴胡桂枝湯や柴芍六君子湯などを用いた症例を報告する予定です。詳細は日本漢方交流会ホームページでご確認ください。

**広島県医薬品卸協同組合**  
**<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>**



株式会社サンキ  
福山営業部 村卸 謙

皆様、新年度を迎えるかがお過ごしでしょうか？

新入社員という新たな仲間を迎え、環境が大きく変化し忙しくされている、もしくは少し落ち着いてきた頃合いでしょうか？様々な場所で、新入社員が先輩社員の仕事ぶりを熱心に学んでいる姿が見受けられるようになりました。先輩社員がテキパキと仕事をこなす姿を見て早く仕事をこなせるように頑張ろうと、新入社員研修を一生懸命受けていた時のことを思い出します。あの頃から少しは成長できたかなあと、その当時とは環境も大きく変わったなあ、と感じています。今回、このようなタイミングでバトンをいただきましたので、『変化』をテーマに真面目な話と日常の話について少し書かせていただきます。社会人5年目の若輩者ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年度末、C型肝炎治療薬の偽造医薬品問題により大きく揺れました。医薬品等の品質確保が崩れ、患者の元にまで届いてしまいました。この事実は、より流通を厳重にしている商品であるが故に、さらに衝撃を受けました。世界的な偽造医薬品の流通量は750億ドルにもなるとされ、これは日本の医薬品市場に匹敵するといわれています。日本には、偽造医薬品が出回らないという認識を改めなければいけません。当たり前ですが、今まで大丈夫だったからそのままで大丈夫なんてことはないということですね。安心な品質確保の為に、メーカー・卸・病院や薬局などで様々な工夫がされています。より良い環境を作る為にも、改めて気を引き締めて行かなければならぬ状況だと思っております。これからも、変化に

対応しなければならないのだと考えています。

本年度においては、薬価改定や診療・介護報酬ダブル改定などに向けて、大きな変化があります。薬剤師としての職務も大きく見直されてきています。それは、薬局や病院で働く薬剤師に限らず、卸で働く自分も同様だと思います。メーカーにおいても、様々な動きが見られています。大きく流れている環境を、しっかりつかまないといけないですね。

さて、真面目な話を書かせていただきましたが、ここからは緩く日常の話です。私事ではありますが昨年、息子が産されました。まだ1年も経っていませんが、子供の成長は著しいなあ、と実感しています。あつという間に首がすわり、ハイハイ、つかまり立ち。体重もいつの間にか産まれた時の倍以上あります。何かしらの変化が毎日あり、飽きない日々です。まだまだこれからが本番だと思うのですが（笑）。今から楽しみです。

息子が産まれた時に、土日も含めて1週間ほど育児休暇をいただきました。男性も育児休暇をとれる今の環境・職場に感謝です。何せ、夫婦で慣れない子育てにあたふた…そんなことが多々あります。ですが育児休暇の甲斐もあり、オムツ・ミルク等ひと通りのことは一緒に行うことができるようになりました。息子と関わる機会も増えていると思うのでより成長を感じることができます。

その他にも、変わったものがあります。環境はもちろんですが、考える目線が変化していました。例えば、友人の結婚式に招待された時のことです。息子が産まれる前は、自分の結婚式を思い出して、楽しかった準備が大変だったの懐かしく思うことがありました。息子が産まれてからは、両親の目線になることが多くあり、大きくなるまでに写真や思い出をたくさん残してあげたいという思いが強くありました。そう思い返した時、親になったんだなあと改めて認識しました。

仕事やちょっとした日常においても、変化がたくさんあると思います。これからも、変化を楽しんでいければと思います。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

# 所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。  
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。  
生活費の実費を補償するものではありません。

## 1口当たりの月払保険料

保険期間:2016年8月1日午後4時から2017年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

| 補償月額                  |         | 10万円                         |                |
|-----------------------|---------|------------------------------|----------------|
| 月<br>払<br>保<br>険<br>料 | タイプ     | Aタイプ<br>免責期間4日<br>入院のみ免責0日特約 | Bタイプ<br>免責期間4日 |
|                       | 15歳～19歳 | 790円                         | 630円           |
|                       | 20歳～24歳 | 1,160円                       | 920円           |
|                       | 25歳～29歳 | 1,280円                       | 1,030円         |
|                       | 30歳～34歳 | 1,480円                       | 1,270円         |
|                       | 35歳～39歳 | 1,790円                       | 1,570円         |
|                       | 40歳～44歳 | 2,160円                       | 1,940円         |
|                       | 45歳～49歳 | 2,560円                       | 2,290円         |
|                       | 50歳～54歳 | 2,990円                       | 2,640円         |
|                       | 55歳～59歳 | 3,210円                       | 2,820円         |
|                       | 60歳～64歳 | 3,380円                       | 2,940円         |

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成28年8月1日)の満年齢をいいます。

## おすすめ!

### 入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。  
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

**引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社**

## 制度の特徴

**1**

### 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間\*1を超えた場合に補償します。\*2

\*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



**2**

### 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



**3**

### ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。  
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



**4**

### 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」  
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

### ・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



### ・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



## ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落として便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

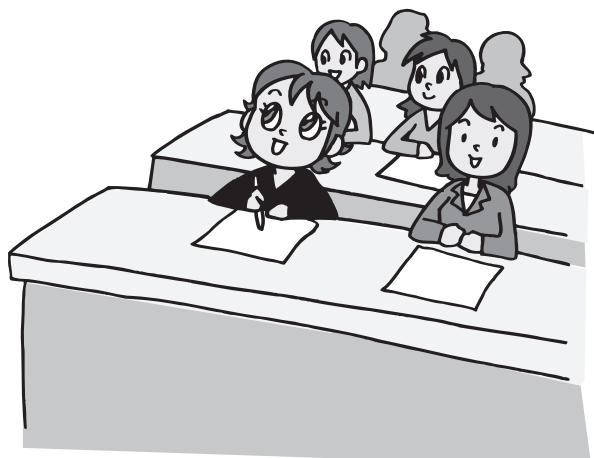
他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況  
平成29年3月末日現在 1,914名(内更新894名)

| 開催日時<br>研修内容・講 師                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 開催場所                                                                    | 主催者<br>問い合わせ先 | 認 定                                                                          | その他<br>(参加費等) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5月10日(水)19:15～20:45 尾道国際ホテル2F『慶安の間』<br>尾道市医師会生活習慣病関連講演会<br>座長:村上記念病院副院長 山辺瑞穂先生<br>19:15～20:00<br>特別講演1 『糖尿病治療におけるインフォームドチョイス～Weekly DPP-4阻害薬の有用性～』<br>演者:住友別子病院糖尿病内科科長 中村達先生<br>20:00～20:45<br>特別講演2 『聞いてすっきり！インクレチン関連薬のNew Album－疑問が判れば面白い～糖尿病治療の基礎知識－』<br>演者:岡山医療センター糖尿病・代謝内科医長 肥田和之先生<br>【JPALS研修会コード:34-2017-0027-101】 | 主催<br>尾道市医師会<br>尾道薬剤師会<br>武田薬品工業(株)<br><br>問い合わせ先<br>0848-44-7760       | 1             | 事前申し込み不要<br>参加費:尾道薬剤師会会員無料<br>非会員500円                                        |               |
| 5月12日(金)19:30～21:00<br>福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム<br>福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－<br>演題:漢方医学による便秘の治療(大黄剤)<br>講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師)<br>テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店)                                                                                                                                                          | 福山大学薬学部<br>084-936-2112<br>(5165)                                       | 1             | 受講料500円※事前予約は不要<br>アクセス:福山駅北口徒歩1分<br>※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。             |               |
| 5月13日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階<br>第505回薬事情報センター定例研修会<br>1)薬事情報センターだより<br>2)情報提供「前立腺肥大症に伴う排尿障害改善剤 ザルティア錠について」 日本新薬株式会社<br>3)特別講演「前立腺肥大症における薬物治療」<br>高橋泌尿器科・皮ふ科クリニック院長 高橋宏明先生                                                                                                                                                | (公社)<br>広島県薬剤師会<br>薬事情報センター<br>082-243-6660                             | 1             | 参加費:1,000円<br>※資料準備のため平成29年5月9日(火)までに当センターにお申し込みください。                        |               |
| 5月14日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館2階<br>第620回広島漢方研究会月例会<br>9:30～11:00 漢方初級講座⑯『脾の生理と病理の続き』木原敦司<br>11:00～12:30 『薬徵』甘草 解説:吉益東洞著<br>大塚敬節校注 吉本悟<br>13:30～15:00 『症例検討』講義:中島正光<br>15:00～16:00 細野史郎著『漢方医学十講』解説:菊一瓔子<br>※“漢方初級講座”を好評開催中です！奮ってご参加ください！                                                                                      | 主催<br>広島漢方研究会<br><br>問い合わせ先<br>テツムラ漢方薬局<br>082-232-7756                 | 3             | 参加費:広島漢方研究会会員無料、会員外(オープン参加)3,000円(学生1,500円)<br>事前の申し込みは不要です。<br>お気軽にご参加ください。 |               |
| 5月16日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館<br>福山支部シリーズ研修会<br>テーマ:「患者のQOLを守るー進歩する薬物治療」<br>演題:QOLの改善・薬物治療の進歩<br>要旨:最終回は、続々と登場してくる新規薬物治療システム、例えば「週1回型薬剤」や「SGLT2阻害剤」、「骨粗鬆症治療剤」、「癌免疫療法の新アプローチ」などを取り上げ、薬物動態と関連付けながらその仕組みや有用性について解説します。<br>講師:福山大学薬学部薬物動態学研究室 金尾義治教授<br>【JPALS研修会コード:34-2017-0010-101】                                    | (一社)<br>福山市薬剤師会<br>084-926-0588                                         | 1             | 研修費:一般1,000円                                                                 |               |
| 5月24日(水)19:00～20:30 尾道国際ホテル2階『瑞宝の間』<br>尾道市医師会学術講演会<br>19:00～19:15 製品紹介「リンゼス錠」アステラス製薬株式会社<br>19:15～20:30 座長:JA尾道総合病院消化器内科主任部長 小野川靖二先生<br>特別講演『便秘症(便秘型IBS)の最近の話題』<br>演者:横浜市立大学医学部医学教育学主任教授 稲森正彦先生<br>【JPALS研修会コード:34-2017-0028-101】                                                                                          | 主催<br>尾道市医師会<br>尾道薬剤師会<br>アステラス製薬<br>株式会社<br><br>問い合わせ先<br>0848-44-7760 | 1             | 事前申し込み不要<br>参加費:尾道薬剤師会会員無料<br>非会員500円                                        |               |

| 開催日時<br>研修内容・講 師                                                                                                                                                                                                                                                   | 開催場所                                                                           | 主催者<br>問い合わせ先 | 認定 | その他<br>(参加費等)                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月28日(日)13:00～16:00 広島県薬剤師会2階研修室<br>第23回薬塾広島研修会<br>講師:中川茂男先生<br>後援団体:広島市薬剤師会、尾道薬剤師会<br>関連団体:広島県薬剤師会                                                                                                                                                                | 主催<br>薬塾広島<br>問い合わせ先<br>電話&FAX兼用<br>0826-36-3030<br>担当:伊藤                      |               |    | 参加費:3,000円<br>事前申込み対応:お名前、所属、連絡先をお知らせください。                                                                            |
| 6月7日(水)19:00～20:45 尾道国際ホテル2F『慶安の間』<br>尾道市医師会学術講演会<br>19:00～19:15 情報提供 SGLT2阻害薬「カナグリ錠100mg」<br>田辺三菱製薬株式会社<br>19:15～20:45 特別講演<br>座長:JA尾道総合病院循環器科主任部長 森島信行先生<br>『循環器医がSGLT2阻害薬に期待すること～カナグリフロジンの有用性を含めて～』<br>演者:平光ハートクリニック院長 平光伸也先生<br>【JPALS研修会コード:34-2017-0029-101】 | 主催<br>尾道市医師会<br>尾道薬剤師会<br>第一三共株式会社<br>田辺三菱製薬<br>株式会社<br>問い合わせ先<br>0848-44-7760 | 1             |    | 事前申し込み不要<br>参加費:尾道薬剤師会会員無料<br>非会員500円                                                                                 |
| 6月9日(金)19:30～21:00<br>福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム<br>福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－<br>演題:小柴胡湯をめぐる諸問題(柴胡剖)<br>講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師)<br>テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店)                                                                                                    | 福山大学薬学部<br>084-936-2112<br>(5165)                                              | 1             |    | 受講料500円※事前予約は不要<br>アクセス:福山駅北口徒歩1分<br>※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。                                                      |
| 6月9日(金)18:45～20:45<br>TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前2F「ホール2A」<br>広島県病院薬剤師会精神科病院業務検討委員会学術講演会<br>18:45～19:00 情報提供「抗精神病薬 エビリファイ」<br>大塚製薬(株)学術課 梅野文育<br>19:00～20:30 特別講演『気分障害の日常臨床において、知っておくべきこと～適切な薬物療法を行うために～』医療法人みやざ静心会国見台病院<br>副院長 小田康彦先生<br>20:30～20:45 研修レポート記入          | 主催<br>広島県病院薬剤師会精神科病院業務検討委員会<br>問い合わせ先<br>FAX082-277-1008                       | 1             |    | ※軽食をご用意しています(事前申込者優先)。<br>※当日は参加費として広島県病薬会員500円、非会員1,000円を徴収させていただきます。<br>※参加希望の方は6月2日(金)までに草津病院薬局別所千枝までFAXにてご連絡ください。 |
| 6月11日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館2階<br>第621回広島漢方研究会月例会<br>9:30～11:00 漢方初級講座⑧『一年間のまとめ』木原敦司<br>11:00～12:30 『葉微』解説:吉益東洞著 大塚敬節校注 吉本悟<br>13:30～15:00 『勿誤葉室方函口訣』 講義:温肺湯より 山崎正寿<br>15:00～16:00 『茵ちん五苓散(散剤)の処方解説と製剤実習』<br>木原敦司<br>※“漢方初級講座”を好評開催中です！奮ってご参加ください！                  | 主催<br>広島漢方研究会<br>問い合わせ先<br>テツムラ漢方薬局<br>082-232-7756                            | 3             |    | 参加費:広島漢方研究会会員無料、会員外(オープン参加)3,000円(学生1,500円)<br>事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。                                              |





(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター

原田 修江、永野 利香

東京大学大学院薬学系研究科（育薬学講座）

澤田 康文

**【事例】**

**認知症高齢者グループホームの入居者に与薬する薬のうち、  
デパケンシロップのみ残薬が発生、散剤に変更して解消**

■処方内容は 67歳 女性

<処方1> 心療内科クリニック (変更前) 印字処方

|              |      |      |        |      |
|--------------|------|------|--------|------|
| デパケンシロップ5%   | 4 mL | 1日2回 | 朝夕食後   | 30日分 |
| リボトリール細粒0.1% | 1 g  | 1日2回 | 朝夕食後   | 30日分 |
| ロゼレム錠8mg     | 1錠   | 1日1回 | 睡前（粉碎） | 30日分 |
| ルネスタ錠2mg     | 1錠   | 1日1回 | 睡前（粉碎） | 30日分 |

※一包化の指示あり。

<処方2> 内科クリニック 印字処方

|                |       |      |      |      |
|----------------|-------|------|------|------|
| アスパラカリウム散50%   | 0.9g  | 1日3回 | 毎食後  | 28日分 |
| エブランチルカプセル15mg | 3カプセル | 1日3回 | 毎食後  | 28日分 |
| ウブレチド錠5mg      | 1錠    | 1日1回 | 朝食後  | 28日分 |
| ネシーナ錠25mg      | 1錠    | 1日1回 | 朝食後  | 28日分 |
| メトグルコ錠250mg    | 3錠    | 1日3回 | 毎食後  | 28日分 |
| マグミット錠330mg    | 2錠    | 1日2回 | 朝夕食後 | 28日分 |

※エブランチルカプセルは脱カプセル、錠剤は粉碎し、一包化。マグミット錠は別包。

<処方3> 心療内科クリニック (変更後) 印字処方

|              |    |      |        |      |
|--------------|----|------|--------|------|
| デパケン細粒20%    | 1g | 1日2回 | 朝夕食後   | 30日分 |
| リボトリール細粒0.1% | 1g | 1日2回 | 朝夕食後   | 30日分 |
| ロゼレム錠8mg     | 1錠 | 1日1回 | 睡前（粉碎） | 30日分 |
| ルネスタ錠2mg     | 1錠 | 1日1回 | 睡前（粉碎） | 30日分 |

※一包化の指示あり。下線部が変更箇所。

### ■何が起こったか？

- 認知症高齢者グループホーム（以下、「施設」という。）の入居者に与薬する薬のうち、デパケンシロップのみ残薬が生じていた。グループホームでの与薬状況を確認すると、デパケンシロップは液剤であり配薬BOXに1回分ずつ分けて入れることができないため散剤とは別の場所に保管されており、介助者がたまに与薬し忘れていた。デパケンシロップを細粒剤へ剤形変更して一包化したところ、残薬が生じなくなった。

### ■どのような経緯で起こったか？

- 患者は、脳梗塞後にアルツハイマー型認知症を発症し、1年4か月前より当該施設に入居している。半身麻痺のため、トイレや風呂などの介助が必要であるが、食事はトロミ剤を利用して介助なしでできる。認知症高齢者の日常生活自立度ランクはIV<sup>注)</sup>と判定されている。  
注）ランクIV：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- 患者は、アルツハイマー型認知症の他に、糖尿病、便秘症、神経因性膀胱炎、てんかん、不眠症などがあり、心療内科クリニックから＜処方1＞が、内科クリニックから＜処方2＞が継続して処方されていた。
- 通常、当該薬局では、施設に入居中の患者の薬は、施設長に確認してもらった後に、患者ごとの薬保管カゴ（図1）に入れている。また、患者毎のチェックシートを作成し、服薬状況などを管理している。
- 施設での薬の管理は、担当の看護師・介護士が行っている。保管カゴの薬を患者専用の配薬BOX（図2）に1週間分ずつ朝・昼・夕・就寝前に予め分類し、服用時に患者に渡している。当該患者の薬については、デパケンシロップは液剤であり配薬BOXに1回分ずつ分けて入れることができないため、食堂の所定の棚に置き、担当の看護師・介護士が1回ごと計量して患者に渡していた。
- これまで特に問題なく服用されていたが、今回はデパケンシロップだけが2～3日分残っていた。



図1 患者ごとの薬保管カゴを入れた棚



図2 患者専用の配薬ケースの収納場所（左）と配薬ケース（右）

## ■どうなったか？

- ・医師に、デパケンに関する本トラブルを説明して、デパケンをシロップ剤から散剤に変更するとともに、服用時点が同じリボトリール細粒0.1%と一包化することを提案した。
- ・提案が了承され、リボトリール細粒0.1%と一包化＜処方3＞したことにより、全ての薬が配薬BOXに配置することができ、デパケンの与薬忘れはなくなった。
- ・服薬介助を行う看護師および介護士からは、服薬介助の負担が軽減したと喜ばれた。
- ・医師からも残薬が解消されて感謝された。
- ・剤形変更にともなって患者の健康への影響は、幸いにもなかった。

## ■なぜ起こったか？ 何が問題か？

- ・デパケンシロップは、服用時に計量する必要があり、予め配薬BOXに服用時点ごとに分けることができなかった。看護師・介護士は、患者が食事をする食堂にある棚に置いていたほうが忘れにくいと判断し、デパケンシロップのみ通常の薬の配置場所から移動していた。しかし、他の薬と別の場所に置くことは、与薬を忘れる可能性があった。業務が繁忙なときは、特にその可能性が高かった。
- ・看護師・介護士は、薬剤師に相談をすることなくデパケンシロップの配置場所を変更していた。また、変更後の報告もしていなかったため、他に与薬忘れの対処法があることを知らなかった。薬剤師が剤形変更を提案したことにより、デパケンの与薬忘れはなくなり、看護師・介護士の負担も減少した。

## ■今後二度と起こさないためにどうするか？ 確認事項は？

(看護師・介護士の立場)

- ・薬について困ったことがあれば、どんな些細なことでも薬剤師に相談をする。薬剤師が相談を受けていれば、与薬忘れが起こる前に剤形変更の提案をすることができた。
- ・冷所保存する薬がある場合など複数の場所で薬を保管する必要がある場合は、記憶に頼らず、患者ごとの医薬品管理カードを作成して配薬BOXに入れておくなど、与薬忘れを防ぐ対策を行う。

(薬剤師側の立場)

- ・看護師・介護士に、薬について困ったことがあれば、どんな些細なことでも直ぐに薬剤師に相談をするように、繰り返し伝える。

## ■特記事項は？

### ・医療事故情報収集等事業（公益財団法人 日本医療機能評価機構）

本報告システムには、“デパケンシロップ与薬忘れ”事例が9例報告されている。そのうちの1例では、入院中の10歳代の女性に朝食後に投与するデパケンシロップの与薬を忘れた結果、9時半頃から小さなかれんが起きたことが報告されている。

また、与薬忘れの要因の一つとして、今回の事例と同様にデパケンシロップの保管場所が他の内服薬と異なっていたことが、複数の事例で挙げられている。

### ・デパケンシロップ（バルプロ酸）の血中濃度推移

デパケンシロップの有効成分であるバルプロ酸の薬物動態はデパケン錠と同等<sup>1) 2)</sup>であり、そのため、シロップ剤の添付文書<sup>3)</sup>には錠剤のデータが記載されている。

デパケン錠を1回600mg食後投与時のバルプロ酸の血中濃度<sup>3)</sup>は、Cmax 約50μg /mL、Tmax 約3.5時間、T<sub>1/2</sub> 約8時間である(図3)。T<sub>1/2</sub> が短いため、血中濃度の日内変動が大きく、バルプロ酸の治療上有効な血中濃度(40～120μg /mL)を維持するために、デパケンシロップは1日2回朝夕に投与するよう定められている。通常、投与8～10時間後にはバルプロ酸の血中濃度は治療上有効な濃度以下になるため、前述の“デパケンシロップ与薬忘れ”事例のうち、1事例は1回与薬忘れをしただけでけいれんが起きたことも領ける。

一方、バルプロ酸の血中蛋白結合率は90%以上<sup>3)</sup>と高く、およそ100μg/mL以上の濃度では結合が飽和する<sup>4)</sup>。分布容積は0.1~0.4L/kg<sup>3)</sup>と小さく、ほぼ細胞外液に相当するため、血中バルプロ酸の濃度が高くなると蛋白と結合できない遊離型のバルプロ酸が増え、遊離型バルプロ酸は血中から組織に移行しやすくなる。その結果、バルプロ酸は投与量が増加すると血中濃度は上がらなくとも組織中の遊離型バルプロ酸濃度が高くなり、効果の発現は大きくなり、副作用も発現しやすくなる<sup>5)</sup>。バルプロ酸の中毐域は、個人差もあるが、200μg/mL以上と推定されおり、治療上有効域と近いため、投与量は慎重に調整する必要があるといわれている<sup>5)</sup>。

#### ・バルプロ酸の高齢者への投与

高齢者では、一般的に、遊離型バルプロ酸濃度が増加する傾向にある<sup>6)</sup>。その要因としては、少なくとも、血中蛋白量の低下と薬物代謝能の低下の2つが関与していると考えられている。そのため、高齢者では、血中濃度より示唆される以上に効果が出やすく、ひいては副作用を発現しやすく、バルプロ酸の投与は低用量より開始したほうが良いと考えられている<sup>7)</sup>。本事例では、通常1日400~1,200mgを1日2~3回に分けて投与するところ、1日200mgを1日2回に分けて投与し、てんかん症状は良好にコントロールされていた。

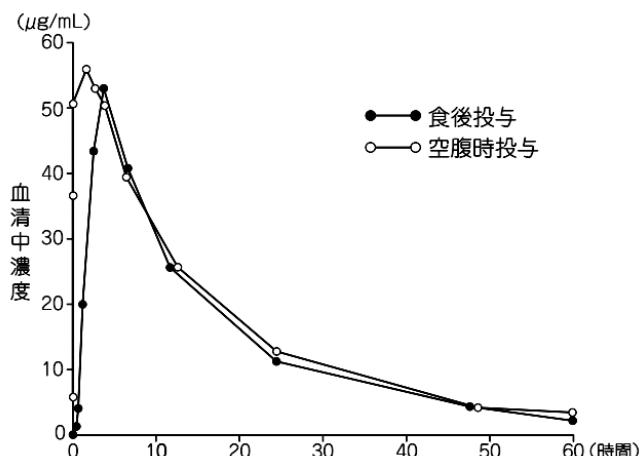


図3 健常成人8名にデパケン錠(200mg)を1回3錠(600mg)経口投与した場合の血清中バルプロ酸濃度の推移<sup>3)</sup>

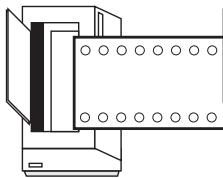
#### <参考資料>

- 1) 全田 浩、他：信州医誌, 32 (5), 479-486, 1984
- 2) 中尾 孝彦、他：新薬と臨床, 32 (2), 145-150, 1983
- 3) デパケン®シロップ5%添付文書
- 4) Gómez B. M. J., et al. : J. Clin. Pharm. & Ther., 18, 191, 1993
- 5) 菅野 疊 : Credentials, 2 (6), 10-14, 2009
- 6) Perucca E., et al. : Br. J. Clin. Pharmacol., 17, 665-669, 1984
- 7) 神經治療学 29 (4), 457-479, 2012

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センター（原田・永野）までご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス di@hiroyaku.or.jp〉



## 薬事情報センターのページ



原田 修江

### 「広島県薬剤師会モバイルDI室事業」へのご協力のお願い

本会では、(公社)日本薬剤師会(以下、「日薬」という。)が平成24・25年度にモデル事業として実施した「モバイルDI室事業」に参加し、モデル事業終了後も継続して行っています。モバイルDI室事業は、薬局プレアボイド<sup>注</sup>を含む薬局ヒヤリ・ハット事例を、医薬品の適正使用ならびに医療安全に活かすための取組みです。薬剤師会薬事情報センター職員が会員薬局を訪問して事例を収集することから、モバイル(動く)DI室と名付けられました。

薬局には、そのままでは埋もれてしまう薬局プレアボイドを含む薬局ヒヤリ・ハット事例が数多くあります。モバイルDI室事業では、収集した薬局ヒヤリ・ハット事例について、起こった経緯や原因などを詳細に調査・解析し、さらに薬学的考察を加えて医薬品適正使用・育薬に有用な「事例に基づくDI教材」(以下、「DI教材」という。)としてまとめます。これまで本会で作成したDI教材は、自己研鑽や薬局内での研修などに利用できるように、本誌に連載(82ページ参照)するとともに、本会ウェブサイト(会員専用)にも掲載しています。また、昨年6月からは、日薬ウェブサイト(会員専用)にアーカイブし、全国の会員に公開しています。最近は、本会では薬局ヒヤリ・ハット事例のなかでも薬局プレアボイドを中心に収集しています。薬局プレアボイドは、薬局薬剤師の活動を記録として残すためにも有用であると考えるためです。

さて、本会では、本誌2017年1月号(No.267)でご紹介いたしましたように、「平成28年度第1回薬事情報センター機能強化等のための検討会」において、DI教材の量と質のさらなる向上を目指して、県内4大学の薬学部の先生方に、モバイルDI室事業にご協力をいただくことになりました。ご協力くださるのは、木村康浩先生(安田女子大学薬学部教授)、三宅勝志先生(広島国際大学薬学部教授)、木平孝高先生(福山大学薬学部講師)、岡本知子先生(広島大学院医歯薬保健学研究院漢方診療学助手)です。

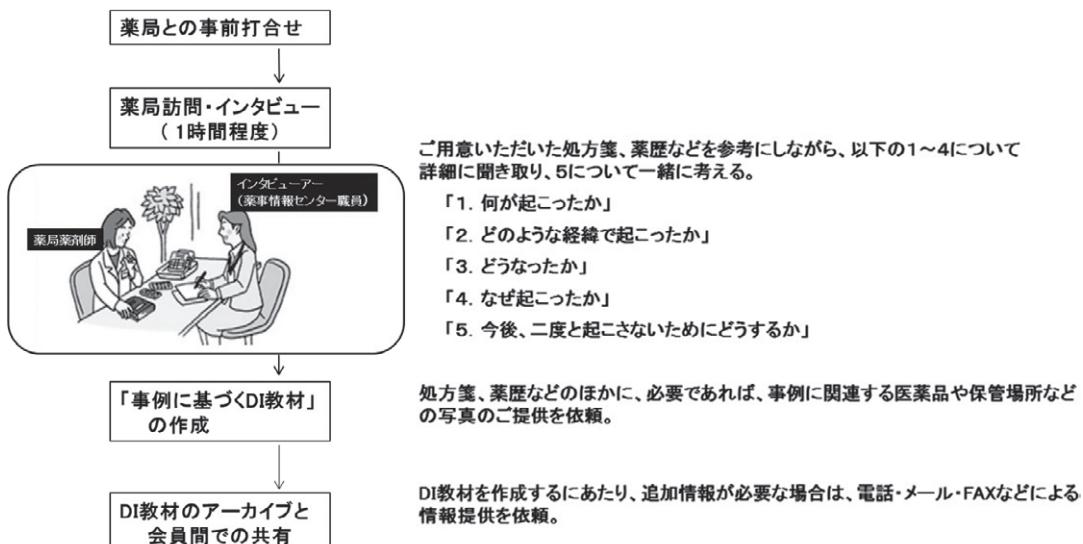
本事業は、薬学生の教育の観点からも有用と考えられます。そのため、今後は、薬事情報センター職員だけでなく、大学の先生方も薬学生とともに薬局プレアボイドを収集させていただくことになります。会員の先生方にはご多用とは存じますが、本事業へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、事例の対象者や医療関係者、事例提供にご協力をいただいた薬局および薬局関係者に関する個人情報については、匿名化などの配慮をし、万全の注意を払い取り扱うことを申し添えます。

注: 薬局プレアボイド

薬局薬剤師が患者基本情報を適確に収集し、適正な処方チェック・薬学的患者ケアを実践して有害反応、治療効果不十分、精神的不安、経済的損失等を回避あるいは軽減した事例

#### 「モバイルDI室事業」のフローチャート



公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター（ウェブサイト）もぜひご利用ください。

- ◆ 医療用医薬品の新発売、効能追加等の情報
- ◆ 薬事情報センター定例研修会 情報
- ◆ モバイル(動く)DI室 (PDF)
- ◆ 資料箱(当センター作成の各種資料のPDF)
- ◆ 過去定例研修会資料 (PDF)
- ◆ 薬価基準収載医薬品情報 (PDF) など、随時更新しております。

くわしくはこちらまで ➤ <http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>

QRコードが  
便利です



### 薬事情報センター ウェブサイト 更新情報 (2/4 ~ 4/12)

| 更新日  | 内容                 | 詳細                                                                                                                                                                                                |
|------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2/13 | ・過去定例研修会資料 (2月定例)  | (1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.340<br>(2) 【ニュース】薬事関連情報 (1/12~2/8)<br><別添> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年10月、11月><br>(3) 要指導医薬品 (平成29年1月20日更新)<br>(4) 第一類医薬品 (平成29年1月20日更新)                               |
| 2/15 | ・医薬品情報             | 新発売 『ベムリディ錠25mg』                                                                                                                                                                                  |
| 2/17 | ・医薬品情報             | 新発売 『キイトルーダ点滴静注20mg/同点滴静注100mg』、『パーサピブ静注透析用2.5mg/同静注透析用5mg/同静注透析用10mg』、『ジメンシー配合錠』、『テクフィデラカプセル120mg/同カプセル240mg』                                                                                    |
| 2/23 | ・医薬品情報             | 新発売 『モゾビル皮下注24mg』                                                                                                                                                                                 |
| 2/27 | ・医薬品情報             | 新発売 『アセリオ静注液1,000mg/バッグ』                                                                                                                                                                          |
| 3/2  | ・医薬品情報             | <会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年12月>について<br>新発売 『オテズラ錠10mg /同錠20mg /同錠30mg』                                                                                                              |
| 3/6  | ・医薬品情報             | <会員専用ページ>社会保険診療報酬支払基金 審査情報提供事例について<br>効能・効果の追加 『レプラミドカプセル2.5mg/同カプセル5mg』、『マキュエイド硝子体内注入40mg』、『オゼックス細粒小児用15%』<br>小児の用法・用量追加 『エポプロステノール静注用0.5mg「ACT」/同静注用1.5mg「ACT」』                                 |
| 3/8  | ・医薬品情報             | <会員専用ページ>薬事・食品衛生審議会において公知申請に係る事前評価が終了し、薬事承認上は適応外であっても保険適用の対象となる医薬品<br>新発売 『リアメット配合錠』                                                                                                              |
| 3/13 | ・過去定例研修会資料 (3月定例)  | (1) 「使用上の注意」の改訂について (平成29年2月14日付)<br>(2) 薬価基準収載医薬品 平成29年2月15日付<br>(3) 【ニュース】薬事関連情報 (2/9~3/8)<br><別添> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年12月>                                                         |
| 3/23 | ・医薬品情報             | 新発売 『リンゼス錠0.25mg』                                                                                                                                                                                 |
| 3/24 | ・モバイルDI室<br>・医薬品情報 | No.18<br><会員専用ページ>ベンゾジアゼピン受容体作動薬の依存性について<br>新発売 『オビドレル皮下注シリンジ250μg』                                                                                                                               |
| 3/27 | ・医薬品情報             | 効能・効果の追加 『ソバルディ錠400mg』、『レベトールカプセル200mg』、『コペガス錠200mg』、『ゾレア皮下注用75mg/同皮下注用150mg』、『オブジーボ点滴静注20mg/同点滴静注100mg』、『ベリナートP静注用500』、『ノベルジンカプセル25mg/同カプセル50mg/同錠25mg/同錠50mg』<br>小児の用法・用量の追加・変更 『タミフルドライシロップ3%』 |
| 3/31 | ・医薬品情報             | 効能・効果の追加 『シンポニー皮下注50mgシリンジ』、『ステラーラ皮下注45mgシリンジ』                                                                                                                                                    |
| 4/4  | ・医薬品情報             | <会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<第16回集計報告><br><共有すべき事例 2017年1月>について                                                                                                                                    |
| 4/5  | ・医薬品情報             | 効能・効果の追加 『オプチレイ350注20mL(血管用)/同350注50mL(血管用)/同350注100mL(血管用)/同350注シリンジ100mL(CT用・血管用)』                                                                                                              |
| 4/11 | ・医薬品情報             | <会員専用ページ>薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドラインの公表について                                                                                                                                                     |

# お薬相談電話 事例集 No.105



薬事情報センター 胡明 史子

## 糖尿病黄斑浮腫に対する抗VEGF薬の硝子体内注射について

**Q.** 主人が糖尿病黄斑浮腫で、眼科で注射をしてもらっています。毎月5万円かかります。今50代なので、残りの人生何十年も毎月5万円払い続けると思うと不安です。最初の3か月はルセンティスで、今月はアイリーアでした。これらの薬が認可される前は保険適応外のアバスチンという薬が使われていたと聞いたのですが、アバスチンにはどういった副作用があるのでしょうか？もし、副作用に大差がないなら、薬代が安いアバスチンに変えてもらえないかと思っています。（50代女性）

**A.** アバスチン<sup>\*1</sup>は、適応外疾患に対する硝子体内投与例において、網膜剥離、眼内炎、硝子体出血、網膜出血等の眼障害があらわれること、また海外において、心筋梗塞、脳卒中等があらわれることが報告されています。ルセンティス<sup>\*2</sup>とアイリーア<sup>\*3</sup>にも同様の副作用の可能性がありますが、アバスチンは適応外であるため副作用の発現頻度など詳細な情報がなく比較が難しいところです<sup>\*4</sup>。経済的負担が少ない<sup>\*5</sup>ということで、医師の裁量のもと、アバスチンが糖尿病黄斑浮腫や加齢黄斑変性などに対して用いられる場合もあるようですが、今後の治療に関しましては、眼科の先生とよくご相談いただけたらと思います。

\* 1：アバスチン点滴静注用（ベバシズマブ）：抗VEGF作用を有する抗悪性腫瘍剤

\* 2：ルセンティス硝子体内注射液（ラニビズマブ）：眼科用VEGF阻害剤

\* 3：アイリーア硝子体内注射液（アフリベルセプト）：眼科用VEGF阻害剤

\* 4：米国で行われた新生血管を伴う加齢黄斑変性に対するラニビズマブとベバシズマブとを比較した試験では、投与後1年時点の視力改善については有意差が見られず、重篤な有害事象発生率についてはベバシズマブ群がラニビズマブ群の1.29倍だがさらなる検証が必要と結論しています。（The CATT Research Group. N Engl J Med 2011; 364: 1897-1908）

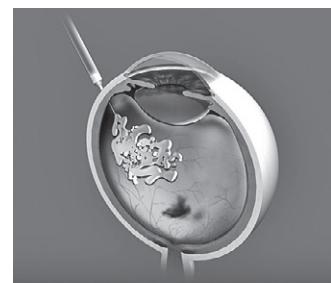
\* 5：ルセンティス、アイリーアは保険診療で1割負担としても1回1万5千円程度、3割負担では約5万円なのにに対し、アバスチンは薬剤費を全額自己負担分として数千円以内。

### 【補足】

糖尿病黄斑浮腫、加齢黄斑変性などの眼内血管新生疾患の発症、進行には血管内皮細胞増殖因子（VEGF）が大きく関与していることが知られており、抗VEGF薬を眼内に注射（硝子体内注射）することで、眼内血管新生の進行、活動性を低下させ、視力を改善・維持することができると報告されています。

しかし、抗VEGF薬は根治療法ではなく、継続的投与が必要であり、投与に際しては常に全身および眼局所の副作用の危険性が伴います。長期にわたる治療の継続は、患者及び医療機関側の精神的、肉体的及び医療経済的な負担が大きく、治療の中止を招く場合もあることから、費用対効果に配慮した治療が求められています。

図：硝子体内注射



© Japanese Ophthalmological Society

【参考資料】製品添付文書およびインタビューフォーム、日本医事新報No.4702、日経メディカルNo.524、

病気とくすり2016（南山堂）、眼科高額薬剤について | 日本眼科医連盟、

[http://www.gankairenmei.jp/activity/20161124\\_5.pdf](http://www.gankairenmei.jp/activity/20161124_5.pdf)および

[http://www.gankairenmei.jp/activity/20161124\\_6.pdf](http://www.gankairenmei.jp/activity/20161124_6.pdf)（参照 2017-3-21）、

[http://www.nichigan.or.jp/public/disease/momaku\\_karei.jsp](http://www.nichigan.or.jp/public/disease/momaku_karei.jsp)（参照 2017-3-21）

# 医薬品・医療機器等 安全性情報

No.341

Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.341

厚生労働省医薬・生活衛生局

## No.341 目次

|                                                           |    |
|-----------------------------------------------------------|----|
| 1. レブラミド・ポマリスト適正管理手順<br>(RevMate) の改訂について                 | 3  |
| 2. 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の<br>実態把握に関する研究について                  | 6  |
| 3. 使用上の注意の改訂について（その282）<br>①ヒドロキシジン塩酸塩、②ヒドロキシジンパモ酸塩 他（1件） | 12 |
| 4. 市販直後調査の対象品目一覧                                          | 13 |
| （参考資料）「急性腎障害」の用語について                                      | 16 |

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対し情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ (<http://www.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



登録はコチラ



平成29年(2017年)3月 厚生労働省医薬・生活衛生局

### ◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)  
03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756  
(Fax) 03-3508-4364

# 検査センターだより



後藤 佳恵

検査センターだよりを読んでいただいている方々の多くが、医薬品に携わっていらっしゃることだと思います。そんな皆様方のバイブルといえば何を思い浮かべますか?。色々あるとは思いますが、日本薬局方が浮かんだ方はどのくらいいらっしゃるでしょうか?

実務実習で検査センターに見学に来られる薬学部の学生さんに「局方を開くことがありますか?」と聞くと、皆さんほぼ一様に首を横にります。検査センターでは、医薬品の局方試験の依頼や、薬局製剤の試験の依頼があるので、試験法を調べるために局方は普段の業務には必需品です。でもやっぱり隅から隅まで通読なんてことはまずできません。そんな積読に近い第17改正日本薬局方ですが、雑学っぽく調べてみました。

まずは厚生労働省のHPより、日本薬局方は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条により、医薬品の性状及び品質の適正を図るため、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めた医薬品の規格基準書です。日本薬局方の構成は通則、生薬総則、製剤総則、一般試験法及び医薬品各条からなり、収載医薬品については我が国で繁用されている医薬品が中心となっています。これは言わずもがなですね。

では初版はというと、明治憲法発布の3年前、明治19年に発行されました。当時は収載された医薬品各条数は468品目、国定薬局方としては東洋では最初、世界では第21番目だったそうです。その後医薬品の開発、試験技術の向上に伴って改訂が重ねられ、現在は平成28年公布の第17改正が最新版で、1,962品目が収載されています。

その平成28年は日局公布130周年の年でもありました。また公布100周年の時には構造式とカプセルと錠剤の図柄の記念切手も発行されています。

最初は局方はオランダ薬局方を軸に欧米の薬局方を参考にまとめたものでしたが、戦後最初の改正となった第6改正は、アメリカ薬局方に準拠し昭和26年に公示されました。

各国の薬局方は、Apotheek(オランダ語)、Pharmacopoeia(ラテン語)、Pharmacopoeia(英語)、Pharmacopeia(米語)ですが、語源はギリシャ語の「薬」と「作り方」に由来するといわれています。また日本における「局方」という名前の由来は、江戸中期の蘭方医、中川淳庵(1739-1786)がオランダ薬局方「アポテーキ(Apotheek)」を「和蘭局方」と訳したのが、その言葉の始まりだとされています。もともと「局方」という言葉は中国宋代(1078-85)に刊行された協定処方集『(太平惠民)和剤局方』に倣ったものだとされています。その「和剤局方」は日本に平安末期に伝わり、漢方製剤の適応症、薬剤名、処方量、調製法、用法用量などについて詳述され、江戸時代から明治初期まで利用されていたもので、ずいぶん以前から使われていた名前だったようです。

17局には「無菌とは」「滅菌とは」「無菌操作とは」等、無菌関連の用語の定義も新たに記載されました。局方は厚生労働省のHPからダウンロードして見ることができます。14局から見ることができ、しかも英文版も公開されているため興味のある方は是非聞いてみては。

でも、もしあ手元に書籍があれば、積読だけではもったいない分厚いバイブルではないかと思います。

参考文献：くすりの博物館エーザイ(株) HP (日本薬局方の歴史)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(Pmda) HP

厚生労働省HP

## ひろしま桔梗研修会 平成28年度 第3回研修会報告



神戸薬科大学同窓会広島支部 只佐 宣子

日 時：平成29年2月26日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

今回は、添付文書に記載されている半減期や血中濃度などの薬物動態値の活用法について、神戸薬科大学臨床特命教授の韓秀妃先生にご講演していただきました。



薬物動態学は医師や看護師とは違う薬剤師の視点からみた分野であり、添付文書からどのような薬物動態を示すか解析することで、副作用を軽減したり、いつ服用すれば最も効果が高いかなどを予測することができます。憶えておくべき薬物動態値として薬物速度過程、分布容積、薬物クリアランス、尿中未変化体排泄率、消失半減期、消失速度定数の6つを示していただき、これらを利用して求める薬物動態式や利用方法についてわかりやすくお話ししていただきました。

例えば、薬物速度過程は、体内から薬物の消失の仕方を示すもので、最高血中濃度や消失半減期から線形に消失するか非線形に消失するかがわかります。線形に消失する場合は、投与量は比例式で求めることができます。現在飲んでいる抗てんかん薬の投与量で時々発作が起こっているならば、現在の投与量と血中濃度から目標血中濃度となるよう投与量を求め、発作が起きない投与量の提案ができます。もし、非線形であれば、增量により効きすぎていないか、副作用は出でていないかなどに注意する必要があります。

また、薬の排泄経路について添付文書に明確な記載がない場合は、尿中未変化排泄率と分配係数から腎排泄薬物か肝代謝薬物か見分けることが出来ます。腎排泄型の場合は、血清クリアチニン値からクリアチニンクリアランスを求め、尿中未変化体排泄率を用いた式から腎機能

に合わせた投与量を求めることができます。

そのほか、消失半減期と投与回数から定常状態がある薬かない薬かがわかり、定常状態がある場合は定常状態到達時間や薬物消失時間が消失半減期から求められるなども学びました。

しかし、全ての薬が薬物動態のみで論ずることは出来ないそうです。その代表例がコニール®錠です。コニール®錠は、半減期が2時間であり、計算上は約12時間で薬効がほとんどなくなるはずですが、1日1回投与でよい薬です。これは、細胞膜への移行性の高さとCaチャネルのDHP結合部位への結合の強さから、薬物血中濃度に相関せず作用の持続性を示すためであり、これらの情報も添付文書の作用機序の欄に記載があることから、添付文書を確認することは大切です。

講義のあとは、例題を用いて自分達で薬物動態値の活用に挑戦です。症例から、どの薬物動態値や薬物動態式を利用するか考えながら、問題を解いていきました。

今回の勉強会を通じて、改めて添付文書やインフォームには、活用すべき薬物動態値が沢山あり、これらを利用することで具体的な提案ができる事を知りました。薬物動態値を読み解いて説得力のある情報提供は薬剤師の強みです。今回学んだことを医師への処方提案や患者指導に活用していきたいと思います。



# Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

## 突然やってきた長期休暇

広島支部 宮本 一彦

「薬剤師の休日」の原稿依頼がきた。

休日の殆どは薬局で雑務をしたり、研修会に行ったりして趣味がない私に休日の過ごし方など寄稿できるわけがない、本当に困った。

だが趣味と言えるかどうかわからないが、年に数回ゴルフをすることがある。去る1月2日も高校の友人達と竹原市のゴルフコースでラウンドした。

スタート1番ホールでのティーショットは少し左方向に向かったが会心の当たりだった。しかしその瞬間、目の前に墨汁をまき散らしたような黒い浮遊物が無数に飛んでいた。

18ホールを終え、車で自宅までたどり着いた頃にはその黒い浮遊物は小さな黒いゴミに変化し視界中を一定間隔で浮遊していた。翌日は自宅で普通に過ごし、1月4日の仕事始めもその黒い浮遊物と共に薬剤師業務を普段通りに行つた。

そして翌1月5日近くの眼科が診察を開始したので受診した、診断名は右裂孔原性網膜剥離。そのまま広大病院に紹介され即手術（硝子体茎頭微鏡下離断術・水晶体再建術）となった。約1時間半の手術を終えた頃は夜の8時半を過ぎていた。

翌1月6日（2日目）眼帯が外れた、しかし右目は全く見えなかった。それから退院する12日（8日目）まで1日中（就寝中も）下向き（うつ伏せ）で過ごす生活が続いた。もちろん読書などできない、専らスマホで音楽（落語、浪曲、漫才）を聴いていた。退院日の右目は上方からほんの少し光がさして見える程度だった。

そして22日（18日目）まで自宅で過ごし、やっと1月23日月曜日から仕事復帰することができた。

この間私は、目が見えにくい生活者（弱視者）の実体験をすることができました。まず壁のスイッチが見えない、特にトイレのスイッチは暗くて片目で探すのが困難。そしてスイッチの位置が高すぎる、日本の家屋は床から120センチの高さにスイッチが設置されているが我が家は60センチに設置しているので助かった。視界が狭いと音に頼る生活になる、散歩もしたが後ろから来るプリウスは恐怖。

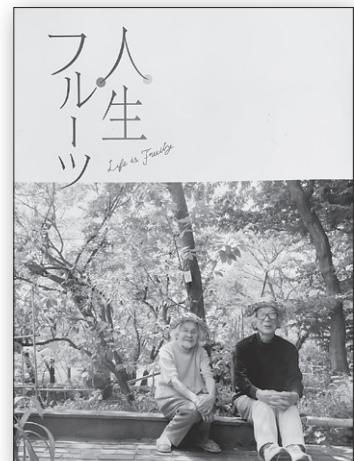
そして今は眼内レンズも落ち着いてきたので眼鏡も新調して普段通りの生活をしている。3月からは水泳を再開し4月からはゴルフも再開した、先日は映画も観た。

そうだ、皆さんにお薦めしたい映画がありました、「人生フルーツ」というドキュメンタリー映画ですがぜひご覧になって下さい。人はもっと自然と対峙して生活をすることを考えた方が良いと思う、スマホばかりいじっているそこの君(あっ俺か)!私は玄関がない家を建ててみたかった、そうですこの映画に出てくる家も玄関がないのです。そして主人公が逝ったその御顔の安らかな美しさ、素晴らしい映画でした。

突然やってきた18日間という長い私（薬剤師）の休日は楽しいゴルフや水泳もできない、好きな映画も観ることができない時間でしたが、健康の有難さを教えてくれました。

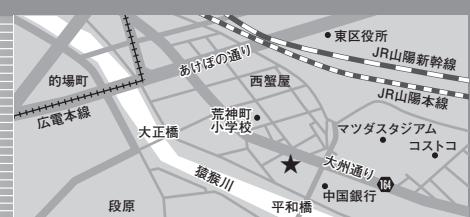
| 宮本 一彦 様 の目薬 : |                                 | 右   | 眼に点眼してください。 |     |     |  |
|---------------|---------------------------------|-----|-------------|-----|-----|--|
|               | 薬品名                             | 朝7時 | 朝10時        | 昼3時 | 夜8時 |  |
| 1             | ペガモックス<br>抗炎症                   | ●   | ●           | ●   | ●   |  |
| 2             | リンテロンA<br>炎症を抑え、感染を防ぐ薬          | ●   | ●           | ●   | ●   |  |
| 3             | ネバナック<br>炎症を抑える薬<br><よく振ってから使用> | ●   | ●           | ●   | ●   |  |
| 4             | サンドールP<br>瞳孔を広げ、目を安静に保つ薬        | ●   | ●           | ●   | ●   |  |

2017/1/5  
広島大学病院 薬剤部作成 (有効: 2017/1/4)



# シリーズ 薬局紹介 54

## かなえ薬局 スタジアム前 広島市南区西蟹屋4-8-31



かなえ薬局スタジアム前は2016年4月に開局して1年を迎えました。主に整形外科の処方せんを受けている薬局です。開局時間は月曜から金曜日までは8:30から20:00まで、土曜日は8:30から17:00までの時間になります。開局時間が長いことに関しては、仕事が終わってからも間に合うというメリットがあるのですが、シフト制での勤務となるので常に同じ薬剤師が薬局にいることが出来ないことはデメリットになっているかもしれません。

場所に関しては名前の通り、マツダスタジアムの前にあるのですが、少し奥まったところにあり、表からは非常に見えづらい場所にあります。そのせいか、開局当初は患者さんから分かりづらいと指摘をしていただくことが多くありました。追加で看板を建てたり、照明を付けたりと何とか分かりやすくしようと試行錯誤しました。おかげさまで、最近は分かりづらい言われることも少なくなり、多少なりとも改善されたのではないかと思っています。



薬局としては、これといって特徴があるような薬局では無いのですが、狭い薬局ですので、その狭い

中で如何に効果的に収納するか悩みました。調剤棚の上部は全て収納にしたり、待ち合いの椅子の下にも収納を設けたりとした結果なんとか余計なものが見えないようにすることはできました。しかし整形外科の処方せんが多く舞い込む薬局です。主に湿布薬や塗り薬など非常に場所を取る外用薬が多く、今のところ、なんとか棚に収まっていますが、これから湿布薬の種類などが増えてくると収まらなくかもと少し不安を抱えています。

整形外科を受診された方が多く来られる薬局です。事故や膝や腰など痛みを抱えた方が大半です。痛みを持っている方はどうしても眉間にしわが寄りがちです。笑顔でしっかりと患者さんの話を聞き、少しでも患者さんにホッとしていただき少しでもその眉間のしわがとれるような薬局になればと考えています。そして地域の健康相談所として気軽に、薬や病気についての相談が出来るような薬局にしていければと思います。さらに、将来的には多職種との連携がとれ、地域包括ケアシステムの一端を担えるよう薬局になるようにと考えています。そのためには、まだまだやらなければならないことは沢山ありますが、一つずつクリアしていくと思っています。



やっと今年の4月で、1年を迎えた薬局です。なんとか、大きなトラブルもなくここまで来ることが出来ました。スタッフに関しても、仕事にも慣れ余裕が出てきた感があります。余裕が出てくると気分も緩くなりがちですが、ここからまた気分を引き締めて思い描く理想の薬局に近づくよう努力していくべきと考えています。

次回は、因島支部 宮地薬局さんです。

## 書籍等の紹介

### 「薬局業務に役立つ特定保険医療材料ガイド2016-17」

編 集：東京都薬剤師会  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：B5判、96頁  
価 格：定 價 2,160円  
会員価格 1,940円  
送 料：1部 500円

### 「薬事衛生六法2017」

発 行：株式会社 薬事日報社  
判 型：B5判変型、約1,700頁  
価 格：定 價 5,076円  
会員価格 4,600円  
送 料：1部 460円

### 「薬効・薬価リスト 平成29年版」

編 著：医薬情報研究所／編  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：B5判、1,000頁（予定）  
価 格：定 價 7,020円  
会員価格 6,300円  
送 料：1部 500円

### 「投薬禁忌リスト 平成29年版」

編 著：医薬情報研究所／編  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：B5判、600頁（予定）  
価 格：定 價 4,212円  
会員価格 3,700円  
送 料：1部 500円

### 「薬価基準点数早見表 平成29年4月版」

編集・発行：株式会社 じほう  
判 型：A5判、本文1,000頁（予定）  
価 格：定 價 3,888円  
会員価格 1,850円  
送 料：1部 500円

### 「保険薬事典プラス 平成29年4月版」

編 著：薬業研究会  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：A5判、1,050頁（予定）  
価 格：定 價 4,968円  
会員価格 4,470円  
送 料：1部 500円

### 「薬の影響を考える臨床検査値ハンドブック第3版」

監修・編集：木村 聰（昭和大学横浜市北部病院内科系  
診療センター教授）  
編 集：三浦雅一（北陸大学薬学部長）  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：B6判、346頁  
価 格：定 價 3,024円  
会員価格 2,670円  
送 料：1部 500円

### 「すぐに役立つ！認知症の治療とケア第2版」

編 著：高瀬義昌  
著 者：榎原幹夫、助川未枝保、種市ひろみ、  
六角僚子  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：A5判、160頁  
価 格：定 價 2,916円  
会員価格 2,620円  
送 料：1部 500円



※価格はすべて税込みです。

## 斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局

TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589

担当：吉田 E-mail: yoshida@hiroyaku.or.jp

## 告 知 板

### 第51回広島県薬剤師会定時総会

日 時：平成29年6月18日（日）

場 所：広島県薬剤師会館 4階ホール



—謹んでお悔やみ申し上げます—



#### 廣實 浩一 氏 逝去

去る3月18日(土)ご逝去されました。

葬儀は大竹葬儀社華之荘において、  
執行されました。

喪主：廣實 直子 氏

## 薬剤師国家試験 正答・解説



5頁 問3

### 解説

選択肢にある熱力学的パラメータのうち  $G$ 、 $H$ 、 $S$ 、 $U$  は加成性が成り立つ示量性状態関数である。示強性状態関数には、その他に温度、濃度、密度、化学ポテンシャルがあり、加成性が成り立たない。熱、仕事は経路関数である。

Ans. 3

8頁 問7

### 解説

酸化物やオキソ酸の酸化数は O を -2、H を +1 として全体が 0 になるように計算する。一般には、酸化数は電気陰性度の大きな原子が結合すると -1 として計算するとよい。求める金属の酸化数を  $x$  とすると、以下のように計算できる。

- 1  + VI(酸化クロム(VI)) :  $x + (-2) \times 3 = 0$   $x = 6$
- 2  + IV(酸化マンガン(IV)) :  $x + (-2) \times 2 = 0$   $x = 4$
- 3  + III(ヘキサシアン化鉄(III)カリウム) :  $[Fe(CN)_6]^{3-} \quad x + (-1) \times 6 = -3 \quad x = +3$   
鉄にはより電気陰性度が大きい炭素が 6 個結合しているので、上記の式で計算できる。
- 4  + II(硫酸銅(II)) : 硫酸イオンは 2 倍の陰イオンなので、 $x + (-2) = 0$   $x = 2$
- 5  + I(酸化銀(I)) :  $2x + (-2) = 0 \quad x = 1$

Ans. 4

24頁 問72

### 解説

専ら薬局開設者等（薬局開設者の他、医薬品の製造販売業者、医薬品の製造業者、医薬品の販売業者、病院や診療所の開設者など）に対して、医薬品を販売又は授与する業務を行うのは、卸売販売業である。（医薬品医療機器等法第 25 条）

Ans. 3

38頁 問130

### 解説

- 1  妊婦がサイトメガロウイルスの初感染、再感染を受けた場合、ウイルスが胎盤を経由して胎児に移行し、先天性サイトメガロウイルス感染症を発症する。また、産道での感染、母乳を介した感染、尿や唾液を介した水平感染もある。
- 2  HIV に対するワクチンは開発中である。
- 3  HBs 抗原陽性の母親から出生した児に対し、抗 HBs 人免疫グロブリンおよび B 型肝炎ワクチンを接種する。
- 4  妊婦が妊娠初期に風疹に罹患すると、胎児に感染し、白内障や緑内障、先天性心疾患、難聴などを引き起こす場合がある。風疹に対する抗体をもっていない場合には、妊娠前に風疹ワクチンの接種を受けることが望ましい。
- 5  トキソプラズマワクチンはない。

Ans. 1, 4

46頁 問178

### 解説

- 1  SP 包装は、2 枚のラミネートフィルムで錠剤を挟み込んで圧着した包装である。(94-177-1)
- 2  ピロー包装は、PTP 包装や SP 包装されたシートを一定枚数束ね、さらに防湿性を高めるために、その外側からラミネートフィルムなどで二次包装したものである。(98-178-4)
- 3  密閉容器の規程がある場合には、密閉容器より高い基準の気密容器を使用することは可能である。(96-177-2)
- 4  プレフィルドシリンジは、注射液あるいは用時溶解・懸濁する有効成分と溶解・分散媒があらかじめ注射器に充てんされた製剤である。(94-177-4)
- 5  プラスチック製医薬品容器試験法は、輸液の容器だけでなく、すべての医薬品用のプラスチック容器に適用される試験法である。(94-177-5)

Ans. 2, 4



暖かくなり、過ごしやすい季節になってきたこの頃ですが、今年は花粉症に悩まされました。去年はあまり症状もひどく出る事が無かった分、完全に油断していました。目の痒みから始まり、鼻水、鼻づまり…。マスクを手放せない日が続きそうです。

&lt;IRON&gt;

新年度が始まり、今年も検査室に黄色のビニールが溢れる時期がやってきました。毎年、検査を実施していくのは本当に大変でしたが、この風景を見るのも今年で最後だと思うと寂しい限りです。 <まめごま>

4月半ば時点では、今年もカープの勢いがとまりません。  
ゆるゆるとテレビの前で観戦しております。  
今年もたくさん楽しませてくれそうで、ワクワクしますね。

&lt;みつき&gt;

次男が春から小学生になり新しい生活がスタートしました。毎朝、兄と走って通学する姿は素直にかわいいです。

&lt;健康太&gt;

先日、お花見に行きました。  
花吹雪の中、久しぶりにのんびりした気分になりました。  
もうすぐ娘の結婚式…  
今度はフラワーシャワーを見たいと思います。

&lt;もい鳥&gt;

今年の桜は、遅咲きでした。  
桜が散ると、若葉が芽吹き新緑の時期。  
秋に植えていたキヌサヤやブンドウの豆の花が咲いている。  
今年も、トマト・茄子・胡瓜・ピーマンなどの夏野菜を育てねば…  
そういえば昨年は生姜も育ったから、今年も挑戦してみようかな…

&lt;By コアラChanズ&gt;

### 編集委員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 谷川 正之 | 中川 潤子 | 豊見 敦  | 平本 敦大 |
| 安保 圭介 | 有村 典謙 | 宮本 一彦 | 森広 垣紀 |
| 玉浦 秀一 | 松井 聰政 | 永野 利香 | 有助美奈子 |

広島県警察本部 生活安全総務課発行 【082-228-0110(代表)】

平成29年3月23日

# 犯罪情報官 速報

## 「1億円」を超える高額の 特殊詐欺被害が発生！！

### 手 口

呉市内の女性(80歳代)方に生活センターを名乗る男から、  
「あなたの個人情報が漏れている。2社は削除できたが、1社は  
削除できなかった。」

との電話があった。

次に、企業の社員を名乗る男から、  
「あなたは、東北大震災の被災者の支援者として登録がある。  
登録番号は〇〇です。他人に教えてはいけない。」

との電話があった。

次に、被災者支援活動をしている者を名乗る男から、  
「被災者にベッドを送る支援をしたいので、あなたの登録番号を  
譲って。」

と言わされたため、番号を教えたところ、再度企業の社員を名乗る男たちから電話があり、

「あなたが登録番号を教えたことは違法行為だ。お金を送れば  
逮捕されることはない。」

などと言われ、平成27年12月から翌年2月の間、7回にわたってコンビニエンスストアから指定された場所へ宅配便で現金を送ったもの。

### ★だまされないように★

- ・「現金を宅配便で送って」はすべて詐欺！
- ・このような電話があったら、慌てず、  
すぐに 110番通報を！



# 保険薬局ニュース

平成 29 年 5 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.25 No. 3 (No.139)

平成29年2月27日

広島県薬剤師会保険薬局部会

## 疑義解釈資料の送付について（その9）

このことについて、厚生労働省保険局医療課から日本薬剤師会を通じて、疑義解釈の追加連絡がありましたのでお知らせいたします。

### 【保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント提供】

- (問1) 「保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について」（平成29年1月25日付事務連絡）（別紙参照）において、平成29年5月1日より指導を行う際の基準が示されたが、当該基準のうち「調剤一部負担金に対するポイント付与について大々的な宣伝、広告を行っているもの」について、当該保険薬局の建物外に設置されたのぼりは大々的な宣伝、広告に該当するか。
- (答) 調剤一部負担金に対するポイント付与の内容が表示されているのぼりについては、「大々的な宣伝、広告」に該当する。

疑義解釈全ての内容はこちらから閲覧可能です。

### ○「平成28年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 平成28年度診療報酬改定について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106421.html>

【事務連絡】（2）9 疑義解釈資料の送付について（その9）平成29年2月23日

平成29年3月30日

広島県薬剤師会保険薬局部会

## 各保険薬局にてご注意いただきたい事項

### ○基準調剤加算を算定している薬局のお盆休みについて

- (問) 基準調剤加算の算定要件に「当該保険薬局の開局時間は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局していること」とあるが、祝日を含む週（日曜始まり）については、「週45時間以上開局」の規定はどのように取り扱うのか。

(答) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに1月2日、3日、12月29日、12月30日及び31日が含まれる週以外の週の開局時間で要件を満たすか否か判断すること。

地域住民のため、必要なときに調剤応需や相談等に応じられる体制であれば、お盆休みをとっても構わない。その場合、中国四国厚生局に届け出ている保険薬局の開局時間と異なる場合は、変更届を提出すること。

## ○他県の生活保護受給者について

他県の生活保護受給者の処方箋を受け付けた場合は、受給者証の期限切れなど、請求を認められない場合がありますので、調剤時に当該福祉事務所に調剤券の発行を確認するか、全額自費扱いで対応するなど注意して対応してください。

## ○保険の請求について

最近、下記の事例で査定となっておりますのでご注意ください。

- ・単シロップのみでの内服調剤料の請求
- ・プラスチベースのみでの外用調剤料の請求
- ・ヒルドイドローションとビーソフテンローションの重複（どちらか1剤）
- ・同じ成分の規格違いテープ剤での重複した調剤料の請求（どちらか1剤）  
ロキソニンテープ50mgとロキソニンテープ100mg  
モーラステープ20mgとモーラステープL 40mg（又はバテルテープ40mg等）
- ・同じ成分の規格違いの内服薬での重複した調剤料（あわせて1剤）  
アレビアチン100mg 2錠 分2 朝・夕食後 30日分  
ヒダントール 25mg 2錠 分1 昼食後 30日分（どちらもフェニトイン）
- ・ハイリスク薬による特定薬剤管理指導加算で算定要件を満たしていないのに算定している  
高血圧に対するβブロッカー、熱性痙攣に対するダイアップ坐剤、皮膚疾患に対するアタラックス

---

事務連絡  
平成29年4月7日

担当事務局 御中  
都道府県薬剤師会

日本薬剤師会  
医薬情報管理部

## 日本薬剤師会に報告された調剤事故事例について（平成28年度）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では都道府県薬剤師会のご協力を賜り、平成13年度より「調剤事故報告制度」を実施しております。

平成28年度に本会に報告された調剤事故事例は別添のとおりですので、貴会において調剤事故防止に関する研修会を開催するなど、医療安全の推進のためにご活用いただければ幸いです。

記

- ・平成28年度 日本薬剤師会に報告された調剤事故等報告事例（H28.4.1～H29.3.31）

以上

## [取扱注意]

## 平成28年度 日本薬剤師会に報告された調剤事故等報告事例（H28.4.1.～）

|      | 事故等の内容                                                                      | 患者の健康被害の状況・その後の経過等                                                                                                                                                              |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事例 1 | 患者は32歳男性。「ダイアモックス末 25mg」、「アレビアチン散10% 22mg」、「セレニカR顆粒40% 1,000mg」に関して倍量で調剤する。 | 患者は、服用後フェニトイン中毒になり入院した。                                                                                                                                                         |
| 事例 2 | 患者は93歳女性。分包後の朝の薬として、糖尿病用薬の含まれた別の患者の薬を投薬した。                                  | 患者は、服用後低血糖により意識低下、白血球が上昇し一時危篤状態になったが徐々に回復し退院した。認知症状が進行した可能性があり、入院に伴い歩行困難となる。                                                                                                    |
| 事例 3 | 患者は3歳男児。「クラリスロマイシンシロップ用10%」と「トラネキサム酢酸50%」を混合せず調剤者との判断で別包にして調剤した。            | 患者は、散剤が苦くて服用できず、治療期間の延長及びその後の治療の妨げとなった。                                                                                                                                         |
| 事例 4 | 患者は87歳女性。「リリカカプセル25mg」のところ、「リリカカプセル75mg」を調剤する。                              | 患者は、服用後ろれつが回らない、眼気などの症状により救急車で搬送された。その日は会話できたが翌日には反応もなくなり、肺炎を起こして発熱した。自発呼吸もなくなり人工呼吸のための気管挿管した。意識がなく薬も服用できないため、喘息が悪化した。その後意識が戻り、自発呼吸あり。入院後脳梗塞を越こし右手・右足の麻痺があり、肺炎が治ったらリハビリ病院へ移る予定。 |
| 事例 5 | 患者は76歳男性。「ロラゼパム錠1mg」のところ、「ロフラゼパムエチル錠1mg(メイラックス錠1mg)」を調剤する。                  | 患者より、効き目がないという訴えがあった。                                                                                                                                                           |
| 事例 6 | 患者は年齢不明女性。「テグレトール錠100mg 4錠」のところ、「テグレトール錠200mg 4錠」を調剤する。                     | 患者は、服用後気分が悪くなり、病院を受診した。脳には異常なく様子を見るように指示されたが、その後再度嘔吐もあり病院を受診し入院した。                                                                                                              |
| 事例 7 | 患者は86歳女性。「オイグルコン錠1.25mg」を含む一包化に対して、「オイグルコン錠2.5mg」を入れて、調剤を行った。               | 患者はベッドから落ちるように倒れており、手足の冷えと失禁の症状があったため救急搬送され、その後退院した。                                                                                                                            |
| 事例 8 | 患者は31歳男性。「タスマリン散1% 0.8mg」のところ、10倍量の投薬の投薬を継続していた。                            | 患者は、睡眠が多くなり、ガソノな便秘が出現するようになった。排尿障害のために他科を受診。焦燥感、易刺激性が次第に強くなっていた。総じて、減量にともない改善が予想された抗コリン作用がかえって増強していたということになる。                                                                   |
| 事例 9 | 患者は66歳男性。これまで「モーラステープL40mg」を使用していたが、変更の可否を確認せずに「ケトプロフェンテープ40mg「日医工」」を調剤した。  | 患者はひどいかぶれを起こし皮膚科を受診。治癒するまで通院治療することとなった。                                                                                                                                         |
| 事例10 | 患者は84歳男性。「ワーファリン 2錠」、「バイアスピリン」、「ユリーフ(4)」のところ、「ワーファリン 4錠」を調剤する。              | 患者は普段と様子が変わったため受診。脳梗塞とのことで入院した。意識は変わらない状態だが、貧血、出血傾向があり、治療は難航している。                                                                                                               |
| 事例11 | 患者は31歳。「メルカゾール錠5mg」の用量を、レセプト入力時、前回内容転記、確認後、未確定のまま進み、投薬した。                   | 患者は、検査数値に変動があり、普段よりだるさがある。                                                                                                                                                      |
| 事例12 | 患者は91歳女性。「ハーフジゴキシンKY 0.125mg 0.5錠」のところ、「ジゴキシンKY 0.25mg 2錠」を調剤した。            | 患者は吐き気、嘔吐、摂食障害、心拍不安定などの体調変化が起きた。服用中止後、自宅で解毒処置を開始したが状態は急激に悪化し、救急搬送され手術を受ける。それまで可能だった会話、飲食が不可能となり、傾眠状態が続いている。                                                                     |
| 事例13 | 患者は6歳男性。「酸化マグネシウム 0.5g」1日2回のところ、1日1回の量で調剤した。                                | 患者は多少軟便が続くことがあった。                                                                                                                                                               |

|      |                                                                             |                                                      |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 事例14 | 患者は84歳男性。「エリキュース錠2.5mg」を含めて5製品を一包化すべきところ、エリキュースを除いた4製品で一包化して投薬した。           | 患者は救急搬送された。                                          |
| 事例15 | 患者は86歳男性。「カルベジロール錠2.5mg 2錠」のところ、「ゾピクロン錠7.5mg 2錠」を1包化調剤した。                   | 患者は事故当日会話もままならない状態で脈拍数が低下していた。その後、食事も摂れ歩行できている様子だった。 |
| 事例16 | 患者は75歳男性。「リバスタッチパッチ9mg」のところ、「ニュープロパッチ9mg」を調剤した。                             | 患者は、強い眼気、頭がぼんやりする、訳のわからないことを話す等の症状が現れた。              |
| 事例17 | 患者は90歳男性。「セロクエル細粒50% 6.25mg (1包0.0125g)」のところ、62.5mg (1包0.125g)で調剤した。        | 患者は傾眠などの副作用がみられたが、回復。                                |
| 事例18 | 患者は46歳女性。「フルタيد100μgエアゾール60吸入用」を期限が切れたものを調剤した。                              | 患者は、薬剤を使用したが症状が改善しなかった。                              |
| 事例19 | 患者は15歳男性。「セレニカR顆粒40%分2 65日分」と「マイスタン細粒1%分2 65日分」を調剤するところ、両薬剤とも2倍量で65日分を調剤した。 | 少し血中濃度が上がり、眼気、吐き気があり。血小板減少。                          |
| 事例20 | 患者は75歳女性。「アスペリン散3g分3毎食後3日分」を処方され、用量過多にもかかわらずそのまま調剤した。                       | フラフラして呂律が回らなくなり、救急車で運ばれ入院した。                         |
| 事例21 | 患者は7歳女児。「エバスチンOD錠5mg」のところ、「エバスチンOD錠10mg」を調剤した。                              | 口渴に伴うのどの痛みと蕁麻疹が生じた。                                  |
| 事例22 | 患者は46歳。「クラビット錠250mg 1錠 分1」のところ、「レボフロキサシン錠500mg」を投薬する。                       | 患者は、血清クレアチニンの上昇を指摘された。                               |
| 事例23 | 患者は86歳。ペニシリンアレルギーがある。歯科から「パセトシン」が処方され、そのまま調剤した。                             | 当日夜と翌日朝・昼に服用後、手足に発疹が生じた。                             |
| 事例24 | 患者は42歳女性。錠剤の規格5mgと2.5mgを取り違えた。                                              | 心臓がドキドキしたが、服用をやめると症状は治まった。                           |
| 事例25 | 患者は3歳9ヶ月男児。アスペリン散を0.8g計量すべきところを、8.0g計量した。                                   | 3回分服用し、普段見られない異常行動がみられた。                             |

[参考] 日本薬剤師会に報告された調剤事故件数

|        |       |
|--------|-------|
| 平成13年度 | - 45件 |
| 平成14年度 | - 47件 |
| 平成15年度 | - 38件 |
| 平成16年度 | - 18件 |
| 平成17年度 | - 27件 |
| 平成18年度 | - 33件 |
| 平成19年度 | - 33件 |
| 平成20年度 | - 27件 |
| 平成21年度 | - 35件 |
| 平成22年度 | - 30件 |
| 平成23年度 | - 22件 |
| 平成24年度 | - 33件 |
| 平成25年度 | - 27件 |
| 平成26年度 | - 27件 |

会員各位

平成29年4月5日

広島県薬剤師会  
会長 豊見 雅文

## 「薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン」 の作成について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、日本薬剤師会・日本保険薬局協会・日本チェーンドラッグストア協会において、薬局開設者及び薬剤師による医療用医薬品の適正な流通及び品質の確保に係る記録及び管理の徹底を図るため、「薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン」（以下、GL）を作成しました。

本GLは、薬剤師職能団体・薬局関係団体が共同で取りまとめた自主基準です。薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡を行う場合には、本GLに示された手順等を順守するとともに、医薬品の法令上の記載義務事項を表示するなど適正な流通及び品質の確保とともに譲受・譲渡に係る記録及び管理を徹底いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

- 薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン（概要版）
- 薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン

日本薬剤師会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi.php>

更新情報>【2017.04.03】薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドラインの公表

---

平成29年3月31日

### 薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン【概要】 (日本薬剤師会・日本保険薬局協会・日本チェーンドラッグストア協会)

#### 1. 順守事項（主なポイント）

- (1) 薬局間の医療用医薬品（麻薬や覚せい剤原料など、譲受・譲渡もしくは取り引きにあたり特段の規制が求められている医薬品を除く）の譲受・譲渡にあたり、①薬局開設者、②薬局の管理者（管理薬剤師）、③薬局の薬剤師は、本ガイドラインを順守する。
- (2) 譲渡人は、譲受人に薬局開設許可証（写）の提供を求めるほか、医薬品の受取者に本人確認を行うなど、正確な情報を確認する。情報を確認できない場合には、医薬品の譲渡は行わない。
- (3) 医薬品、容器等の状態、直接の容器等の記載事項、添付文書等を確認し、(2)で確認した情報を含め、必要事項を書面へ記載する（下記「2. 記録事項」）。
- (4) 譲受人は、購入・受領する医薬品の管理状況等について疑念がある場合は、譲渡人における仕入れの経緯や医薬品管理状況等を確認する。
- (5) 医薬品の譲受・譲渡については、当該薬局の従事者が、対面により、譲渡人の薬局で行う。
- (6) 同一法人（開設者が同一）の薬局間の譲受・譲渡であっても、本ガイドラインを順守する（記録書面は双方で保存する）。

## 2. 記録事項

| 譲受人（購入・受領する薬局）<br>が行うこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 譲渡人（販売・授与する薬局）<br>が行うこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>医薬品に関する情報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造販売業者</li> <li>②医薬品名</li> <li>③規格</li> <li>④数量</li> <li>⑤製造番号・記号</li> <li>⑥使用期限（有効期間）</li> </ul> </li> <br/> <li>➤ <b>譲受日、譲渡人に関する情報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦譲受年月日</li> <li>⑧薬局名</li> <li>⑨薬局の連絡先</li> <br/> <li>⑩医薬品を渡した者（担当薬剤師または窓口対応者）</li> </ul> </li> </ul> | <p>(1) 記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>医薬品に関する情報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造販売業者</li> <li>②医薬品名</li> <li>③規格</li> <li>④数量</li> <li>⑤製造番号・記号</li> <li>⑥使用期限（有効期間）</li> </ul> </li> <br/> <li>➤ <b>譲渡日、譲受人に関する情報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦譲渡年月日</li> <li>⑧薬局名</li> <li>⑨薬局の連絡先</li> <li>⑩薬局開設許可番号</li> <li>⑪医薬品を受け取った者</li> </ul> </li> </ul> |
| (2) 保存期間：記載の日から3年間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (2) 保存期間：記載の日から3年間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

平成29年3月31日

日本薬剤師会  
日本保険薬局協会  
日本チェーンドラッグストア協会

## 薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン

薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡（薬局による分割販売を含む）にあたり、薬局開設者及び薬剤師による適正な流通及び品質の確保に係る記録及び管理の徹底のため、薬剤師・薬局関係団体として自主基準（ガイドライン）を作成した。

以下、その内容を示す。

### 1. 用語

- 本ガイドライン（以下、「GL」）における「医薬品」とは、特段の説明がない限り、医療用医薬品（麻薬や覚せい剤原料など、譲受・譲渡もしくは取り引きにあたり特段の規制が求められている医薬品を除く）を意味する。
- 本GLにおいて、「法」とは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「施行規則」とは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」、「麻向法」とは「麻薬及び向精神薬取締法」を指す。
- 本GLにおいて、「譲受」とは医薬品を購入・受領すること、「譲受人」とは医療用医薬品を購入・受領する薬局をいう。
- 本GLにおいて、「譲渡」とは医薬品を販売・授与すること、「譲渡人」とは医療用医薬品を販売・授与する薬局をいう。

## 2. 本ガイドラインの位置付け

- 本GLでは、薬局間における医薬品の譲受・譲渡にあたり、適正な流通及び品質の確保に係る記録及び管理の徹底のため、①薬局開設者、②薬局の管理者（以下、「管理薬剤師」）、③薬局の薬剤師のそれぞれについて、順守事項や責務・義務を整理している。
- 本GLは、薬剤師・薬局関係団体として共同で取りまとめた自主基準であり、薬局が備えるべき手順書（マニュアル）ではない。各薬局におかれては、本GLを踏まえた具体的な手順書を作成し、薬局開設者及び薬剤師による適正な流通及び品質の確保に係る記録及び管理の徹底に努めていただきたい。
- 本GLは、薬局間における医薬品の譲受・譲渡を対象としている。基本的な考え方については、「卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について」（平成29年2月16日・薬生総発0216第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）などを参考としているので、併せて確認されたい。

## 3. 薬局開設者、管理薬剤師、薬局の薬剤師としての責務、義務

### (1) 薬局開設者

#### <責務>

- 薬局開設者は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、そして、これらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。【法第1条の4】

#### <管理薬剤師の意見の尊重>

- 薬局開設者は、管理薬剤師が保健衛生上支障を生ずるおそれがあるとして必要な意見を述べた場合、当該意見を尊重しなければならない（薬局開設者が自らその薬局を実地に管理する場合を除く）。【法第9条第2項】

#### <環境の整備>

- 薬局開設者は、管理薬剤師がその責務（薬局における医薬品の管理に責任を負っていること）を遂行できる環境を整える必要がある。

### (2) 管理薬剤師

#### <義務>

- 管理薬剤師は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、その薬局の業務について必要な注意をしなければならない。【法第8条第1項】

#### <薬局開設者に対する必要な意見の具申>

- 管理薬剤師は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、その薬局の業務につき、薬局開設者に対して必要な意見を述べなければならない。【法第8条第2項】

#### <医薬品の管理責任>

- 管理薬剤師は、薬局における医薬品の管理に責任を負っていることを改めて認識する必要がある。

### (3) 薬局の薬剤師

#### <責務>

- 薬局の薬剤師は、医薬品等の有効性及び安全性その他これら適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者及びこれらを購入又は譲り受けようとする者に対して、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。【法第1条の5】

#### <医薬品の確認の徹底>

- 薬剤師は、患者のため、調剤する医薬品に異常がないことの確認を徹底する。

## 4. 記録及び管理の徹底

### (1) 相手方の薬局（譲渡人、譲受人）の確認

- 薬局開設者は、医薬品の譲受・譲渡を行った場合、譲渡人・譲受人の氏名（すなわち、相手方の薬局名）等の情報を記録し、保存する。【施行規則第14条第1項、第3項】
- これらの情報を正確に記録するため、医薬品を購入・受領する薬局の許可番号や連絡先等の情報について確認する。

| 医薬品を購入・受領する薬局<br>(譲受人)が行うこと                                                                                                                                                                                                 | 医薬品を販売・授与する薬局<br>(譲渡人)が行うこと                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>薬局開設者</b></p> <p>1) 医薬品を販売・授与する薬局（譲渡人）に正確な情報を提供するため、<br/>①当方の薬局開設許可証（写）や連絡先等を記載した書類を提出する。<br/>②相手方の薬局で医薬品を受け取る際には、受け取る者（当方の薬局の従事者）に身分証明書等の提示による本人確認を行わせる。</p> <p>2) 確認した情報は、相手方の薬局の名称等の情報と併せて記録する（「4. (3)」の項を参照）。</p> | <p><b>薬局開設者</b></p> <p>1) 医薬品を購入・受領する薬局（譲受人）に関する正確な情報を把握するため、<br/>①相手方の薬局の許可番号や連絡先等の情報を確認する（薬局開設許可証（写）等の提供を求める）。<br/>②医薬品を受け取る者（相手方の薬局の従事者）に対して、身分証明書等の提示を求めて本人確認を行う。</p> <p>2) 確認した情報は、相手方の薬局の名称等の情報と併せて記録する（「4. (3)」の項を参照）。</p> |

## （2）医薬品の確認

- 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、法で定める事項が記載されていなければならない。【法第50条・第44条、麻向法第50条の19】
- 医薬品は、これに添付する文書又はその容器もしくは被包（添付文書等）に、法で定める事項が記載されていなければならない。【法第52条第1項】
- 管理薬剤師は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、適正な医薬品であること（適正な取引による医薬品であることを含む）を確認する。
- 「分割販売」とは、特定の人の求めに応じて、通常の小売包装単位と考えられる包装単位である容器又は被包に収められている医薬品の一部を分包して販売することをいう（一般の人の求めに応じ得るようにするために、通常の小売包装単位と考えられない包装単位である容器又は被包に収められている医薬品の一部を予め分包することは「小分け製造」に該当し、本GLでは対象外）。

| 医薬品を購入・受領する薬局<br>(譲受人)が行うこと                                                                                                                                                                                                                                                            | 医薬品を販売・授与する薬局<br>(譲渡人)が行うこと                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>管理薬剤師</b></p> <p>1) 譲り受けた医薬品が、次の事項について問題ないこと（記載されていること、添付されていることを含む）を確認する。</p> <p>①製造販売業者<br/>②医薬品名、規格、数量<br/>③製造番号・記号<br/>④使用期限（有効期間）<br/>⑤直接の容器又は直接の被包の記載事項（①～④を除く）<br/>⑥包装状態<br/>⑦添付文書</p> <p>2) 譲り受けた医薬品の管理状況等について疑念がある場合は、相手方の薬局における仕入れの経緯や医薬品管理状況等を確認し、管理者として必要な注意を行う。</p> | <p><b>管理薬剤師</b></p> <p>1) 譲り渡す医薬品が、次の事項について問題ないこと（記載されていること、添付されていることを含む）を確認する。</p> <p>①製造販売業者<br/>②医薬品名、規格、数量<br/>③製造番号・記号<br/>④使用期限（有効期間）<br/>⑤直接の容器又は直接の被包の記載事項（①～④を除く）<br/>⑥包装状態<br/>⑦添付文書</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3) 譲り受ける医薬品が、直接の容器・被包を開いた分割販売によるものであり、法第50条に規定する事項を記載した文書及び第52条に規定する添付文書が添付されていない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「調剤専用」の文字</li> <li>②分割販売を行う者の氏名</li> <li>③分割販売を行う薬局、所在地が記載されていることを確認する。</li> </ul> <p>その上で、購入・受領する薬局が法第50条に規定する事項を記載した文書等（直接の容器又は直接の被包）を所持している場合には、以下の④～⑯の記載が確認できればよい。【施行規則第216条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④製造販売業者、住所（→製造販売業者の略号でも可）</li> <li>⑤医薬品名、規格、数量</li> <li>⑥製造番号・記号</li> <li>⑦使用期限（有効期間）</li> <li>⑧「日本薬局方」の文字（→「日局」又は「J・P」でも可）</li> <li>⑨法第41条第3項の規定により定められた体外診断用医薬品の基準において、直接の容器・被包に記載するよう定められた事項</li> <li>⑩「注意—習慣性あり」の文字（→「習慣性」でも可）</li> <li>⑪「注意—医師等の処方箋により使用すること」の文字（→「要処方」でも可）</li> <li>⑫その他厚生労働省令（または法もしくは麻薬及び向精神薬取締法）で定める事項</li> <li>⑬添付文書に記載する事項</li> </ul> <p>ただし、上記①～⑬が記載されている場合であって、購入・受領する薬局が、法第52条に規定する添付文書を所持している場合は、⑬は省略することが認められている。【施行規則第216条第2項】</p> <p><b>薬局の薬剤師</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 患者に対し、調剤しようとする医薬品（その容器包装等を含む）の状態を観察し、通常と異なると認められる場合は、これを調剤せず、異常のない医薬品を用いて改めて調剤する。</li> <li>2) また、管理薬剤師に報告するなど適切に対応する。</li> </ol> | <p>3) 譲り渡す医薬品が、直接の容器・被包を開いた分割販売によるものであり、法第50条に規定する事項を記載した文書及び第52条に規定する添付文書が添付されていない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「調剤専用」の文字</li> <li>②分割販売を行う者の氏名</li> <li>③分割販売を行う薬局、所在地が記載されていることを確認する。</li> </ul> <p>その上で、購入・受領する薬局が法第50条に規定する事項を記載した文書等（直接の容器又は直接の被包）を所持している場合には、以下の④～⑯の記載が確認できればよい。【施行規則第216条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④製造販売業者、住所（→製造販売業者の略号でも可）</li> <li>⑤医薬品名、規格、数量</li> <li>⑥製造番号・記号</li> <li>⑦使用期限（有効期間）</li> <li>⑧「日本薬局方」の文字（→「日局」又は「J・P」でも可）</li> <li>⑨法第41条第3項の規定により定められた体外診断用医薬品の基準において、直接の容器・被包に記載するよう定められた事項</li> <li>⑩「注意—習慣性あり」の文字（→「習慣性」でも可）</li> <li>⑪「注意—医師等の処方箋により使用すること」の文字（→「要処方」でも可）</li> <li>⑫その他厚生労働省令（または法もしくは麻薬及び向精神薬取締法）で定める事項</li> <li>⑬添付文書に記載する事項</li> </ul> <p>ただし、上記①～⑬が記載されている場合であって、購入・受領する薬局が、法第52条に規定する添付文書を所持している場合は、⑬は省略することが認められている。【施行規則第216条第2項】</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (3) 書面への記載事項、保存期間

➤ 薬局開設者は、医薬品の譲受・譲渡の際に確認した情報のうち、必要事項を書面に記載し、3年間保存する。

| 医薬品を購入・受領する薬局<br>(譲受人)が行うこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 医薬品を販売・授与する薬局<br>(譲渡人)が行うこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>薬局開設者</b></p> <p>1 ) 書面への記載事項</p> <p>～医薬品に関する情報～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造販売業者</li> <li>②医薬品名</li> <li>③規格</li> <li>④数量</li> <li>⑤製造番号・記号</li> <li>⑥使用期限（有効期間）</li> </ul> <p>～譲受日、譲渡人に関する情報～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦譲受年月日</li> <li>⑧薬局名</li> <li>⑨薬局の連絡先</li> </ul> <p>⑩医薬品を渡した者（担当薬剤師または窓口対応者）</p> <p>2 ) 保存期間 記載の日から 3 年間</p> | <p><b>薬局開設者</b></p> <p>1 ) 書面への記載事項</p> <p>～医薬品に関する情報～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造販売業者</li> <li>②医薬品名</li> <li>③規格</li> <li>④数量</li> <li>⑤製造番号・記号</li> <li>⑥使用期限（有効期間）</li> </ul> <p>～譲渡日、譲受人に関する情報～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦譲渡年月日</li> <li>⑧薬局名</li> <li>⑨薬局の連絡先</li> <li>⑩薬局開設許可番号</li> <li>⑪医薬品を受け取った者</li> </ul> <p>2 ) 保存期間 記載の日から 3 年間</p> |

#### (4) 譲受・譲渡の手段、場所

- 薬局間における医薬品の譲受・譲渡については、当該薬局の従事者が対面により、譲渡側（販売・授与）の薬局で行う。

#### (5) その他の留意事項

- 薬局間における医薬品の譲受・譲渡にあたっては、同一法人（開設者が同一）の薬局であるか否かにかかわらず、本GLを順守する（譲受・譲渡に関する情報を記載した書面は、双方の薬局で保存する）。
- 薬局開設者は、譲渡人または譲受人に関する正しい情報を確認できない場合には、医薬品の購入・受領または販売・授与を行わない。
- 医薬品の購入・受領または販売・授与を行う薬局間において、過去に取引実績があり、双方が法に基づく薬局開設許可を受けた者等であることを既に確認している場合には、必ずしも「4. (1)」ならびに「4. (4)」の項で示す取り扱いを求めるものではない。

### 5. 参考（根拠法令、通知）

#### (1) 卸売販売業者・薬局における記録・管理の徹底【通知の概要】

##### ○譲渡等の記録の正確性の確保

卸売販売業者及び薬局開設者は、譲渡人の氏名（卸売販売業者等の名称）の確認の際には、医薬品を納品する者の身分証明書等の提示を求めて本人確認を行うこと。併せて、譲渡人が有する販売業等の許可番号や連絡先等の情報を確認し、確認した情報については、譲渡人の氏名等の情報と併せて記録すること。

ただし、譲渡人との間で取引契約に基づく、継続した取引実績がある場合であって、譲渡人が医薬品の販売業等の許可を受けた者等であることを既に確認している場合はこの限りではない。

##### ○管理薬剤師による医薬品の管理の徹底

卸売販売業者及び薬局の管理者は、法第8条第1項及び第36条第1項の規定に基づき、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように医薬品等を管理する義務がある。このため、譲り受けた医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態の確認を行うとともに、医薬品の管理状況等について疑念がある場合には、譲渡人における仕入れの経緯、医薬品管理状況等を確認し、管理者として必要な注意をすること。

○薬剤師による医薬品の管理の徹底

薬局の薬剤師は、患者等に対し、調剤しようとする医薬品（その容器包装等を含む。）の状態を観察し、通常と異なると認められる場合は、これを調剤せず、異常のない医薬品を用いて改めて調剤するほか、医薬品等を管理する責任を有する管理薬剤師に報告するなど適切に対応すること。

「卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について」（平成29年2月16日、薬生総発0216第1号）厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知

(2) 薬局開設者、薬剤師の責務【法】

(医薬品等関連事業者等の責務)

**第1条の4** 〈中略〉第4条第1項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）〈中略〉は、その相互間の情報交換を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

(医薬関係者の責務)

**第1条の5** 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の有効性及び安全性その他これらとの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者〈中略〉及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

(3) 薬局開設者の遵守事項（薬局の管理者の意見の尊重）【法】

(薬局開設者の遵守事項)

**第9条** 〈略〉

**2 薬局開設者**は、第7条第1項ただし書又は第2項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、第8条第2項の規定による薬局の管理者の意見を尊重しなければならない。

(4) 薬局の管理者の義務（薬局開設者に対する必要な意見の具申）【法】

(管理者の義務)

**第8条** 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。

**2 薬局の管理者**は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならない。

(5) 医薬品の譲受・譲渡に関する記録【施行規則】

(医薬品の譲受け及び譲渡に関する記録)

**第14条** 薬局開設者は、医薬品を譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設〈中略〉の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一 品名

二 数量

三 譲受け又は販売若しくは授与の年月日

四 譲渡人又は譲受人の氏名

2 〈略〉

3 薬局開設者は、第1項の書面を、記載の日から3年間、〈中略〉保存しなければならない。

4、5 〈略〉

## (6) 医薬品の直接の容器等の記載事項 【法】

(直接の容器等の記載事項)

- 第50条** 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 名称（日本薬局方に収められている医薬品にあつては日本薬局方において定められた名称、他の医薬品で一般的名称があるものにあつてはその一般的名称）
  - 三 製造番号又は製造記号
  - 四 重量、容量又は個数等の内容量
  - 五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
  - 六 要指導医薬品にあつては、厚生労働省令で定める事項
  - 七 一般用医薬品にあつては、第36条の7 第1項に規定する区分ごとに、厚生労働省令で定める事項
  - 八 第41条第3項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品にあつては、その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
  - 九 第42条第1項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
  - 十 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）
  - 十一 習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意－習慣性あり」の文字
  - 十二 前条第一項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意－医師等の処方箋により使用すること」の文字
  - 十三 厚生労働大臣が指定する医薬品にあつては、「注意－人体に使用しないこと」の文字
  - 十四 厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限
  - 十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

## (7) 毒薬、劇薬の表示 【法】

(表示)

- 第44条** 毒性が強いものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する医薬品（以下「毒薬」という。）は、その直接の容器又は直接の被包に、黒地に白枠、白字をもつて、その品名及び「毒」の文字が記載されていなければならない。
- 2 効性が強いものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する医薬品（以下「劇薬」という。）は、その直接の容器又は直接の被包に、白地に赤枠、赤字をもつて、その品名及び「劇」の文字が記載されていなければならない。
  - 3 <略>

## (8) 向精神薬の記号 【麻向法】

(容器及び被包の記載)

- 第50条の19** 向精神薬営業者（向精神薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「」の記号及び次に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）が記載されている向精神薬以外の向精神薬を譲り渡してはならない。ただし、その容器の面積が狭いため記載事項を明りように記載することができない場合その他厚生労働省令で定める場合において、その容器又は容器の直接の被包に、厚生労働省令で定めるところにより、記載事項が簡略化されて記載されている向精神薬を譲り渡すときは、この限りでない。
- 一 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含量
  - 二 その他厚生労働省令で定める事項

## (9) 添付文書等の記載事項【法】

(添付文書等の記載事項)

回

**第52条** 医薬品は、これに添付する文書又はその容器若しくは被包(以下この条において「添付文書等」という。)

に、当該医薬品に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、次に掲げる事項(次項及び次条において「添付文書等記載事項」という。)が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意

二 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方において添付文書等に記載するように定められた事項

三 第41条第3項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品にあつては、その基準において添付文書等に記載するように定められた事項

四 第42条第1項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、その基準において添付文書等に記載するように定められた事項

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 〈略〉

## (10) 法第50条および法第52条に規定する記載事項の表示の特例【施行規則】

(調剤専用医薬品に関する表示の特例)

**第216条** 薬局において調剤の用に供するため当該薬局の開設者に、薬局開設者又は卸販売業者が、その直接の容器又は直接の被包を開き、分割販売する医薬品であつて、当該分割販売される医薬品の直接の容器又は直接の被包に次に掲げる事項の記載のあるものについては、当該医薬品の販売時において当該医薬品の分割販売の相手方たる薬局開設者が当該医薬品に関する次の表の上欄に掲げる法の規定による同表の中欄に掲げる事項が記載された文書又は容器若しくは被包を所持している場合に限り、同表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

一 「調剤専用」の文字

二 分割販売を行う者の氏名又は名称

三 分割販売を行う薬局又は営業所の名称及び所在地

注) 表は省略

2 前項の規定により、同項に掲げる医薬品について同項の表の中欄に掲げる事項の記載を、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は省略することができる場合において、薬局開設者が所持している同項に規定する文書又は容器若しくは被包に当該医薬品に関する法第52条各号に規定する事項が記載されているときは、当該医薬品については同条の規定は適用しない。

## (11) 分割販売について【通知の抜粋】

医薬品の販売業者において、医薬品の直接の容器又は被包を開き、その医薬品を分割して販売する行為が、販売の一態様に過ぎない分割販売に該当するか、薬事法に規定する医薬品製造業の許可を必要とする小分け製造行為に該当するかの区別は、当該行為が特定の人の求めに応じて行なわれるのか、それとも一般の人の求めに応じ得るようにするためあらかじめ行なわれるのかの相違により判断すべきである。

「薬事法に対する疑義について（薬事法第12条・第50条）」（昭和44年11月6日、薬事第326号）厚生省薬務局  
薬事課長回答

# 犯罪情報官 速報

## ATM利用制限により **県内初!** 還付金詐欺被害を阻止!!

### 状況

広島市安芸区内の男性(80歳代)は、役所を名乗る男から電話で、「高額医療費の還付金がある。」「キャッシュカードを持って、スーパーのATMへ行って。」などと言われ、近くのスーパーのATMへ行った。その後、男性は、携帯電話で犯人の指示を受けながら、広島信用金庫のキャッシュカードを使用してATMを操作したが、ATMでの利用制限の対象者であったため、振込を利用できなかったことにより被害が未然に防止されたもの。

### ATMの利用制限について

平成29年3月21日から、

広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫では、還付金詐欺の防止のため、同金庫の預金者の中  
70歳以上でかつ

過去1年間キャッシュカードによる振込をしたことがない方については、キャッシュカードによるATMでの振込ができないもの（振込は窓口での対応）。

### 警察からのお願い

金融機関におけるATMの利用制限の取組は、還付金詐欺の被害防止のため、警察からの要請により実施されております。  
ご理解とご協力をお願いします。



平成28年～平成32年  
**「めざそう！  
安全・安心・日本一」**  
ひろしまアクション・プラン

#### 運動目標

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる  
**日本一安全・安心な広島県の実現**

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

#### 重点項目

なくそう特殊詐欺被害

アンダー

**5** ↓  
作戦

## 国会レポート 「医療情報データの活用」



自由民主党総務副会長  
参議院議員・薬剤師 藤井 もとゆき

3月に入り、日に日に暖かさを増して春の訪れを肌身で感じる季節となりました。スギ花粉の飛散も始まり、花粉アレルギーに悩まされる人々にとっては辛い季節を迎えてます。関東での花粉飛散量は、前年より少ないと予想されていますが、如何でしょうか。

さて、新聞や雑誌で「ビッグデータ」という用語を頻繁に見かけるようになっていますが、すでに商業、マーケティングなど様々な分野で施策や戦略立案に活用されてきています。医療分野においても、本来は医療費適正化の目的で収集されていた、電子レセプト情報と特定健診等情報データベース（NDB）について、2011年から高いレベルでのセキュリティ要件を課したうえで、行政機関や研究者等に対してデータ提供が行われています。NDBには医療保険のレセプトデータのかなりの部分が集められるとともに、年間2千万件を超える特定健診・特定保健指導のデータが含まれており、こうした有用なデータを広く国民に提供し更に活用するため、利用者の目的に応じて様々な用途に活用できるよう単純な集計表として、昨年10月に第1回の公表が行われたところです。

また、医薬品の安全対策をより効果的に行うため、医療機関や製薬企業等からの副作用の自発報告に加え、全国10の拠点医療機関から1千万人規模の医療情報を収集し、データベースを整備する事業が2011年度から進められています。このデータベースを活用して、薬剤疫学的手法により医薬品の副作用情報等を定量的に解析することにより、他剤との副作用発現頻度の比較や安全対策措置後の効果検証等が可能となり、医薬品の迅速・的確な安全対策の実施につながるものと期待されています。

更に政府は、医療分野の研究開発を促進するため、個人の権利・利益の保護に配慮しつつ、複数の医療機関から治療や検査などの医療情報を収集し、安全に管理・匿名化を行い、円滑に提供する仕組みを整備する「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案」を国会に提出しました。研究機関や産業界等がデータを適切に利活用することにより、医療の質や効率性の向上、新薬や医療機器の開発のための研究開発の進展、医療情報を用いた健康管理や診療支援などの新技術・新産業の創出といった効果をもたらすものと思います。

ところで、開会中の第193回通常国会は2月27日の衆議院予算委員会並びに衆議院本会議にて、自民・公明の与党等の賛成多数で可決し、審議の舞台は参議院に移りました。衆議院予算委員会では、内閣府再就職等監視委員会が法令違反を指摘した文部科学省の天下り斡旋問題、TOC条約を批准するために提出が予定されているテロ等準備罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案や南スーダンの自衛隊PKO活動などを巡り、激しい質疑応答が行なわれてきました。参議院では予算案に関する真摯な議論が行われるものと期待しています。

# 国会レポート

## 「偽造医薬品の流通防止」



自由民主党総務副会長  
参議院議員・薬剤師 藤井 もとゆき

都心は桜が咲き誇り、新入生や新社会人の門出に彩りを添えています。

春の選抜高校野球決勝戦は、大阪桐蔭高校と履正社高校による史上初の大坂対決となりましたが、大阪桐蔭高校が昨秋の地方大会の雪辱を果たし、5年振り2回目の優勝を飾りました。勝敗は付きもので避けられないですが、最後まで諦めず直向きにプレーする高校球児の姿には、何時もながら感動を覚えます。

また、日本出身横綱の誕生に盛り上がりを見せた大相撲3月場所は、新横綱の稀勢の里が先場所に続き2回目の優勝を飾りました。初日から順調に白星を重ねてきた稀勢の里、13日目の取り組みで左肩を痛め出場も危ぶまれましたが、横綱としての使命感から克服、千秋楽の本割り、そして優勝決定戦と必死に勝負に挑む姿は、多くのファンを魅了しました。

国会は3月27日午後の参議院本会議で、一般会計の歳出総額が過去最大の97兆4,547億円となる平成29年度予算案が可決、成立し、今後はテロ等準備罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案、天皇陛下の退位に関する法案等の重要な審議に注目が集まります。野党は、大阪の森友学園への国有地払い下げ問題で政府を追及する構えですが、審議の遅れによって国民生活に支障を来すことの無いよう、真摯に取り組んで参りたいと思います。

さて、年明け早々の1月、C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品が流通し、奈良県内の特定の薬局チェーンで患者に調剤されたという、耳を疑うようなニュースが飛び込んできました。運良く当該医薬品を調剤された患者さんは服用前に異変に気付き、大事に至らなかったことは不幸中の幸いでした。

諸外国では偽造医薬品の流通が社会問題ともなっているところもありますが、流通システムの整っている我が国では、インターネットによる海外からの個人輸入や犯罪グループの関与による不正輸入などで偽造品が発見されることはあっても、今回のように医薬品の卸売販売業者から保険調剤薬局を通じて偽造医薬品が流通するというのは前代未聞のことです。

今回の事案で発見された偽造品は、外箱から取り出された裸ボトルで、外箱に封入されているはずの添付文書も添付されていなかったとのことです。既に関与した事業者には行政による処分も科されていますが、許可を受けて生命関連商品を取り扱う事業者が、外箱や添付文書もない明らかに不自然な製品を何の疑いも持たず流通させたことは、決して許される事ではありません。

厚労省は「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」を設置し、3月29日に第1回の会合が開かれました。4月4日の参議院厚生労働委員会でも指摘させて頂きましたが、国民の不信や医療関係者の不安を解消するためにも、同様な事案が再び発生することのないよう、早急かつ徹底した流通防止対策の実行を望みたいと思います。同時に薬剤師、薬局の皆さんには、改めて国民の信頼確保に努めて頂くよう、お願いしたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 日本薬剤師連盟組織内統一候補に本田あきこ氏が決定

広島県薬剤師連盟  
幹事長 青野 拓郎

去る3月22日に開催された日本薬剤師連盟平成28年度定時評議員会において、次期参議院議員通常選挙の組織内統一候補者に本田あきこ氏が決定ました。

先ずは、会員の皆様に顔と名前を知っていただくことが課題ですので、今後、「全国キャラバン」を行います。本田あきこ氏に日本薬剤師連盟役員が帯同して、積極的に各県連盟・支部等を訪問させていただきます。

何卒、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



## 【プロフィール】

本籍／熊本県 生年月日／1971年9月29日 星座／てんびん座 血液型／A型

趣味／街の散策、美術鑑賞

### ●学歴

平成2年 私立九州女学院高等学校（現 ルーテル学院）卒業

平成8年 星葉科大学卒業

### ●職歴

平成10年 医薬品卸勤務

平成13年 保険薬局勤務

平成19年 製薬会社勤務、医薬品卸勤務

平成25年 保険薬局勤務

平成28年 (公社) 熊本県薬剤師会勤務

平成14年 参議院議員公設秘書

# 犯罪情報官 速報

## 有料サイト未払い金請求 の詐欺被害が 急増中!

**利用料を電子マネーで支払えは詐欺！**

### 手 口

サイト運営企業等を名乗る者から、突然、スマートフォンや携帯電話に、ショートメールなどが送られてきます。

メールの内容は、

- ・有料サイトの利用履歴があり、料金が発生している
  - ・本日中に連絡がない場合は、法的手続きに移行するなどで、表示された電話番号に架電すると
  - ・払わないと裁判になる
  - ・今日中に支払えばお金は返金する
- などと不安をあおり、  
コンビニの電子マネーを購入させ  
 お金をだまし取るものです。

**身に覚えのないメールは無視を！  
必ず誰かに相談しましょう！！**



平成 28 年～平成 32 年  
**「めざそう！  
安全・安心・日本一」**  
 ひろしまアクション・プラン

運動目標

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる  
**日本一安全・安心な広島県の実現**

重点項目

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害

アンダー

**5** ↓  
作戦

# 新薬剤師研修会2017

共催：（公社）広島県薬剤師会 広島県病院薬剤師会 広島県薬剤師研修協議会

職場を越えた新しい仲間との交流がグッと深まる研修会のご案内です。  
皆さまのご参加をお待ちしております。

対象 平成27～29年の国家試験合格者

日時 6月11日(日) 15時より

会場 広島県薬剤師会館 4階ホール

(中区富士見町11-42)

(フジグラン広島近く 八丁堀から徒歩10分)

参加費 500円(懇親会費含む)

内容

15:00 「薬剤師の職能・薬剤師会のはたらき」

広島県薬剤師研修協議会会長 松尾 裕彰 先生

16:00 「発見！あなたの薬剤師軸」

広島県薬剤師会常務理事 吉田 亜賀子 先生

「薬剤師になる」という目標を達成したあなたの今の目標は何か？ 目標の達成感はあなたの生活をパワフルにしてくれますが、実は目標よりあなたをパワフルにしてくれるものがあるんです。それは…ちまたでブームになっているコーチングを使ってそれを発見しませんか？

あなたの薬剤師生活やもしかしたら日常生活をもパワフルにしてくれるかもしれません！

18:00 懇親会(2時間程度)

**日本薬剤師研修センター研修認定制度による認定研修会です**

参加希望の方は 6月2日(金)17時まで にお申し込みください。

申込先：（公社）広島県薬剤師会事務局 木下

TEL: 082-246-4317 FAX: 082-249-4589 Mail: kinoshita@hiroyaku.or.jp

コピーして下記の部分をFAXしてください。

新薬剤師研修会に参加を希望します。

お名前 \_\_\_\_\_ 性別 男性  女性  (○をつけてください)

勤務先 \_\_\_\_\_

☆会員以外の方でも構いません。お友達とお誘い合わせの上、ぜひご参加ください☆

発 行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号  
電話(082) 246-4317(代) FAX(082) 249-4589  
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した  
植物油インクを使用しています。